

令和7年 第4回

大 仙 市 議 会 定 例 会 会 議 録

令和7年11月28日 開会

令和7年12月18日 閉会

大 仙 市 議 会

令和7年第4回大仙市議会定例会会議録目次

○第1日目（11月28日）

議事日程第1号	1
出席議員	3
欠席議員	3
遅刻議員	3
早退議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
開 会	4
市長招集あいさつ	4
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定（21日間）	5
諸般の報告	5
市政報告	6
議案説明・質疑・討論・表決	12
議案第118号	12
議案説明・質疑・委員会付託	13
報告第7号から議案第125号まで	13
議案第126号から議案第128号まで	16
休 憩	17
再 開	18
委員長報告・質疑・討論・表決	18
産業建設常任委員長（報告第7号）	18
総務企画常任委員長（議案第119号）	20
〃（議案第120号）	20
〃（議案第121号）	20
各常任委員長（議案第122号）	21
教育厚生常任委員長（議案第123号）	22
〃（議案第124号）	22
〃（議案第125号）	22
産業建設常任委員長（議案第126号）	22
〃（議案第127号）	22

産業建設常任委員長（議案第128号）	22
議案説明	23
議案第129号から議案第142号まで	23
議案第143号	28
休会の件	29
散会	29

○第2日目（12月8日）

議事日程第2号	31
出席議員	31
欠席議員	31
遅刻議員	31
早退議員	31
説明のため出席した者	31
事務局職員出席者	32
開議	32
一般質問	32
○菊地伸議員	32
○門脇智宏議員	38
○秩父博樹議員	45
休憩	50
再開	51
○小須田逸子議員	57
休憩	63
再開	63
○佐藤芳則議員	63
○佐藤隆康議員	76
散会	81

○第3日目（12月9日）

議事日程第3号	83
出席議員	84
欠席議員	85
遅刻議員	85
早退議員	85

説明のため出席した者	85
事務局職員出席者	85
開 議	85
一般質問	86
○高橋智也議員	86
○山谷喜元議員	91
○佐藤文子議員	96
休 憩	101
再 開	101
○挽野利恵議員	107
休 憩	117
再 開	117
○本間輝男議員	118
質疑・委員会付託	129
議案第129号から議案第143号まで	129
委員会付託	130
陳情第1号から陳情第7号まで	130
休会の件	130
散 会	130

○第4日目（12月18日）

議事日程第4号	131
出席議員	133
欠席議員	133
遅刻議員	133
早退議員	133
説明のため出席した者	133
事務局職員出席者	134
開 議	134
議席の一部変更	134
委員長報告・質疑・討論・表決	134
総務企画常任委員長（議案第133号）	135
教育厚生常任委員長（議案第129号）	136
〃（議案第130号）	136
〃（議案第131号）	136

教育厚生常任委員長 (議案第 1 3 2 号)	1 3 6
" (議案第 1 3 4 号)	1 3 6
産業建設常任委員長 (議案第 1 3 5 号)	1 3 6
" (議案第 1 3 6 号)	1 3 6
" (議案第 1 3 7 号)	1 3 7
" (議案第 1 3 8 号)	1 3 7
" (議案第 1 3 9 号)	1 3 7
各 常 任 委 員 長 (議案第 1 4 0 号)	1 3 8
教育厚生常任委員長 (議案第 1 4 1 号)	1 4 0
産業建設常任委員長 (議案第 1 4 2 号)	1 4 2
" (議案第 1 4 3 号)	1 4 2
委員長報告・質疑・討論・表決	1 4 2
教育厚生常任委員長 (陳情第 1 号)	1 4 3
" (陳情第 2 号)	1 4 3
" (陳情第 3 号)	1 4 3
" (陳情第 5 号)	1 4 3
" (陳情第 7 号)	1 4 3
質疑・討論・表決	1 4 8
意見書案第 1 号・第 2 号	1 4 8
各委員会から閉会中の継続審査及び調査の申し出について	1 4 9
議員の派遣について	1 4 9
閉 会	1 5 0
○署 名	1 5 1
○参考資料	
日程表	1 5 3
一般質問通告者	1 5 6
議案等一覧	1 5 8
議 案	1 5 8
報 告	1 6 0
陳 情	1 6 1
意見書案	1 6 1

令和7年第4回大仙市議会定例会会議録第1号

令和7年11月28日（金曜日）

議事日程第1号

令和7年11月28日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定（21日間）
- 第 3 議長報告
- ・ 常任委員会の所属変更について
 - ・ 議会改革推進会議委員長及び副委員長の選出について
 - ・ 専決処分報告（法第180条関係）
 - ・ 例月現金出納検査結果
 - ・ 議会動静報告書
- 第 4 市政報告
- 第 5 議案第118号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 報告第7号 専決処分報告について（令和7年度大仙市一般会計補正予算
(第7号)）
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第119号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第120号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第121号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第10 議案第122号 令和7年度大仙市一般会計補正予算（第8号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第11 議案第123号 令和7年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第12 議案第124号 令和7年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第13 議案第125号 令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第14 議案第126号 令和7年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第15 議案第127号 令和7年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第16 議案第128号 令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第17 議案第129号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（説明）
- 第18 議案第130号 大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（説明）
- 第19 議案第131号 大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（説明）
- 第20 議案第132号 大仙市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（説明）
- 第21 議案第133号 財産の処分について（説明）
- 第22 議案第134号 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について（説明）

- 第23 議案第135号 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定
について (説明)
- 第24 議案第136号 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の
指定について (説明)
- 第25 議案第137号 大仙市総合公園野球場及び大仙市総合公園テニスコートの指
定管理者の指定について (説明)
- 第26 議案第138号 大仙市サン・スポーツランド協和野球場等の指定管理者の指
定について (説明)
- 第27 議案第139号 大仙市太田体育館等の指定管理者の指定について (説明)
- 第28 議案第140号 令和7年度大仙市一般会計補正予算(第9号) (説明)
- 第29 議案第141号 令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)
(説明)
- 第30 議案第142号 令和7年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第3号)
(説明)
- 第31 議案第143号 令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算(第2号)
(説明)
-

出席議員(23人)

1番 大山利吉	2番 小須田逸子	3番 佐藤文子
4番 菊地伸	5番 小笠原昌作	6番 高橋智也
7番 挽野利恵	8番 秩父博樹	9番 佐藤芳則
10番 安達成年	11番 門脇智宏	12番 佐藤隆康
13番 青柳友哉	14番 石塚 柏	15番 古谷武美
16番 高橋徳久	17番 本間輝男	18番 佐藤育男
19番 橋本琢史	20番 山谷喜元	22番 橋村 誠
23番 高橋敏英	24番 後藤 健	

欠席議員(1人)

21番 佐藤芳雄

遅刻議員(0人)

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	今 野 功 成
副 市 長	舩 谷 祐 幸	教 育 長	伊 藤 雅 己
総 務 部 長	伊 藤 公 晃	企 画 部 長	佐々木 英 樹
市 民 部 長	伊 藤 敬	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 和 博
こども未来部長	田 口 美和子	農 林 部 長	斎 藤 秋 彦
経 済 産 業 部 長	鎌 田 篤 史	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	加 賀 貢 規
建 設 部 長	京 野 和 明	病 院 事 務 長	藤 原 孝 之
教育委員会事務局長	佐々木 泰 宏	上 下 水 道 局 長	小 林 孝 至
総 務 課 長	三 浦 政 輝		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐々木 孝 子	主 幹	黒 田 貴 彦
主 査	藤 澤 正 信		

午前10時00分 開 会

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより令和7年第4回大仙市議会定例会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） おはようございます。

本日、令和7年第4回大仙市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告1件、人事案1件、条例案7件、単行案7件及び補正予算案11件の合計27件であります。

このうち、ツキノワグマの対策事業に係る補正予算の専決処分報告1件、人権擁護委員の人事案1件、並びに給与改定に係る条例案3件及び補正予算案7件につきましては、

本日、採決をお願いするものであります。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

【老松市長 降壇】

午前10時01分 開 議

○議長（後藤 健） これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は21番佐藤芳雄議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において5番小笠原昌作議員、6番高橋智也議員、7番挽野利恵議員を指名いたします。

○議長（後藤 健） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

○議長（後藤 健） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

総務企画常任委員会に所属していた21番佐藤芳雄議員から教育厚生常任委員会へ、教育厚生常任委員会に所属していた23番高橋敏英議員から総務企画常任委員会へ、それぞれ所属を変更したいとの申し出がありましたので、委員会条例第8条第3項の規定により、議長において両議員の常任委員会の所属を申し出のとおり10月23日付で変更しましたので報告いたします。

次に、去る11月21日に開催されました議会改革推進会議において、委員長に13番青柳友哉議員、副委員長に7番挽野利恵議員が選出されましたので報告いたします。

また、議会の委任による専決処分報告が市長から、例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

あわせて、9月定例会初日から昨日までの議会動静報告書をお手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（後藤 健） 日程第4、市長から市政報告の申し出がありますので、これを許します。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 令和7年第4回大仙市議会定例会に当たり、諸般の状況について申し上げます。

はじめに、ツキノワグマによる被害についてであります。

春先から、市内各地でクマの目撃情報が多く寄せられていたことから、猟友会や警察をはじめとした関係機関と連携を図りつつ、被害の未然防止と緊急時の体制整備に当たってきたところでありますが、10月以降、目撃件数が急増し、11月26日現在の目撃件数及び捕獲頭数は、過去最多となった令和5年度を上回る1,046件と160頭になっております。特に今年は、クマの餌となる木の実が大凶作となったこともあり、餌を求めて人里に下りてくるクマが多く、市街地での出没が相次ぎ、本市においても6件の人身被害が発生するなど、深刻な事態となっております。

被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

こうした事態を受け、市では出没情報の発信や注意喚起に加え、全庁体制での巡回パトロールの実施や、小・中学校へのクマよけスプレーの配備、市が主催する屋外イベントの中止などの対策に加え、緊急銃猟の実地訓練を通じ、関係機関と有事の際の迅速な対応を確認し、共有したほか、10月27日には、クマの捕獲に係る経費や緊急広報に係る経費の専決処分をさせていただいたところであります。

また、11月15日から児童館や体育館など27の公共施設を無料開放し、子どもが安心して遊べる環境を確保したほか、11月18日と26日の両日には、陸上自衛隊秋田駐屯地の皆様から、箱わなの設置や撤去作業の支援をいただいております。

11月に入り、目撃件数は減少傾向にあるものの、依然として出没や被害が確認されている状況にあり、この傾向は今後も続くものと見込まれることから、対策のさらなる

強化を図るため、多くの申請が寄せられている誘引樹木の伐採に対する補助金の追加と、クマの捕獲に係る新たな奨励金について、今次定例会に予算の補正をお願いしております。

国においても、今年のカマ被害を非常事態と捉え、11月14日に「カマ被害対策パッケージ」が閣議決定されたところであり、こうした支援メニューも活用し、引き続き関係機関と緊密に連携を図りながら、足下の対策はもとより、中長期視点に立った抜本的な対策にも取り組んでまいります。

市民の皆様におかれましては、これまでにない危険な事態であることをご理解いただくとともに、「山に近づかなければ大丈夫」、あるいは「自分だけは大丈夫」といった意識を改めていただき、常にカマに遭遇するリスクがあることを念頭に、引き続き基本的な対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

次に、「大曲の花火」についてであります。

「第97回全国花火競技大会」が、8月30日、国土交通省をはじめ秋田県警や広域消防、消防団など関係機関の皆様のご協力の下、盛大に開催されております。

当日は、天候が心配されたところでありましたが、打ち上げが始まる頃には回復し、全国からご参加いただいた28の花火業者が技術の粋を詰め込み、夜空に大輪の花を次々と咲かせ、多くの花火ファンを魅了しております。

また、「交響詩フィンランディア」と題した大会提供花火は、世界各地で紛争が絶えない中、「大曲の花火憲章」が掲げる、平和への祈りと未来への希望が全世界に届くようにとの願いを込めて、壮大な演出の下、打ち上げられており、会場の皆様にもメッセージを感じ取っていただけたものと思っております。

10月4日には、「大曲の花火 秋の章」が開催されており、地元花火業者による芸術花火や、若手花火師によるプロデュース花火が打ち上げられたほか、ドローンショーや、過去に新作花火コレクションで行われていたメッセージ花火を復活させ、地域への感謝や、偉大な先人たちへの追悼の思いが込められた花火が、秋の夜空を彩っております。

次に、主な部局ごとに諸般の報告を申し上げます。

はじめに、企画部関係についてであります。

女性の活躍推進につきましては、10月20日、花火伝統文化継承資料館はなび・アムを会場に「総務省出前講座」を開催しており、約40人の皆様にご参加いただいております。

ります。今回の講座では、総務省国際統計管理官の永田真一氏を講師にお迎えし、「心から楽しく暮らし続けられる大仙市に」と題し、統計データを読み解きながら、女性活躍推進やダイバーシティ分野を担当されたご経験を交えつつ、多様な価値観を尊重し合う社会づくりについてご講演をいただいております。

次に、市民部関係についてであります。

市民アンケートの結果を受けて整備を進めてきた「市営合葬墓」につきましては、11月7日に供用を開始しております。これまで自宅にご遺骨を保管されていた方や既に墓じまいを済ませた方などを対象に納骨を受け付けており、11月26日現在、19人の皆様からお申し込みをいただき、27体のご遺骨を納めております。

次に、健康福祉部関係についてであります。

「大仙市戦没者追悼式」につきましては、9月19日、仙北ふれあい文化センターを会場に、戦没者遺族をはじめ関係者71人の参列の下、開催しております。また、同日には、「第58回一般財団法人秋田県遺族連合会・大仙市・仙北市・仙北郡戦没者遺族地方大会」も開催されており、戦後80年企画として、広島市における原爆被害の実相をVR映像で疑似体験できるコーナーを設置したほか、慰霊巡拝の写真パネルの展示や、高校生が描いた原爆の絵画展が行われております。戦後80年の節目に当たり、先の大戦を振り返り、戦没者の皆様に追悼するとともに、「非核平和宣言都市」として恒久平和への願いを新たにす有意義な機会になっております。

「健幸まちづくりプロジェクト」につきましては、9月7日、本市と連携協定を締結する企業各社のご協力の下、国指定史跡「払田柵跡」を会場に「健幸モーニングウォーク」を開催しております。当日は315人の皆様にご参加いただき、元プロ野球選手の宮本慎也氏によるトークショーや体組成計による測定体験、健康に関するイベントなどを楽しみながら、爽秋のウォーキングを満喫していただいております。

また、10月31日には、健幸まちづくりプロジェクトの開始から5周年を記念し、大曲エンパイヤホテルを会場に「健幸フェスタ in DAISEN」を開催しており、市民をはじめ121人の皆様にご参加いただいております。当日は「株式会社タニタ」代表取締役社長、谷田千里氏を講師にお迎えし「健康で幸せに暮らせる街、DAISEN！」と題してご講演をいただいたほか、市内でフィットネス事業を展開する「株式会社フィールド」の協力による「座ってできるフィットネス」やタニタカフェ監修の「特別メニュー」の試食会を行ったところであり、健幸まちづくりのさらなる推進に向けた

機運を高め、「健幸の輪」が大きく広がる機会になったものと思っております。

次に、こども未来部関係についてであります。

ヤングケアラーへの対応につきましては、令和4年度に実施した市独自の調査結果を受けて、相談体制の強化や理解の促進に努めてきたところでありますが、今年の「子ども・若者育成支援推進法」の改正により、ヤングケアラーの定義が明確になったことを受け、市内の学校に通う小学4年生から高校3年生までの児童・生徒と、小・中学校及び高等学校を対象にアンケート調査を実施しております。現在、回答の集計作業を進めているところでありますが、その結果を受け、優先的な支援が必要と認められる児童・生徒については、プライバシーや心情に配慮し、関係機関と連携を図りながら適切にアプローチするとともに、ケースに応じて必要な支援につなげてまいります。

子育て支援につきましては、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として、10月に小学校の給食費無償化を開始したところであり、18歳までの子どもの「医療費無償化」、全年齢層の「保育料無償化」、そして義務教育における「給食費無償化」と「三つの無償化」を実現したところであります。

今後も、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、様々な機会を通じて子どもや若者、子育て世代の声を伺い、その声や目線を各種施策に取り入れながら、地域全体で「子どもや子育て世帯に寄り添い、子育てにやさしいまちづくり」を推進してまいります。

次に、農林部関係についてであります。

稲作につきましては、これまでの「作況指数」に代わり、より生産現場の実態に近いとされる「作況単収指数」が導入されており、10月25日現在、全国で102の「やや良」、秋田県及び県南では103の「やや良」と発表されています。11月26日現在のJA秋田おぼこ管内における1等米比率については、夏の異常気象の影響が心配されたものの、98.5パーセントと前年産米と比較し高い水準となっております。

また、米価につきましては、急速なインバウンド需要の回復などによる外食需要の増加や、米不足に端を発した調達競争の長期化など複数の要因が重なり、高止まりが続いております。

稲作を基幹に位置付ける本市にとりましては、農業所得の向上につながるものと大いに期待するところでありますが、その一方で、消費者離れが懸念されるほか、生産コストの上昇など、生産現場は依然として厳しい状況が続いております。こうした現状を踏まえ、農業者の皆様が、意欲を持って持続的に農業に取り組むことができるよう、国や

県の動向を注視しながら、次期「農業振興計画」の策定を進めてまいります。

次に、経済産業部関係についてであります。

企業誘致につきましては、9月4日、プログラム開発やITインフラの構築などを手がける「株式会社エーオー」と立地協定を締結しており、来年4月に「コミュニティスペース GATHER」で事業を開始する予定と伺っております。同社は、IT人材の社内育成を積極的に推進しており、多様な働き方ができる若者の雇用の受け皿として大いに期待しているところであります。

今後も、若者が希望するライフデザインを描くことができる、こうした企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。

次に、観光文化スポーツ部関係についてであります。

観光振興につきましては、インバウンド観光事業として、10月4日と5日の両日、旧本郷家住宅を会場に「日本のお祭り」体験イベントを開催しております。このイベントは、市を代表する観光資源である「大曲の花火」を核に、伝統文化や郷土芸能などの体験を結びつけた周遊旅行商品のモニターツアーとして実施したもので、「大曲の花火 秋の章」にあわせたインバウンド誘客の拡大に向け、日本航空株式会社の客室乗務員1名と、国際教養大学の学生6名にモニターとして参加いただき、観光に関わる事業者や若者の目線で貴重なご意見をいただいております。

「第45回全県500歳野球大会」につきましては、2日間の雨天順延を挟み、9月21日から6日間の日程で、神岡野球場を主会場に市内18会場で開催されており、全県から182チームが参加しております。大熱戦の末、秋田市の牛島クラブが6年ぶり4回目の優勝を飾っており、「第31回世界少年野球大会秋田大会」の開催を記念し、創設された「王貞治杯」を手にしております。

次に、建設部関係についてであります。

「国道13号大曲・秋田間整備促進期成同盟会」並びに「高規格道路本荘大曲道路整備促進期成同盟会」につきましては、10月28日から11月19日までの間、秋田県選出国會議員や内閣官房、財務省、国土交通省、秋田県などに集中的に要望活動を行っております。

これにあわせ、今年6月に策定された「第1次国土強^{じん}靱化実施中期計画」の下、近年の資材価格上昇や人件費高騰を踏まえた予算の充実や、防災・減災・国土強靱化の取り組みの継続的かつ安定的な推進などについて、強く要望しております。

次に、教育委員会事務局関係についてであります。

学校再編につきましては、中仙、仙北、太田の各地域において、小・中学校の保護者をはじめ、地元代表者や認定こども園、学校の関係者をメンバーとする学校再編検討委員会を立ち上げ、3地域の学校再編の方向性についてご協議いただき、答申をいただいたところであります。

この答申に基づき、現在「第二次大仙市学校規模適正化推進計画」の策定作業を進めており、今次定例会最終日の本会議終了後、議員全員協議会において概要をご説明申し上げることとしております。

市民が主役のまちづくり講座「大仙アカデミー」につきましては、10月15日、グランドパレス川端を会場に開催しており、約180人の市民の皆様にご参加いただいております。今回の講座では、デジタル庁のオープンデータ伝道師を務められている武蔵大学社会学部メディア社会学科教授の庄司昌彦氏を講師にお迎えし、「AIと関係人口から考える地域のデジタル・トランスフォーメーション」と題して、進化を続けるAI技術の活用や関係人口の事例を交えながら、地域におけるDXの在り方についてご講演いただいております。

最後に、令和8年度の当初予算編成について申し上げます。

本市の財政見通しにつきましては、高水準の賃上げや企業の堅調な設備投資、個人消費の回復基調などを背景に、昨年引き続き市税収入の一定の伸びが期待されるものの、不安定な社会情勢などから、依然として先行きは不透明な状況にあります。また、今般の国勢調査の結果によっては、歳入の約4割を占める地方交付税に大きな影響が生じる可能性があり、今後も厳しい財政運営が続くものと考えております。

一方で、歳出については、長引く物価高騰による公共施設や学校施設の維持管理費などの経常経費に加え、利払い費や人件費の増加が見込まれる中、子育て支援をはじめとする重点施策や持続可能な社会の実現に向けたDXやGXの推進、学校施設の再編などの社会基盤の更新も着実に進めていく必要があります。

各種財政指標につきましては、市債発行額の抑制や各種基金への積み増しなど、これまでの財政健全化に向けた取り組みにより、着実に改善が図られているものの、毎年度の財政運営に当たっては、各種基金の取り崩しに大きく依存した状況が続いているほか、屋内遊び場施設整備事業などの大型公共事業が本格化することから、将来を見据えた財政基盤の構築が急務となっております。

こうしたことを踏まえ、令和8年度当初予算は、「第3次大仙市総合計画における主要な施策と事業の推進」「将来を見据えた行財政基盤の構築」を基本的な考え方として、「選択と集中による事業の重点化」や「新たな財源の確保策の検討」「市主催イベントの在り方の見直し」などの視点の下、日々変化する社会情勢や市民ニーズを的確に捉えつつ、10年先を見据えた予算編成に取り組んでまいります。

これに先立ち、国においては「総合経済対策」の裏付けとなる補正予算が、本日、閣議決定される予定となっており、今後、その早期成立を図り、食料品をはじめとした物価高騰への対策をはじめ、多岐にわたる対策を講じることとしております。

市といたしましても、今般の経済対策と補正予算の動向を注視しながら、国や県と歩調を合わせつつ、市民の皆様が真に必要としている対策を、機動的かつ重点的に講じてまいります。

以上、諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして市政の報告とさせていただきます。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） 日程第5、議案第118号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第118号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の2ページをご覧くださいと存じます。

本市人権擁護委員であります五十嵐榮作氏が、去る令和7年7月31日をもって同委員を退任したことから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼があったところであります。

本案は、阿部純一氏を新たに推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） これより質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより議案第118号を採決します。本件は同意と決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（後藤 健） 日程第6、報告第7号から日程第13、議案第125号までの8件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

【伊藤総務部長 登壇】

○総務部長（伊藤公晃） はじめに、報告第7号、令和7年度大仙市一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2、補正予算書〔10月専決〕をご覧ください。

3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、市内各地で多発するツキノワグマの出没や被害を受け、捕獲駆除に係る経費などについて補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ786万8千円を追加し、補正後の予算総額を463億3,502万円としたものであります。

それでは、補正の概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

20款繰越金は、前年度繰越金として786万8千円の補正であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、有害鳥獣駆除対策事業費として、今年度のツキノワグマの大量出没や人身被害の発生により、駆除件数が増加していることに伴う捕獲活動や、ツキノワグマを誘引する樹木伐採に対する補助金などとして786万8千円の補正であります。

以上、補正予算の専決処分報告についてご説明申し上げましたが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年10月27日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

続きまして、資料ナンバー1、議案書をご覧ください。

3ページから35ページまでをお願いいたします。

議案第119号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、県人事委員会勧告を受けた県の給与改定に倣い、一般職等の給与を改定するものであります。

内容といたしまして、令和7年度におきましては、一般職及び会計年度任用職員に係る給料表の給料月額について、県に準じた引き上げを行うとともに、本年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.025月分、合わせて0.05月分引き上げるほか、通勤手当や宿日直手当の見直しなどを行うものであります。

令和8年度におきましては、一般職及び会計年度任用職員の6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を同じくするほか、自動車等の使用者に対する通勤手当について、上限100キロメートル以上までの新たな距離区分を設け、当該区分に応じた額を定めるなどの改正を行うものであります。

本条例は、所要の経過措置を設け、令和7年度の給与改定は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するもので、令和8年度の給与改定は令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第120号、大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、並びに議案第121号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので、一括

してご説明させていただきます。

議案書の36ページから40ページまでをご覧ください。

本市給与制度につきましては、令和7年度から県に準拠した給与制度に移行することとし、議会議員並びに特別職の期末手当の支給月数についても県に準拠した改定を行うこととしたところ、この改定が従前の支給月数を引き下げる改定となったことから、経過措置により従前の支給月数を維持することとしておりました。

本2案は、今般、県の給与改定において、期末手当の支給月数が本市経過措置による支給月数と同じ月数まで引き上げられたことから、議会議員並びに特別職の期末手当の原則の支給月数の改定を行うものであります。

内容といたしまして、令和7年度においては、6月期の経過措置による支給月数と合わせて0.05月分の引き上げとなるように12月期の原則の支給月数を改定するとともに、令和8年度においては、6月期の原則の支給月数についても、県に準拠した改定を行うものであります。

次に、議案第122号、令和7年度大仙市一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー3の補正予算書〔12月補正①〕をご覧ください。

3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、給与改定や人事異動に伴う一般職及び会計年度任用職員に係る人件費の補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億9,160万5千円を追加し、補正後の予算総額を465億2,662万5千円とするものであります。

それでは、補正の概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

20款繰越金は、前年度繰越金として1億9,160万5千円の補正であります。

続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

1款議会費から、23ページの10款教育費までの職員人件費及び各特別会計繰出金は、給与改定や人事異動に伴う一般職の人件費、並びにその他の事業に計上されている補正項目につきましては、給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費であり、これらを合わせまして1億9,160万5千円の補正であります。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

今回の各特別会計の補正予算は、一般会計同様、給与改定や人事異動等に伴う一般職及び会計年度任用職員に係る人件費の補正をお願いするものであります。

29ページをお願いいたします。

議案第123号、令和7年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ108万4千円を追加し、補正後の予算総額を77億9,374万2千円とするものであります。

41ページをお願いいたします。

議案第124号、令和7年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ616万円を減額し、補正後の予算総額を11億8,722万1千円とするものであります。

51ページをお願いいたします。

議案第125号、令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,197万円を追加し、補正後の予算総額を11億8,256万3千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【伊藤総務部長 降壇】

○議長（後藤 健） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております報告第7号から議案第125号までの8件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） 日程第14、議案第126号から日程第16、議案第128号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林上下水道事業管理者。

【小林上下水道事業管理者 登壇】

○上下水道局長（小林孝至） 議案第126号から議案第128号につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、3会計ともに、給与改定及び人事異動等に伴う職員給与費の補正

であります。

資料ナンバー 3、補正予算書〔12月補正①〕63ページをご覧ください。

議案第126号、令和7年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正として、予算に定めた職員給与費に237万9千円を補正し、補正後の額を8億3,735万1千円とするものであります。

続きまして、79ページをお願いいたします。

議案第127号、令和7年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正として、予算に定めた職員給与費に143万8千円を補正し、補正後の額を11億2,073万3千円とするものであります。

続きまして、93ページをお願いいたします。

議案第128号、令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

第3条収益的支出の補正として、予算に定めた職員給与費に682万4千円を補正し、補正後の額を27億9,671万円とするものであります。

また、第4条資本的支出の補正として、予算に定めた職員給与費に78万円を補正し、補正後の額を23億9,934万1千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【小林上下水道事業管理者 降壇】

○議長（後藤 健） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第126号から議案第128号までの3件は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後ほどご連絡いたします。

午前10時38分 休 憩

午後 1時06分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（後藤 健） 日程第7、報告第7号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長10番安達成年議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、10番。

【10番 安達成年議員 登壇】

○産業建設常任委員長（安達成年） ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

報告第7号「専決処分報告について（令和7年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」につきましては、質疑において委員から「捕獲活動費の単価が4千円となっているが、この金額は日当単価なのか。また、猟友会等へ4千円以外でも支払われる報酬などはあるのか。報酬引き上げについて検討していただきたいと思うがいかがか。」との質疑があり、当局からは「4千円は日当単価であり、条例で統一された金額となっており、日当以外で支払われる報酬等は現在のところない状況となっている。報酬の引き上げや報奨金の支給について必要性は感じており、現在検討している。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「電気柵設置に関する補助として16件実績があるが、補助対象者はどのような方々なのか。また、教育施設から電気柵設置の要望は届いていないか。」との質疑があり、当局からは「農家がほとんどであり、営農に支障のない令和7年5月から8月下旬にかけて電気柵の設置を実施しており、効果があったと伺っている。また、教育施設からの電気柵設置の要望は現段階では届いていない。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「駆除された後のクマの処理はどうしているのか。猟友会の所有となり、流通に回しているのか。」との質疑があり、当局からは「猟友会によって食処分もしくは埋設処分されている。自分たちで処分できない猟友会については、市の職

員がクリーンセンターへ搬入し、処分している。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「箱わなを8基新規購入したようだが、いつ頃納入されたのか。また、鉄製でできていると思うが、使用期限などはあるのか。」との質疑があり、当局からは「太田地域の箱わなについては、地元の業者から11月10日に納品となっており、他の地域についてはメーカーから直接搬入となっている。また、使用期限については、耐用年数などは特にはないが、破損状況などから補修が必要となった時点で更新している。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより、報告第7号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（後藤 健） 日程第7、議案第119号から日程第9、議案第121号までの3件を一括して再び議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長19番橋本琢史議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

【19番 橋本琢史議員 登壇】

○総務企画常任委員長（橋本琢史） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしまし

たので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第119号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」から議案第121号「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」までの3件につきましては、関連があることから一括議題として審査いたしました。

当局の内容説明に対して、委員から「通勤手当の支給区分について、10キロメートル以上からの改定となった理由は何か。」との質疑があり、当局からは「通勤手当については、人事院勧告に倣って改定したものである。」との答弁がありました。

当局の答弁に対し、同じ委員から「職員の通勤手当は、最高額で幾ら支給されているか。」との質疑があり、当局からは「通勤距離が60キロメートル以上の職員がおり、最高額の3万1,600円を支給している。」との答弁がありました。

また、別の委員から「通勤手当で、通勤距離65キロメートル以上の区分を新設した意図について伺いたい。」との質疑があり、当局からは「60キロメートル以上の職員に生ずる不利益に配慮しつつ、国に倣った運用としたものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【19番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより議案第119号から議案第121号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第10、議案第122号から日程第16、議案第128号までの7件を一括して再び議題といたします。

本7件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長19番橋本琢史議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

【19番 橋本琢史議員 登壇】

○総務企画常任委員長（橋本琢史） ご報告いたします。

議案第122号「令和7年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」につきましては、当局の補正内容の説明に対し、委員から「今回の補正対応で、休職者への支給分の対応はどうなっているのか。」との質疑があり、当局からは「休職者のうち、8割支給の休職者については従来どおり支給する。休職となった職員の支給減額分は、今回の補正で減額処理している。」との答弁がありました。

また、同じ委員から「会計年度任用職員の任用見込みに応じた調整額について、3,000万円を減額する理由は何か。」との質疑があり、当局からは「当初見込みより少ない人数での任用となったため、任用見込みのない部分を減額調整したものである。」との答弁がありました。

当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【19番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、教育厚生常任委員長14番石塚柏議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 石塚柏議員。

【14番 石塚柏議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（石塚 柏） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第122号「令和7年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」、議案第123号「令和7年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第124号「令和7年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び議案第125号「令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」の4件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本4件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【14番 石塚柏議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、産業建設常任委員長10番安達成年議員。
（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

【10番 安達成年議員 登壇】

○産業建設常任委員長（安達成年） ご報告いたします。

議案第126号「令和7年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第127号「令和7年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）」及び議案第128号「令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）」の3件につきましては、質疑において、委員から「民間事業者に委託している上下水道お客様センターに、市役所を退職された方は雇用されているか。また、賃金引き上げについて相談されていることはあるか。」との質疑があり、当局からは「お客様センターに市役所を退職された方で雇用された方はいない。5年間の委託契約の中で、今のところ人件費増額の相談は受けていない。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であ

ります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより、議案第122号から議案第128号までの7件を一括して採決いたします。
本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本7件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第17、議案第129号から日程第30、議案第142号までの14件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

【伊藤総務部長 登壇】

○総務部長（伊藤公晃） はじめに、議案第129号、大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の41ページと42ページをお願いいたします。

本案は、各種保育施設等に関し、国が定める運営基準等が改正されたことに伴い、関係2条例において所要の改正を行うものであります。

内容といたしまして、児童虐待に該当する行為に係る関係法律の引用規定の整備を行うほか、事業の合理化を図る観点から、施設等において実施する健康診断について、母子保健法に基づく健康診査の内容が当該健康診断の全部または一部に相当すると認めら

れ、事業者等がその結果を把握している場合には、当該健康診断の相当部分を行わないことができることとするもので、このほか、所要の規定の整理を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第130号、大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の43ページと44ページをご覧ください。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、引用条項ずれの整理を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第131号、大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の45ページと46ページをご覧ください。

本案は、学校給食センターの統廃合計画に基づき、令和8年度から学校給食センターの配置を、総合・西部・東部の3カ所体制とするため、令和7年度をもって仙北学校給食センターを廃止し、学校給食総合センターに機能統合するもので、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第132号、大仙市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の47ページと48ページをご覧ください。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されました。

本案は、当該事業が令和8年度から本格実施されることを受け、本市における事業の認可基準として、施設等における設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

内容といたしましては、施設等の区分に応じ、県または本市条例に定める内容を基準とする一部の基準を除き、国が定める参酌基準の内容をもって本市における基準とするもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第133号、財産の処分について、ご説明申し上げます。

議案書の49ページをご覧ください。

本案は、国土交通省が実施する河川改修工事に伴い、本市西仙北地域において北野目地区レジリエンスベースの造成が計画されていることを受け、その候補地として選定さ

れた市有地 3 万 6, 9 1 5. 0 2 平方メートル及び立竹木一式を、合計 2, 4 7 3 万 6, 7 1 3 円で国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所に売り払うことについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第 1 3 4 号から議案第 1 3 9 号までの指定管理者の指定につきましては、関連がございますので一括してご説明させていただきます。

議案書は、5 0 ページから最終 5 5 ページまでになります。

議案第 1 3 4 号は、健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」を株式会社 TMO 大曲に 3 年間、議案第 1 3 5 号は、太田ふれあいの里及び太田農村体験の里を株式会社大曲スポーツセンターに 3 年間、議案第 1 3 6 号は、太田交流の森及び太田レクリエーションの森を株式会社大曲スポーツセンターに 2 年間、議案第 1 3 7 号は、総合公園野球場及び総合公園テニスコートを株式会社大曲スポーツセンターに 5 年間、議案第 1 3 8 号は、サン・スポーツランド協和野球場などの協和地域のスポーツ施設を株式会社協和振興開発公社に 5 年間、議案第 1 3 9 号は、太田体育館などの太田地域のスポーツ施設を株式会社大曲スポーツセンターに 2 年間、それぞれ管理させることについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第 1 4 0 号、令和 7 年度大仙市一般会計補正予算（第 9 号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー 4、補正予算書〔1 2 月補正②〕をご覧願います。

3 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、神岡庁舎の照明 L E D 化に係る工事費や、ふるさと納税額の見込みが増となることによる関連経費、柵の湯温泉の冷温水発生機の更新に係る経費などの補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 億 8, 2 3 0 万 3 千円を追加し、補正後の予算総額を 4 6 9 億 8 9 2 万 8 千円とするものであります。

6 ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、神岡庁舎の照明 L E D 化工事や柵の湯温泉の冷温水発生機更新工事など、事業完了が翌年度になる 7 件について設定をお願いするものであります。

7 ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましては、放課後児童クラブの運営及び中仙地域スクールバス運

行業務に係る委託料のほか、来年4月から更新される指定管理料など、計12件について追加をお願いするものであります。

それでは、補正の概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、道路橋りょう災害復旧費負担金及び子ども・子育て支援交付金などとして1,250万円の補正、16款県支出金は、スマート農業等導入総合サポート緊急対策事業費補助金などとして341万3千円の補正。

13ページをお願いいたします。

20款繰越金は、前年度繰越金として2億8,682万円の補正、21款諸収入は、分収交付金及び物件移転補償金などとして2,517万円の補正、22款市債は、庁舎等改修事業債などとして5,440万円の補正であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

2款総務費は、2億491万1千円の補正であります。

主な内容といたしまして、庁舎管理費は、神岡庁舎の照明LED化に係る実施設計が完了したことから、工事費などの関連経費として4,972万3千円の補正、ふるさと納税制度関連経費は、今年度の寄附額が当初見込みを上回ることから、返礼品や寄附受付業務等に係る追加の委託料として1億4,639万1千円の補正であります。

15ページをお願いいたします。

3款民生費は、540万2千円の補正であります。

内容といたしまして、在宅保育すこやか応援事業費は、在宅で児童を保育する保護者に対し一定額の手当を支給する事業であります。当初見込みより支給対象者が増加したことに伴い不足する扶助費として381万1千円の補正、病児・病後児保育事業費は、病児保育の利用時間が当初見込みを上回ったことに伴う医療機関への追加の委託料として159万1千円の補正であります。

16ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は1,515万2千円の補正であります。

主な内容といたしまして、「農業と食」活性化推進事業費は、スマート農業機械導入に対するトンネル補助金として252万円の補正、有害鳥獣駆除対策事業費は、ツキノワグマを誘引する樹木伐採に対する補助金が不足する見込みとなったこと、また、ツキノ

ノワグマの捕獲に対し、鳥獣被害対策実施隊へ新たに交付する奨励金として760万円の補正であります。

17ページをお願いいたします。

7款商工費は、市所有温泉施設管理費として、柵の湯及び中里温泉における食堂・宴会利用客が増加傾向にあり、食材等仕入費が不足するほか、柵の湯温泉の冷温水発生機更新に係る実施設計が完了したことによる工事費などとして4,923万1千円の補正であります。

18ページをお願いいたします。

8款土木費は6,207万8千円の補正であります。

内容といたしまして、除雪対策費は、県の福部内川河川改修事業に伴う流雪溝ポンプ場の移設設計業務に係る委託料として745万8千円の補正、道路改良事業費（社会資本整備総合交付金事業）は、大曲地域の市道駅東12号線など拡幅工事に係る調査、設計が完了したことから、関連する工事費などとして5,462万円の補正であります。

19ページをお願いいたします。

9款消防費は2,268万2千円の補正であります。

内容といたしまして、水害対策費は、経年劣化が進む常設排水ポンプ場の排水ポンプについて、令和8年度の出水期に備えるためオーバーホール等の修繕を行うもので1,872万2千円の補正、防災対策費は、Jアラート受信機の更新に係る経費として396万円の補正であります。

20ページをお願いいたします。

10款教育費は534万2千円の補正であります。

内容といたしまして、学校給食事業特別会計繰出金は、米価格高騰に伴う給食食材費の不足分を繰り出すもので375万円の補正、大曲市民会館管理費は、館内の空調設備などを管理している中央監視盤等の改修に係る実施設計費として159万2千円の補正であります。

21ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、道路橋りょう災害復旧事業費（補助分）として、8月19日からの大雨により被災した協和地域の市道木戸ヶ沢線について、国の災害査定が終了したことから、早期の復旧を図る工事費として1,750万5千円の補正であります。

続きまして、特別会計について、ご説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

議案第141号、令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、米の値上がりに伴う給食食材費の補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ375万円を追加し、補正後の予算総額を11億8,631万3千円とするものであります。

33ページをお願いいたします。

議案第142号、令和7年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、来年4月から更新される協和スキー場及び関連施設、並びに大台スキー場の指定管理料について、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【伊藤総務部長 降壇】

○議長（後藤 健） 日程第31、議案第143号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林上下水道局長。

【小林上下水道局長 登壇】

○上下水道局長（小林孝至） 議案第143号、令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4、補正予算書〔12月補正②〕の37ページをご覧ください。

今回の補正予算は、国の雄物川河川改修事業岩瀬湯野沢築堤工事に関連する管理用道路を整備するに当たり、集団移転された跡地に埋設されている下水道管路等が撤去されるため、撤去に係る資産減耗費と国からの補償金等を補正するものであります。

第2条収益的収入及び支出については、補償金並びに公営企業会計における現金の収入及び支出を伴わない収益と費用の補正で、予算に定めた収益的収入に長期前受金戻入、補償金、合わせて3,488万5千円を補正し、補正後の額を33億2,891万7千円とし、同じく収益的支出に資産減耗費1,672万6千円を補正し、補正後の額を28億1,343万6千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【小林上下水道局長 降壇】

○議長（後藤 健） これにて、本定例会に上程された議案についての説明が終了いたしました。

○議長（後藤 健） お諮りいたします。議案等調査のため、11月29日から12月7日までの9日間、休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、11月29日から12月7日までの9日間、休会することに決しました。

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来る12月8日、本会議第2日を定刻に開議いたします。
大変お疲れさまでした。

午後 1時41分 散 会

令和7年第4回大仙市議会定例会会議録第2号

令和7年12月8日（月曜日）

議事日程第2号

令和7年12月8日（月曜日）午前10時開議

第1 議長報告 ・ 議員定数等検討会議委員長及び副委員長の選出について

第2 一般質問

出席議員（23人）

1番 大山利吉	2番 小須田逸子	3番 佐藤文子
4番 菊地伸	5番 小笠原昌作	6番 高橋智也
7番 挽野利恵	8番 秩父博樹	9番 佐藤芳則
10番 安達成年	11番 門脇智宏	12番 佐藤隆康
13番 青柳友哉	14番 石塚 柏	15番 古谷武美
16番 高橋徳久	17番 本間輝男	18番 佐藤育男
19番 橋本琢史	20番 山谷喜元	22番 橋村 誠
23番 高橋敏英	24番 後藤 健	

欠席議員（1人）

21番 佐藤芳雄

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	今野功成
副 市 長	舩谷祐幸	教 育 長	伊藤雅己
総 務 部 長	伊藤公晃	企 画 部 長	佐々木英樹
市 民 部 長	伊藤 敬	健康福祉部長	佐藤和博

こども未来部長	田口美和子	農林部長	斎藤秋彦
経済産業部長	鎌田篤史	観光文化スポーツ部長	加賀貢規
建設部長	京野和明	病院事務長	藤原孝之
教育委員会事務局長	佐々木泰宏	上下水道局長	小林孝至
総務課長	三浦政輝		

議会事務局職員出席者

局長	大沼利樹	参事	佐藤和人
主幹	佐々木孝子	主幹	黒田貴彦
主査	藤澤正信		

午前10時00分 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は21番佐藤芳雄議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

去る11月28日に開催されました議員定数等検討会議において、委員長に15番古谷武美議員、副委員長に5番小笠原昌作議員が選出されましたので、報告いたします。

○議長（後藤 健） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。4番菊地伸議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、菊地議員。

【4番 菊地伸議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（菊地 伸） おはようございます。市民クラブの菊地伸です。よろしくお願いたします。初めてでありますので、何分不慣れな部分があるかと思いますが、ご容赦い

ただきたいと思います。

それでは、一つ目の質問項目について質問させていただきたいと思います。

オーガニックビレッジ宣言についてです。

将来にわたる持続可能な食料システムの確立に向け、農林水産省は2021年に策定した政策方針「みどりの食料システム戦略」というものがありますが、環境負荷軽減のため、2050年まで目指す姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現や化学農薬使用量（リスク換算）の50パーセントの低減、そして化学肥料使用量の30パーセントの低減、オーガニック市場を拡大しつつ耕地面積に占める有機農業の取り組み面積の割合を25パーセント（100万ヘクタール）に拡大するなどの数値目標を設定しています。

農業者、事業者、地域内外の住民などの関係者が参画し、地域ぐるみで有機農業の拡大を進める自治体の「オーガニックビレッジ」を、農林水産省は2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進しています。現時点では150市町村が「有機農業実施計画」を策定し、計画の実現に向けて取り組んでいます。

秋田県では唯一、大潟村が取り組んでいます。

米の収穫量全国第2位の大仙市が有機農業を推進することは、農林水産省が掲げる数値目標の実現に大きく貢献するとともに、注目度を高めることが予想されます。「オーガニックビレッジ宣言」に向けて、有機農業の生産、流通、加工、消費の取り組みについて「有機農業実施計画」を策定することを次期農業振興計画に盛り込む予定があるかを伺いたいと思います。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 菊地伸議員の一つ目の発言通告であります「オーガニックビレッジ宣言」に関する質問につきましては、農林部長が答弁しますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 菊地伸議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、オーガニックビレッジ宣言についてであります。有機農業への取り組みは、環境への配慮や地域魅力発信のみならず、農産加工物の高付加価値化及び輸出による所得増加など生産者へのメリットがあり、持続可能な農業を目指す上で重要な役割を果た

すものと認識しております。また、有機農業実施計画につきましては、オーガニックビレッジ宣言の実施に向け、生産から消費まで一貫して取り組む環境づくりを目指すため、協議会の立ち上げから試験栽培の実施や需要調査など事業展開を含めた計画とすることが求められます。一方、有機農業の実践につきましては、雑草対策など労力の増加、収量の減少、労働収益性の確保など課題が多く、生産者への普及が進んでいないのが実情であります。

このことから、次期農業振興計画では「有機農業への取り組み」を重要な施策テーマの一つと位置付けるとともに、次期農業振興計画と同じく策定を進めている「農業と食」地域活性化プランにおいて、有機農業の普及推進への指針を示し、生産者や消費者、商工団体との意見交換などによる現状把握や生産リスクの共有などを含め、有機農産物に対する意識の醸成を図りながら、有機農業実施計画及びオーガニックビレッジ宣言について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、菊地議員。

○4番（菊地 伸） 検討していただくという回答で、ありがとうございます。ご答弁いただきありがとうございます。

まず昨日たまたま無農薬米を作っている方とお話をする機会がありました。その際、やはり先ほど農林部長が言ったとおり、作るのに大変手間がかかる。そして作量も減る、減るといふか少ないと、そういう話で、大変苦勞しているということを知りました。ただ、そういう状況ではありますが、やはりどうしても無農薬でという、そういう熱い、強い思いがあつての、そういう農業を継続している方がいるという状況であります。こういう思いだけに頼らず、そして、できるだけ増やす、そういう方々を増やすことを、やっぱり自治体の方で少し検討していただきたい、前向きに検討していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。答弁は結構であります。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○4番（菊地 伸） 二つ目の質問の内容は、産後ケア事業についてであります。

大仙市こども未来部こども政策課編集による「大仙市こども計画」の第2章「大仙市

の現状」の6「こども・若者・保護者の意識・意向」、その中の「(1) こども・保護者アンケート調査の実施」に掲載されている調査結果によると、「産後の指導・ケアについて」の結果は、「あまり受けることができなかつた」が21.9パーセント、「まったく受けることができなかつた」が6.3パーセントとあり、分析の結果として「4人に1人以上の保護者が産後の指導・ケアに満足していないことがわかります」と記載されています。

産後ケアの事業の拡大は、少子化対策や女性の社会進出の支援のためにも重要です。また、産後の母親はホルモンバランスの変化や睡眠不足、産後鬱といった様々な不安要素を抱えており、助産師などの専門家が寄り添い、問題を解消することが求められています。

他の自治体では、産後ケアに関して出産前から予約や施設見学をして接点づくりをしたり、空き状況の確認や予約をスマートフォンで行うシステムを導入したりという、そういう認知度や利便性を高める取り組みをしているようです。

大仙市として産後ケア事業の体制強化が求められておりますが、その改善策について伺います。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 菊地伸議員の二つ目の発言通告であります、産後ケア事業に関する質問につきましては、こども未来部長が答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 健） 田口こども未来部長。

○こども未来部長（田口美和子） 質問の、産後ケア事業についてお答え申し上げます。

産後ケア事業は、退院直後の母子に対し、心身のケアや育児のサポートなど、産後も安心して子育てができるよう、きめ細かい支援を行うことを目的としております。

議員ご指摘のとおり、産後の指導・ケアに関するアンケート調査では、一定数の満足されていない方がいらっしゃることに對し、市といたしましても、特に産後ケア事業の充実を図る必要性を強く認識したところであります。

こうしたことから、市では、市内に施設整備を進める事業者に対し、国の事業を活用して支援を実施し、受け入れ体制の充実を図ってまいりました。

現在、秋田市、湯沢市の各1施設、大仙市内の1施設の合計3施設と委託契約を締結しておりますが、利用実績は令和5年度においては4件にとどまったものの、6年度は

195件、7年度は10月末現在で182件となっており、利用者は増加傾向にあります。

また、利用しやすい環境を整備するため、施設のご協力により、3施設のうち2施設で空き状況の確認や予約についてスマートフォンでの対応が可能になっております。申請につきましても、昨年度までは利用の都度申請していただいておりますが、今年度からは原則1回の申請で期間内の利用ができるよう、利用者の負担軽減に努めております。

さらに、認知度の向上につきましては、出産前の母子手帳交付やパパママ教室、また、出産後の赤ちゃん訪問などの機会を通じて周知を図るとともに、赤ちゃん訪問時には、その場で事業の申請書に記載していただくなど、可能な限り利用者の負担を減らす工夫をしております。

市といたしましては、引き続き利用者の声に耳を傾け、出産後も安心して子育てができるよう、母子に寄り添った支援体制を整えるとともに、事業のさらなる利便性の向上と周知の徹底に努めてまいります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、菊地議員。

○4番（菊地 伸） 大変前向きな回答をいただきましてありがとうございます。

先ほど紹介にあった大仙市内の委託事業の業者の方に私出向きまして、いろいろとお話を伺いましたところ、まず事業所の方で実施した子育て中のお母さんを対象にしたアンケートをちょっと入手しまして、その退院後の赤ちゃんとの生活で一番不安、困難と感じていることのトップが「自分の睡眠時間の確保」、そして2番目が「育児・家事の両立」、これがダントツのワン・ツーという状況でありました。こういう状況を少しでも解消できるよう、産後ケアが生かされればというふうにも思っております。

また、このアンケートの後半に、産後ケアを利用しなかった理由という、そのアンケートの結果が「存在を知らなかった」が大変多い割合がありました。ということで、ぜひこの産後ケア事業の周知、これを少しでも多く広めていただけるよう、何とか検討していただきたいというふうにも思っております。答弁の方は結構であります。

○議長（後藤 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○4番（菊地 伸） 三つ目の質問項目は、アメリカシロヒトリの防除体制についてであ

ります。

気象状況の変化は害虫の発生や活動の活発化に大きな影響を与えます。今年の夏は猛暑となり、アメリカシロヒトリが大量発生し、被害が拡大しました。

大仙市ではホームページ内の「暮らし・手続き」、そしてそこをクリックして「防災・雪」、さらにクリックして「獣害等」のページに掲載されている「アメリカシロヒトリによる被害拡大を防ぎましょう」の内容には、「アメシロの集団発生を防ぐため」の項目に「アメリカシロヒトリ防除用機械（自走式動力噴霧器）の貸し出しを行いますので、市農林整備課または各支所農林建設課へご相談ください」と説明がされています。

地域によっては、町内会などで有志が薬剤を散布するという状況にあるようですが、空き家や私有地以外の木までは薬剤の散布が行われず、未散布の木に残っていた害虫が、薬剤を散布して防除を済ませた木に移ってきたという話が聞かれました。

また、姫神橋の下の河川敷にあるグラウンド・ゴルフ場ではアメリカシロヒトリが大量発生し、芝生が幼虫で埋め尽くされたという話を聞きました。グラウンド・ゴルフ場にある桜の木は、落葉時期の前にもかかわらず葉が全く無いという状態を私自身が見ました。

また、高齢者が噴霧器を活用して薬剤を散布するのは困難であると思われます。また、猛暑の中、雨具を着用しての作業は、熱中症になる懸念もあります。来年以降も猛暑の夏となる可能性がありますので、現状の防除体制ではアメリカシロヒトリの被害拡大を防ぐことは難しいと思われます。体制の見直しをすることができないかを伺います。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 菊地伸議員の三つ目の発言通告であります「アメリカシロヒトリの防除体制」に関する質問につきましては、農林部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 質問の、アメリカシロヒトリの防除体制についてお答え申し上げます。

アメリカシロヒトリの被害拡大を防ぐには、初期駆除と幼虫が分散する前の集団防除が重要となります。効果的に対策を進めるには、町内会などの地域組織単位で情報を共有しながら、高齢者世帯、空き家や空き地等にある被害木を含め、適正な時期に一体的な薬剤散布をすることで、取りこぼしのない被害防除ができるものと認識しているところ

るであります。

そのため、市といたしましては、現行の町内会単位の防除体制をお願いしながら共同活動を支援したいと考えており、防除機械の増強、操作講習会の実施等を行い、町内活動が滞りなく進められるよう支援体制を確立してまいりたいと考えております。

また、公園等の公共施設の管理につきましては、被害木の薬剤散布や伐採を実施しているところではありますが、議員ご指摘の点も踏まえ、適正管理に努めてまいります。

なお、国や県が管理する河川においてもアメリカシロヒトリの発生源となる樹木が見受けられ、被害拡大が懸念されますので、クマ被害防止対策等も含め様々な観点から伐採等の環境整備について引き続き要望してまいります。

今後も地域組織による活動の推進と公共施設の樹木の適正管理を徹底し、共助と公助の両面から対策を強化し、生活環境の向上に取り組んでまいります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、菊地議員。

○4番（菊地 伸） まず、大変検討いただくということで、ありがとうございます。

そして、やはり私も町内会の役員という立場を今やっているんですけども、まず町内単位でしっかりと協力して、その防除体制は町内会の中ではしっかりと協力していきたいというふうにも思っておりますし、先ほど農林部長がお話したとおり、クマ被害の対策も含めて、やっぱり様々な河川敷、大変雑草、そしてやぶがうっそうと生い茂っている状況もありますので、ぜひそのあたりも含めてしっかりと管理をしていくよう努めていってほしいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（後藤 健） これにて4番菊地伸議員の質問を終わります。

【4番 菊地伸議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、11番門脇智宏議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、門脇議員。

【11番 門脇智宏議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○11番（門脇智宏） たすきの会、門脇智宏でございます。まずは初めに、今回一般質

問の時間を与えていただきまして、本当にありがとうございます。自分も今回が初の一般質問となりますので、お聞き苦しい点あるかとは思いますが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問の方をさせていただきます。

1番の項目についてですが、充電式電池、リチウムイオンバッテリーの回収についてでございます。

昨今の技術発展により、様々な電子機器、ガジェット等に電池式リチウムイオンバッテリーが使用されるようになってまいりました。皆様のお手元のタブレット、スマートフォン等、幅広く採用されており、一般市民の皆様にも幅広く普及されているものと捉えております。

十数年前の話であれば、こういった電子機器等には乾電池といったものを使用するのが一般的でありました。ここ数年の技術革新により、使い捨てでの使用が原則の乾電池とは比べ物にならないほどの利便性を伴い、様々な電子機器の再利用可能な電源として生活になくってはならない必需品となっております。

そんな皆様の生活に密接な関係のあるリチウムイオンバッテリーではありますが、中には安価で粗悪なリチウムイオンバッテリーが流通しているのも事実でございます。また、粗悪なものではなくとも、物である以上、故障や破損といった形でいずれ使用不可になることと考てえおります。

現在、大仙市では乾電池等の回収は自治体で行っておりますが、リチウムイオン電池に関しては、自治体での回収は行っておらず、使用可能ではあるが不要になった物等については、家電量販店などの協力販売店への問い合わせの案内を原則の対応としているようですが、使用不可のものに関する案内等では個別の対応が主になっているとのことでした。自治体が主体となつての回収を検討できるかお尋ねいたします。

他の自治体の例では、廃棄の仕方が分からず、乾電池として混ぜて廃棄されたり、可燃ごみに分からないよう混ぜて廃棄する事案も発生しており、可燃ごみに混ぜられた例はパッカー車が火災を起こしてしまった事例や、2025年度でも福島県ではごみ処理施設でリチウムイオン電池が原因での火災が発生し、被害額が4億9,500万円という多大な被害を被つた事例もございます。

特にリチウムイオン電池の代表例のモバイルバッテリーなどからの出火の場合、少量の水をかけた程度では鎮火することはなく、リチウム金属はアルカリ性のため、逆に少

量の水をかけてしまうと激しく反応するという危険もはらんでおります。出火した場合の対処法も簡単ではございません。幸いなことに、大仙市ではまだこういった事例は発生していないと伺ってはおりますが、モバイルバッテリー、ワイヤレスイヤホン、電子たばこ、携帯扇風機などの近年利用者が増えているような様々な機器に使用されている以上、明日にでも同じような事例が起こってもおかしくない状況と考えます。

また、市の案内に従い、協力販売店へ持ち込み廃棄を依頼した場合でも、バッテリー等に膨らみや亀裂が確認された場合、廃棄を拒否される事例も存在しており、現状、廃棄先が100パーセント確保されているとは言い難い状況であると考えます。そういった理由により引き取り拒否された物は廃棄先が見つからず、可燃・不燃等ごみ等に不法に混ぜられることにつながり、自治体の指示に従った場合は、市民の皆様には火災の可能性のあるものを自宅保管してもらうほかなく、常に不安と隣り合わせの生活を余儀なくされる状況に事実上追い込まれるため、市民の安心・安全の暮らしを守る観点からも自治体としても望ましいことではないと考えますが、当局のご答弁をお願いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。舛谷副市長。

【舛谷副市長 登壇】

○副市長（舛谷祐幸） 門脇智宏議員の質問にお答え申し上げます。

質問の充電式電池の処理方法についてであります。

市では、スマートフォンや電子たばこ等、リチウムイオン電池をはじめとする充電式電池を内蔵した製品については、電池を取り外していない状態であれば、本庁と各支所に設置している小型家電の回収ボックスで拠点回収を行っております。一方、電動工具や家電に使用する外付けバッテリーや携帯機器の充電に使用するモバイルバッテリーなどの充電式電池そのものについては回収を行っていないため、小型充電式電池類のリサイクル団体であります一般社団法人JBR Cの市内8カ所にある回収協力店舗に持ち込みいただくようお願いをしております。

しかしながら、協力店舗での回収においては、JBR Cに加盟していないメーカー製造のものや、長期使用による劣化で膨張したものなどは回収対象となっていないため、適正な処理方法が確保されていないことは、議員ご指摘のとおりでございます。

そのため、現段階では、市民の皆様から協力店で回収されない充電式電池の処理方法について問い合わせがあった場合には、市でお預かりし、絶縁処理をした上で保管している現状であります。

このような状況の中で、経済産業省や環境省では、令和8年度以降、モバイルバッテリーなど3品目の充電式電池使用製品についてメーカーや販売事業者回収とリサイクルを義務付けることや、市町村が回収を行う小型家電としては4品目の製品を回収対象に加えることが検討されており、廃棄処理過程での事故等につながるケースは減るものと思われませんが、現時点において詳細は明確になっておりません。

今後につきましては、国の動向を注視するとともに、JBR C回収対象外となる充電式電池については、市が主体となって回収できるよう、市独自の処理方法について検討を重ねてまいります。

方針等が定まった際には、市民の皆様が処理に困ることのないよう、詳細についてしっかりと広報やホームページ等で周知を図りまして適正処理につなげてまいりたいと考えております。

【舛谷副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、門脇議員。

○11番（門脇智宏） 前向きなご答弁ありがとうございました。

モバイルバッテリーとかのリチウムイオン式バッテリーの廃棄先の問題というのは、大仙市のみならず全国各地で問題になっていることだとは思いますが、自分ちょっと調べたところによりますと、札幌市さんの方では廃棄先の処理の案内として、JBR C加盟の協力店さんの案内を出して、リサイクルマークがあるものはそちらで廃棄してくださいと。破損・膨張・液漏れ・リサイクルマークがないものの回収についても案内を出しているそうです。つまり、これは自治体として、その廃棄先が見つからないもの、リサイクルマークがないもの等の廃棄先を自治体で見つけて、そこに案内を出しているということだと思うんですけども、これももしできるのであれば、大仙市としても見習うべきことではないかなと思っています。廃棄先が、現状、国の動きがまだ正式に定まっていないとか、はっきりどうなるか分からないという状況の中で、火災発生の原因となるものが実際たまっているという状況は変わりませんので、今の現状、今できることとして何ができるのかというのを優先して対応していただけたらと思います。

あと、市民の皆さんに使用してもらったモバイルバッテリーの中にも、基本的にPSEマークというものが、表示が義務付けられているものがあります。PSEマークの横に

は製造事業者、または輸入事業者名が必ず併記されているものがありまして、中の粗悪なりチウムイオンバッテリーにつきましては、PSEマークは付いているものの横に製造事業者や輸入事業者が記載されていないというパターンもございます。特にネット通販などで購入されたものには、写真には付いているんですけども、実際、物が届くとPSEのマークしか付いておらず、輸入事業者、製造事業者の記載がないという例もございますので、そういったものを購入しないように促す案内だったりとか、そういうことはできると思いますので、まず現状のできることをやっていただけたらと思います。答弁は結構です。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○11番（門脇智宏） それでは、2番目の項目について質問させていただきます。

2番目の項目、こちら、大仙市災害時応援協定についてでございます。

昨今、気象変化等の周りの環境の変化により、自然災害の激甚化が起きております。秋田県でも令和5年の7月の大雨災害が記憶に新しいことかと思いますが、統計開始の最初の10年と直近10年間の災害発生率を比較しても1.8倍となっており、発災の激甚化のみならず発生率に関しても増加傾向にあります。

災害と一括りに言いましても、水災、雪害、震災、風災など様々な種類があると思いますが、ある程度気象庁の発表等で事前予測が可能な災害もあり、準備態勢を整えておき、柔軟に対応することができるかと思われる災害もあります。ですが、震災等につきましては事前発生予知が難しく、発災時の規模によっては大仙市全域が被災する可能性もあるかと思えます。この場合、大仙市の企業との災害協定を結んでいた場合、協定企業が被災してしまい、正常に機能しなくなる可能性、そもそもの避難所が被災してしまう等の状態が起り得ることが懸念されます。

大仙市では現在も50社ほどの国、自治体、団体、民間企業様とインフラ、生活物資、避難所の提供などの協定を結んでおられます。大仙市に拠点を置く企業等も多いかと思受けられますが、大仙市全域被災時の対応策として、県外企業、自治体、団体との災害協定の促進等が有効手段と考えます。

そこで1点目、大仙市全域が被災したと仮定した場合、現在の大仙市としての対応策をお伺いたします。

2点目は、災害協定企業、団体についてですが、現在大仙市が協定を結んでいる企業様の支援内容を確認しましたところ、ほとんどがインフラ整備復旧、電気・ガスの供給、

飲食物の提供、避難場所の開放等となっております。避難所生活が終わるめどが早々に立つかどうかは災害の種類によって異なるとは思いますが、長引いてしまった場合、避難者の方々の食事は非常食等などがメインになってしまっている状況を鑑みれば、ストレスや肉体的負担というのはかなり大きいかと思われまます。

そのような状況下で食事の問題は大きな課題だと考えますが、そんな中、国の動きとしても、災害支援車両登録制度が開始されました。その中にはキッチンカーも災害支援車両に含まれております。記憶に新しい能登半島沖地震の際には、これがまだ運用される以前だったため、業者との窓口もなく、連携がうまく取れなかったことが見直され、今回6月より制度運用が開始されました。

地方創生交付金の対象にもなり、また、無料の炊き出しに限り営業許可は不要になったりと、昨今こういった動きもあり、キッチンカーへの災害支援車両としての注目度も高まりつつあります。

補足ですが、災害対応車両登録制度についてですが、こちらは平時から車両、調整法人を登録しデータベース化しておくことで、発災後、被災自治体のニーズに応じて素早く提供するための制度でございます。

秋田県としても協同組合秋田県キッチンカー協会という団体もあり、県や秋田市とも協定を結んでいる団体であります。また、県外全国規模で見れば、株式会社メロウといった調整法人1号に認定された全国各地にキッチンカーを派遣できるといった企業もございます。

大仙市の災害協定の現状は、調理可能な災害支援車両を提供できる企業、団体等と協定を結んでおりません。避難所生活を送る方にとって、温かい食事を取れる安心感や食事に関する不満を解消することは大事な課題だと考えます。

これらを踏まえた上で、大仙市としてキッチンカー協会や民間個人、またはメロウのような調整法人とも積極的に災害協定を結んでいくべきと思いますが、当局のご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 門脇智宏議員の二つ目の発言通告であります「災害時応援協定」に関する質問につきましては、総務部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤公晃） 質問の、大仙市災害時応援協定についてお答え申し上げます。

はじめに、市全域が被災した場合の対処法についてでございますが、近年、豪雨などによる災害が激甚化・頻発化し、想定を超える災害が発生するようになっております。

一つの市町村の中で市民の避難を完結することが困難な場合には、区域を越えて、より安全な場所へ移動する避難として、「広域避難」という考え方に基づく行動が想定され、これは円滑な域外避難を目的としております。

現在、本市では県内外の自治体と締結している応援協定や、民間協定事業者との災害協定を基本としつつ、また、市民の避難の在り方につきましても、国土交通省からご教授をいただき、横手市や美郷町と「広域避難」に関する協議を進めているところでございます。現状、具体的な避難計画を策定するまでには至っておりませんが、移動手段の確保や市民から理解を得られる方法など、どのような事項を定めておくと「広域避難」の実効性が確保されるのか、先進事例やガイドラインの作成などを提示していただけるよう、今後も国などの関係機関と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

次に、市の災害協定の締結状況につきましては、現在、自治体や団体、民間企業など50件の応援協定を締結しており、災害時における迅速かつ的確な救援活動の体制構築に努めております。応援協定の中には飲食物の提供を主な内容とする協定もありますが、これに加え、避難生活での食事の提供については、これまで「県と市町村の共同備蓄計画」に基づき、アルファ米を中心とした備蓄品の配備に取り組んできており、災害発生時、避難された市民の皆様に提供してまいりました。

昨年、能登半島地震を踏まえて改定された、内閣府の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」では、トイレの確保・管理や生活空間の確保などのほか、食事の質の確保に取り組むよう求められており、本市においても避難所環境の強化とともに避難者への配慮・支援に取り組んでいるところであります。

議員ご提案のキッチンカー等関係事業者との派遣に関する災害協定の締結につきましては、避難者への温かい食事の提供が可能となり、栄養バランスも考慮された「食事の質の確保」の充実がさらに図られることから、まずは、秋田県キッチンカー協会との災害協定締結に向けて協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、門脇議員。

○11番（門脇智宏） 非常に前向きなご答弁ありがとうございました。

災害対応については、基本的には多種多様な災害を想定し、想定される事案についての柔軟さが求められると思います。キッチンカーのみならず実際に被災した場合には何が求められ、何が負担にならないかを考えながら、今の協定の中で足りないものを精査しつつ、災害協定を前の方に進めていただけたらと思います。

以上で、ご答弁は結構です。

以上で質問の方、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて11番門脇智宏議員の質問を終わります。

【11番 門脇智宏議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、8番秩父博樹議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

【8番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○8番（秩父博樹） 公明党の秩父博樹です。今回、2項目質問させていただきます。よろしく願いいたします。

はじめに、予防医療の推進について、お伺いいたします。

令和3年の総務省統計局の調査によりますと、65歳を超えると肺炎による死亡率は急激に上昇し、肺炎による死亡者の98パーセントが65歳以上の高齢者であるとの数字が示されております。このような数字からも、今後、超高齢化社会を迎えるに当たり、肺炎に対する対策は、より一層重要になってくるものというふうに考えます。

肺炎を起こす原因として最も多いのが、細菌やウイルスなどの病原微生物感染ですが、その中でも一番多いのが肺炎球菌といわれております。国をはじめ地方公共団体では、積極的に高齢者の肺炎予防に取り組んでおり、肺炎球菌ワクチンは本市においても平成26年10月から高齢者の定期予防接種になり、65歳以上の市民と障がい等のある60歳から65歳未満の市民の接種に対し助成を行っているところであり、肺炎予防として大変に喜ばれているところであります。

一方で、あまり知られていないのがRSウイルスによる肺炎に関してであります。RSウイルスワクチンの承認は、主に新生児・幼児を対象とした母子免疫ワクチンと高齢

者向けワクチンで進んでおり、複数の種類が承認され、市場流通されております。RSウイルス感染症は、RSウイルスに感染することによって新生児から高齢者まで全ての年齢で感染する風邪症状を伴う呼吸器感染症で、5類感染症に指定されております。

このRSウイルスは、生涯を通じて繰り返し感染する可能性があります。毎年12万から14万人の乳幼児が感染し、そのうち3万人は入院が必要な状態になっている状況であります。また、2歳になるまでに乳幼児のほぼ100パーセントがRSウイルスに感染します。特に生後6カ月までの赤ちゃんは重症になりやすく、肺炎、無呼吸、急性脳症なども引き起こします。高齢者や慢性の基礎疾患のある方、免疫機能が低下している方は、RSウイルス感染症の重症化リスクが高く、肺炎、入院、死亡などの重篤な転帰につながる可能性もあります。

また、RSウイルス感染症は、ぜん息、それから慢性閉塞性肺疾患、それから心疾患など、基礎疾患の増悪の原因ともなることもあります。慢性呼吸器疾患など基礎疾患のある高齢者についても、症状が重くなり、肺炎を引き起こすこともあることが報告されております。国内では毎年70万人のRSウイルス感染者が出ており、RSウイルス感染症で入院する60歳以上の方は、1年間に約6万3千人、そのうち約4,500人が死亡しているというふうにいわれております。

このRSウイルス感染症は、現在多くの方が予防接種をしているインフルエンザと比べると、その重症化リスクは、インフルエンザと同等もしくはそれ以上とされており、特に肺炎を引き起こすリスクは、RSウイルスの方が高く、しかも入院期間も長くなるとの報告もあります。

また、RSウイルスは、^{ひまつ}飛沫感染や接触感染で広がるため、病院や介護施設など抵抗力の落ちた高齢者が多く閉鎖された空間では、集団感染のリスクが高まります。平成30年、高知県で発生した介護療養型老人保健施設でのRSウイルス集団感染では、31人が感染し、そのうち4人が亡くなるという事例もありました。これまでは、有効なワクチンも治療薬もないため、PCR検査でウイルスの検出が行われな限りは原因が判明しないこともあり、あまり知られていないというのが現状ですが、肺炎に至る原因感染症としては、見逃されてきたウイルス感染症といっても過言ではありません。

そこで、本市における肺炎予防の一環として、新型コロナ、インフルエンザ、肺炎球菌とともにRSウイルス感染症についても、周知と感染予防への注意喚起を行ってはどうかというふうに考えます。厚生労働省では、RSウイルスワクチンを医療ニーズと疾

病負荷から開発優先度の高いワクチンとして位置付け、内閣官房のワクチン開発生産体制強化戦略でも重点感染症として開発を支援すべきワクチンとして位置付けているところでもあります。こうした背景を受けて開発承認され、2023年9月に、日本で60歳以上の成人に対するこのワクチンの製造・販売が承認。2024年1月から高齢者向けRSウイルスワクチンが発売され、2024年5月からはRSウイルス母子免疫ワクチンが発売されました。RSウイルスワクチンは、治療法のないRSウイルス感染症に対抗する唯一の予防法というふうにあります。

しかしながら、60歳以上のRSウイルスワクチンは2万円以上、妊婦にも適用があるRSウイルス母子免疫ワクチンは3万円以上と、大変高額です。現段階では、任意接種のワクチンとなるため接種費用は全額自己負担になりますが、明年、令和8年4月からは、母子免疫ワクチンについて、妊婦の妊娠28週から36週を対象とした定期接種化が厚生労働省の専門部会です承され、令和7年、先般ですけど、11月19日時点の方針として進められているところでもあります。これにより、これまで任意接種だった接種が公費負担の対象というふうになります。妊婦さんがワクチンを接種すると、胎盤を通じて胎児に抗体が移行し、生まれてくる赤ちゃんがRSウイルスによる下気道疾患、これは気管支炎だとか肺炎だとかいうものですが、こういったもので重症化するのを予防することができます。一方で、60歳以上のRSウイルスワクチンについては、任意接種であり、2万円以上の自己負担が必要であります。これについても肺炎球菌ワクチン、また、新型コロナワクチン、インフルエンザワクチンと同様に、高齢者の皆様の健康を守るため、ワクチン接種に対する助成が必要というふうに考えます。以上のような観点から3点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目に、RSウイルス感染症の周知と感染予防への注意喚起について、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

2点目に、妊婦さん向けRSウイルスワクチン予防接種の定期接種化について、対象者の方へ漏れなく周知する方法についてお伺いしたいと思います。

3点目ですけれども、高齢者向けRSウイルスワクチン予防接種費用の助成についてのお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の一つ目の発言通告であります、RSウイルスワク

チン予防接種の推進に関する質問につきましては、健康福祉部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤和博） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、RSウイルス感染症の周知と感染予防についてであります。RSウイルス感染症は、全年齢で感染する可能性のある風邪症状を伴う呼吸器感染症であり、特に生後6カ月未満の乳児や基礎疾患のある方は、重症化する場合があります。

以前の流行期は、秋から冬にかけてでありましたが、最近は年間を通じて流行する傾向にあります。また、家庭内や福祉施設などにおける集団感染なども懸念されることから、RSウイルス感染症に罹患した場合のリスクや対応なども含め、注意喚起してまいりたいと考えております。

なお、感染を防ぐためには、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などと同様に、手洗いや咳エチケットの徹底、こまめな換気など、基本的な感染予防対策が有効でありますので、引き続きこれらの取り組みを市のホームページや公式SNSを通じて周知してまいります。

次に、妊婦向けRSウイルスワクチンの定期接種の周知につきましては、妊娠28週から36週までの接種が望ましいことから、母子健康手帳を交付する際に周知するとともに、定期接種の開始時点で、既に母子健康手帳を交付済みの方には、個別に通知し周知してまいりたいと考えております。

次に、高齢者向けRSウイルスワクチンの予防接種費用の助成につきましては、現時点で、RSウイルスによる65歳以上の肺炎患者の重症化や死亡についての知見が十分に整理されていない状況にあり、国の専門機関の評価もまだ限定的であります。

以上のことから、高齢者への助成に関しては、引き続き国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○8番（秩父博樹） ありがとうございます。

まず、先ほども申し上げましたように、対象者の方に、漏れなく通知をお願いしたいと思います。母子手帳を交付されている方に個別に通知するというところでよろしくお願い

いたします。

あと、それにちょっと加えて確認したいのが、本市で実際この来年から公費助成になるということなんですけど、実際その妊婦さんに対して、このRSウイルスワクチンを接種できる医療機関、ちょっと自分、頭の中でパッと浮かぶのが厚生医療センターぐらいしかちょっと浮かばないので、そのほかにちょっと今、どれぐらいあるのかなというのが、もし分かれば教えていただきたいというのと、それから、このワクチンを接種するということに関して、いろんな情報が流れると思います。特に気にされるのが、安全性に対する情報、正確な情報というのが必要だと思います。先般、いろいろ^{うよ}紆余曲折ありました子宮頸がんワクチンに関しては、一旦その国の方で推奨しないっていう状況が発生して、実際その間、多くの方が亡くなられたっていう事実があります。なので、これに関しても、安全性に関するその正しい情報をしっかり流していくっていう必要があると思いますので、人の命に関わることだと思いますので、その辺は正確な情報をしっかり伝えるということが大事であると思いますけど、ちょっとその辺にどれぐらい、しっかり周知するということだと思いますけど、その辺に対する力の入れようといえますか、その辺についてお伝えいただければと思います。

あとそれから、よくこの妊娠、出産、里帰りされる方も結構いらっしゃると思います。そこにも、特にこのワクチンの接種期間28週から36週って決められた期間がありますので、これよりも早くても遅くても有効ではないということだと思いますので、しっかりその期間に打てるようなこの情報の提供、本人に対しての情報の提供というのを、漏れなく行き届くような体制整備というのをお願いしたいと思います。この点についてもう一度ご答弁いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤和博） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

1点目の通知、妊婦の定期接種に関する漏れなく通知、お知らせということですが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、母子健康手帳交付する際に、丁寧に説明の方を申し上げたいというふうに考えております。

それと次に2点目ですけれども、医療機関ですけれども、この妊婦の定期接種につきましては、先月、国の方の委員会の方で方針が示された段階でございますので、そういった接種可能な医療機関についても、現在情報収集、定期接種に向けて準備しているところでございますので、ご理解いただければと思います。

三つ目の安全性、正確な情報といった点ですけれども、これにつきましても、いずれこの定期接種が始まるということは、国の方でもしっかり検証した上で始まることというふうに理解しておりますけれども、その安全性、正確な情報については、国・県等の通知を待っているという態勢ではなく、こちらの方からも積極的に情報を収集するような形で、市民の皆さんに正確な情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

四つ目の里帰り出産につきましては、大仙市から例えば県外の実家にお戻りになって出産される方については、先ほど申し上げましたとおり、母子健康手帳を交付する際にお知らせして、漏れなくその期間内に接種するというをお勧め、周知していくわけですけれども、大仙市に戻って定期接種される方もいらっしゃるかと思います。当然その方々についても、嫁ぎ先の自治体からのお知らせ等あると思っておりますけれども、大仙市でも妊婦の定期接種についてはホームページ等で周知してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○8番（秩父博樹） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

医療機関に関しては、これから情報収集して、これからどこで接種できるか決定されていくということですので、決まり次第、対象者の方へしっかり情報を流していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、若干先ほどの話に戻るかもしれませんが、やはり正確な情報、市の方から公式に正確な情報を流していただきたいというふうに思います。特にこのSNS時代になってから、本当にその不正確な情報が本当に飛び交っているという大変な状況がありますので、それを打ち消すような、しっかりした正しい情報の流布に、そこをしっかりとお願いしたいということをお願いしまして、この質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（後藤 健） 一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩いたします。再開を午前11時15分をお願いいたします。

午前11時01分 休 憩

午前 11 時 14 分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2 番の項目について質問を許します。

○8 番（秩父博樹） そうすれば、二つ目の質問をさせていただきます。

プラスチックごみリサイクルのさらなる推進について、お伺いいたします。

世界経済フォーラムが 2016 年 1 月に発表した報告書によりますと、世界のプラスチック生産量について、2034 年までにさらに倍増すると予想されておりました。この報告書で特に強調された 2050 年の予測は、プラスチックの生産量そのものの具体的な数値よりも、海洋環境への影響に関するものでありました。このまま有効な対策が取られなければ、2050 年までに海洋中のプラスチックごみの総重量が魚の総重量を上回るというふうに予測されました。現状では、毎年少なくとも 800 万トンのプラスチックごみが海洋に流出していると指摘されており、これは、1 分間にごみ収集車 1 台分のプラスチックが海に流れ込んでいる計算に相当するものであります。この報告書は、プラスチックのリサイクル促進と海洋への流出を防ぐ対策の強化が、急務であることを強く訴えかけるものとなりました。

そのような中、本年 4 月より、プラスチックごみ削減とリサイクル促進を目的とし、本市においては、プラスチックごみの分別収集が開始されております。これにより 3R、リデュース・リユース・リサイクルと持続可能な資源化を推進することで、プラスチックの「資源循環」を促し、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行加速を期待しているところであります。

本市においては、分別収集を開始されたことに、改めて敬意を表したいと思えます。この取り組みは、より良い社会の実現を目指す持続可能な開発目標（SDGs）の理念にも合致するものであり、本市は SDGs 未来都市に選定されていることから、さらなる私たち一人一人の意識改革、地域からの小さな取り組みが大きな改革の力になるものであり、今後の推進に不可欠であるというふうに考えます。

現在、プラスチックごみの収集は月 2 回というふうになっておりますが、私のところには「週 1 回の収集にできないものか」との声を比較的多くいただいております。これは家族構成、家族の人数や各住宅の事情、ごみ置きスペースの広さだとか、そういったものにより、なかなか一概に言えるものではないというふうに思います。

そこで一つ目の質問というか提案ですが、まずは、このプラスチックごみ収集についてのアンケート調査、現状についてのアンケート調査を行ってはどうかというふうに考えます。その結果を、現在の月2回のこの収集でよしとするかどうかのこの判断材料としてはどうかというふうに考えるものですが、市当局のお考えをお伺いしたいと思いません。

先述したように、さらなるこの私たち一人一人の意識改革、地域からの小さな取り組みが大きな改革の力になるものであり、今後の推進に不可欠であると考えます。

そこで二つ目の質問であります。現在、大仙市指定の燃やせるごみ用のこの袋ですが、この袋の表記はいつ頃から使われているものなのか確認させていただきたいと思えます。私の個人的な所感も入りますが、この「燃やせるごみ」という表記のままだと、この書いてある字の如く、燃えるか燃えないかで判断した場合、ほとんどのものは燃えるというふうに解釈でき、雑紙は燃える、プラスチックでも燃えると考えられることもできます。

そこで、三つ目の質問ですが、せっかくプラスチックごみの分別収集を開始した本年のこのタイミングですので、この際、この「燃やせるごみ」という表記を変更して、さらにごみの分別を推進していくために、また、私たち一人一人の意識改革を進めるためにも、例えば「燃やすしかないごみ」など、表記を変更することにより、ごみの分別のさらなる推進につながるものというふうに考えます。先進事例を研究・検討していただき、これはぜひとも取り組んでいただきたいと思いますというふうに思うものですが、いかがでしょうか。これについてもご所見をお伺いしたいと思えます。

プラスチックごみの削減と併せて、特にペットボトルの削減についても今一度取り上げさせていただきたいと思えます。

この10月に閉幕となりました大阪・関西万博の会場では、本市の花火も打ち上げられまして、大いに本市のPRとなったところでありますが、現地視察に老松市長が行かれる際に、私からは会場に設置された給水スポット、ボトルフィーラーですけど、これの視察もお願いしたところでありましたが、「来場者の長い行列ができていた」と伺ったところでもあります。来場者や運営スタッフの方々が「“給水”を新たな選択」として実践されたサステイナブルアクション、これは給水回数だとかCO₂（二酸化炭素）の削減量などを計測したものでありますけれども、給水回数は1,200万回を突破、このCO₂の削減量は約97万キログラムとなったそうでもあります。この万博において“未

来の縮図”として実践された新たな選択が、未来の当たり前になることが期待されます。ここに示された給水回数やCO₂削減量なども大事な点ではありますが、私は別の点に着目しております。それは来場された方の行動変容であり、習慣変容があったという、この現場の事実であります。この大阪・関西万博において、来場者のマイボトルの携帯率、これは開幕当初4月13日には12パーセントでしたが、この5カ月後9月13日には54パーセントと、半数超えの結果となっており、今手元にこの最終版、10月のデータ、ちょっと手元にないんですけども、恐らくそのまま進むと6割、もしかしたらそれ以上、3人に2人程度がマイボトルを携帯した可能性もあるのではないかというふうに考えます。

ここで、「大仙市ゼロカーボンシティ宣言」に触れたいと思います。

近年、世界各地で地球温暖化の影響による異常気象が相次いで発生しています。私たちが住む大仙市においても、これまでに経験したことのない豪雨や豪雪などの自然災害が頻発しており、その原因となる温室効果ガスの排出抑制が喫緊の課題となっています。

2015年に合意された「パリ協定」では、「世界全体の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分に低く保ち、1.5度に抑える努力を追求する」ことが定められています。この目標を踏まえて、日本では2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの最も大きな割合を占める二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目標に掲げました。

大仙市では、これまでも公共施設から排出される二酸化炭素の削減や廃棄物の減量化、再生可能エネルギーの導入のほか、二酸化炭素の重要な吸収源である森林の保全などを通じて地球温暖化対策に取り組んできました。しかしながら、世界を見渡すと、依然として異常気象が続いており、気候変動による危機が今まさに私たちの生活に迫っています。今こそ、私たち一人一人が、この問題を自分のこととして考え、自らの役割を確認し、積極的に行動を起こしていくときです。私たち一人一人の取り組みは小さくとも、世界中の人々と手を携えながら取り組むことで、未来は大きく変えられるはずです。国際社会の一員として、脱炭素化に向けた責任と役割を果たしつつ、豊かな自然があふれる、このかけがえのないふるさとを子どもたちに引き継ぎ、持続可能で希望に満ちた未来を創造していくため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティだいせん」の実現に向けて、市民、企業、団体の皆様とともに取り組んでいくことを、ここに宣言します。令和4年3月18日 大仙市長老松博行 大仙市議

会議長 後藤健、後藤議長が1回目の議長の時のこの宣言であります。

この宣言から3年がたちましたが、さらに本年6月、この取り組みを、より加速化させるために、「2050ゼロカーボンシティ大仙」のシンボルとなるロゴマークが作成されたことから、この宣言は重みを増したものとなり、カーボンニュートラル達成に向けた取り組みに、さらに力を入れて展開していく必要があるというふうに考えます。

加えて、本市は先ほども申し上げましたが、SDGs未来都市にも選定されております。だからこそ、先ほどお伝えさせていただいたその万博での実証結果からも、本市においても給水スポットの設置を順次進めていくべき“時”であるものと考えますが、いかがでしょうか。市当局のご所見をお伺いしたいと思います。

2項目目、以上です。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の二つ目の発言通告であります、プラスチックごみのリサイクル推進に関する質問につきましては、市民部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤 敬） 質問の、プラスチックごみリサイクルの推進についてお答え申し上げます。

はじめに、プラスチックごみ収集についてのアンケート調査につきましては、令和5年度及び6年度の実証事業後に、市及び県で事業に関するアンケート調査を行っております。収集回数につきましては、約47パーセントの方が現在の実施状況と同じ「月2回がよい」と回答してございます。

議員ご提案のアンケート調査ですが、開始から1年に満たない事業であることから、今後、市政評価の個別事業評価等の機会を活用し、収集回数も含めた事業全体に対する市民の皆様のご意見から現状を把握し、効率的で効果的な事業運営につなげてまいりたいと考えております。

次に、大仙市指定の燃やせるごみ用袋の表記につきましては、市町村合併後の表記は「燃やせるごみ専用」、平成20年のごみ処理の有料化導入によるデザイン変更後は「燃やせるごみ用」となっております。なお、同じ処理施設を使用する美郷町のごみ袋表記も同様であります。

また、燃やせるごみ用袋の表記変更についてであります。他の自治体では、分別収

集の細分化や手数料の見直しなどと合わせて実施した事例もあり、ごみの減量化や再資源化など、住民のごみ処理に対する意識高揚につながる施策として一定の効果が認められるものと考えております。

本市では、資源物について細かな分別設定をしていることから、新たに追加となったプラスチック資源を含め、引き続き分別協力を求めるとともに、共同で再資源化を実施している美郷町と協議をしながら、先進事例を研究してまいります。

次に、給水スポットの設置につきましては、市民の皆様がマイボトルを使用し、ペットボトルの削減を意識するきっかけの一つになると考えております。

しかしながら、県では、社内外でのマイボトル持参運動に取り組む企業等を募り、ペットボトル削減につなげようとする活動を実施しており、給水スポット設置によらない取り組みも可能であると考えられます。市でも市内企業に周知を行うとともに、市民の皆様に対してもホームページや公式LINEを通じてマイボトル使用の啓発を行うことで、SDGsを意識した行動変容を促してまいります。なお、令和5年第2回定例会において、熱中症対策のご質問の中でご提案いただきました屋内遊び場施設への給水スポットの設置につきましては、施設の性格を踏まえ、設置の方向で検討を進めているところでございます。

答弁は以上になります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○8番（秩父博樹） ありがとうございます。

袋の方に関しては、美郷町さんの方とこれから協議しながら、先進事例も見ながら研究していくということで、よろしく申し上げます。

それから、なかなか先ほど自分の方でお伝えした万博の会場で起こったことを、この地域で実装していくというのは、なかなか結構難しい話だなと自分自身も思いながら提案させていただいたところなんですけど、ただ、先ほど今検討している神宮寺の室内の遊び場の方にまず設置するというので、そこの施設を利用される方は、やっぱり小さいお子さんであって、またその親御さんなので、どちらかというとも未来を担う世代だと思っておりますので、そこでその給水スポットっていうのがあるっていうその認識と触れていくことで、もしかしたらこの何年かたっていくと、そういうのはあった方がいいよねっ

ていうふうな、そういう考えが広がっていく可能性もありますので、まずそこはお願いしたいというふうに思います。実際、あちこち本当設置できればいいんですけど、結構お金もかかることなので、その辺はその状況を見ながら今後検討・研究していただければと思います。

あとそれから最後になりますけど、先ほどその万博の事例取り上げて、行動変容を起こすということを取り上げさせていただきました。やっぱり行政、自分もそれこそ議員という立場で携わらせていただいておりますけど、行政というのはやっぱり行動変容を起こすことを後ろから支えていくというか、促すというか、そういう重要な役割もあると思います。その辺の認識についてお伺いしたいと思いますので、その辺もよろしくお願いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤 敬） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

自治体として、市民の取り組み、行動変容、こちらを促すことが重要ではないかというご質問でございましたけれども、それは議員ご指摘のとおり、自治体が国と同様に目標を掲げて、それを推進していくためには、やはり行政だけが取り組むことでは目標達成ということはなかなか難しいことがありまして、やはり住民の方、皆様のご協力があって、共に取り組むことでその目標達成に近づいていけるものというふうに認識してございますので、そういった意味では市においては、市民の皆様のそういった取り組みを後押しするような、そういう行動変容を促す、こういうことも市の責務として重要であると、そのように考えてございます。

以上になります。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○8番（秩父博樹） ありがとうございます。お答えいただきましてありがとうございます。

ちょっと先週なんですけど、先週の3日、実はちょっと視察に行かせていただきました、「ステハジE X P O」という取り組み、イベントに行かせて、要はプラごみの問題に関連するイベントでしたので行かせてもらいました。そこですごく思ったのは、その行動変容を促すというのは、やっぱり強いリーダーシップが必要だというふうにご

く感じてきたところですので、これについて最後、市長の方からこの行動変容を促すということにつきましての市長のお考えを伺って質問を終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の再々質問にお答え申し上げます。

行動変容を起こす強いリーダーシップが必要だというご指摘ですけれども、まずですね、今ベースになっているこの地球温暖化防止対策といいますかね、それからカーボンニュートラルでも結構ですけれども、大仙市は二本柱でですね、これをやっているところです。一つには、まず無駄なエネルギーを消費しないと、限られた資源であるエネルギーを、省エネという大きな柱。もう一つが、再生可能エネルギーの導入と、この大きな二本柱で、このいろんな事業、地球温暖化防止、カーボンニュートラル、進めているところでありますけれども、それにいろんな具体的な施策がぶら下がっているわけでありまして、そうした一連の考え方、ストーリーをですね、しっかりと市民の皆さんにお知らせして、理解していただいて、そしてオール大仙でこの大きな問題、先ほど来話ありましたように行政、それから民間、事業主の皆さん、それから市民の皆さんの協力をいただきながら進めないといけない、これ大きなテーマでありますのでね、そうした市が何を考えているのか、例えば私が、具体的に老松市長は何をやりたいのか、はっきり示してですね、その目的の達成のためにこうしたことをやるんだということを強く情報発信して進めていかなければならないというふうに思っているところです。少しそうした取り組みといいますか、情報発信が弱いんじゃないかという今ご指摘というふうに受け止めましたので、この後、しっかりと市民の皆さんの理解、それから事業主の皆さんの理解いただけるような形で進めていきたいと思えます。

○議長（後藤 健） これにて8番秩父博樹議員の質問を終わります。

【8番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、2番小須田逸子議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、小須田議員。

【2番 小須田逸子議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○2番（小須田逸子） 参政党の小須田逸子です。本日はこのような機会をいただき、あ

りがとうございます。私の初めての質問になります。不慣れで至らない点多々あるかと思えます。何とぞご指導のほど、よろしく願いいたします。

参政党として秋田県で初めての質問ですので、党について一言説明させてください。

参政党は、投票したい党がないから自分たちでゼロから作った党です。2020年にできました。自分たちの党費、個人の寄附、政党助成金だけで運営しております。大企業や宗教団体、各種組織からは、一切献金をいただいております。その姿勢が支持されて、現在は18人の国会議員、180人ほどの地方議員を擁する党になりました。理念は「日本の国益を守り、世界に大調和を生む」です。この原点を忘れず、大仙市の発展のために頑張る所存です。

それでは、本日の質問に入らせていただきます。

柏台太陽光発電所とその関連の問題について質問いたします。

メガソーラーの定義は、出力が1メガワット（1000キロワット）以上の大型太陽光発電施設を指します。約300世帯の年間消費量を補え、建設には2、3ヘクタールの敷地が必要です。国内には7千件以上あります。メディアなどで取り上げられる東京ドーム何十個分のものは「大規模メガソーラー」とも呼ばれ、その数は20件程度、中小規模のものを合わせれば、約70万件の太陽光発電所が設置されています。

柏台太陽光発電所の出力は、2,354キロワットあり、メガソーラーの分類に入ります。

私が一番心配していることは、太陽光パネルには寿命があるということです。パネルは20から30年ほどで張り替えが必要になるとされています。開発が大幅に進んだのが2010年代と考えれば、2030年以降、大量の廃棄物が発生します。これに伴い、不法投棄や処分場の不足も懸念されます。

太陽光パネルは、鉛、カドミウム、セレンなどをはじめとする有害物質を含んでいることから、危険がないように処分しなければなりません。柏台太陽光発電所は1万2,716枚のパネルを処分しなければなりません。

今、全国で業者が倒産したり、転売を繰り返したりで、所有者に連絡がつかなくなっているところがあると報道されています。そうなると、廃棄処理には高額なコストが伴うため、寿命がきたパネルを放置したり、不法に投棄したりするところが出てくることは想像に難くありません。破損したパネルを放置すると、これらの有害物質が流れ出したり、土壌に染み込んだりして健康被害に発展する可能性があります。農地に染み込ん

だ場合は、そこで作物が育てられなくなることも予想されます。土に埋めないで安全にリサイクルする技術も開発されつつあるようですが、秋田県では、私が調べたところでは、エコシステム花岡株式会社という所の1カ所だけでした。これでは到底足りません。

また、太陽光パネルは、日射を受けている限り、常に発電し続けます。そのため、火災が起きた場合も電流が流れ続けており、消火活動には感電のリスクが伴います。水を伝わって感電する可能性があることから、火災時に放水できない事態が起こります。そうすると、住宅への延焼ということになりかねません。

資源エネルギー庁のホームページを調べたところ、大仙市内には、柏台太陽光発電所のほかにメガソーラーがもう1カ所、中・小の発電施設が30カ所ほどありました。仮に放置、不法投棄などがあった場合、住民の健康被害に及ばないようにするための費用は誰が負担して、どう処理するのか心配です。このような問題は、大仙市では起きてほしくない。そのためには、大量廃棄が始まる前の今の段階から、市としても気を付けていく必要があると思います。

大仙市では「大仙市ゼロカーボンシティ宣言」をしており、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指しています。市民が気を付けて、工夫して、エネルギー消費量の削減を行うことは良いことであると思います。大仙市として家庭での「地球温暖化対策」を支援しており、ゼロカーボンシティ推進事業補助金を出しています。それに伴い、個人の家屋にも太陽光パネルを設置する事例が増えました。それ自体は悪いことではないのですが、果たして廃棄のときに自分で分解して「家庭ごみ」として処分できないということを理解して設置しているのでしょうか。太陽光パネルを廃棄する場合は、前に述べたように、鉛、カドミウム、セレンなどをはじめとする有害物質を含んでいることから、危険がないように処分しなければなりません。一般家庭でも同じで、資格を持つ専門業者に依頼しなければならず、高額のコストがかかります。補助金を交付するだけではなく、そのことまで説明してほしいと思います。業者に任せるとしても、きちんとそこまで責任を持ってくれる業者を選定していかなければならないと思います。

そして、今、毎日のように報道されているのが、釧路湿原のメガソーラーのニュースです。北海道新聞の報道によると、釧路市北斗で大阪市の業者が進める大規模太陽光発電所（メガソーラー）計画を巡り、釧路市教育委員会が国の特別天然記念物タンチョウへの影響を懸念した意見書を文化庁に提出。森林法違反など複数の法令違反が発覚したことを受け、11月17日には文化庁の調査官が立ち入り調査する事態に発展した。北

海道は改めて土壌汚染の有無を確認する再調査を要請。それにもかかわらず、この業者は12月上旬にも釧路市昭和でメガソーラーの建設工事に着手する方針を固めた。予定地は絶滅危惧種で市の天然記念物キタサンショウウオの生息適地などとして、市教育委員会から生息調査が不十分として再調査を要請されたが応じない。ということで、大問題になっています。

もし、大仙市として今後も太陽光発電所を設置したり、一般の業者に許可したりする場合は、このような業者が入ってこない方策を考えなければならないと思います。

以上のような現実を踏まえて、9項目の質問をさせていただきます。

1、柏台太陽光発電所は20年契約のちょうど中間です。今までに何かトラブルがありましたか。今後、契約の見直しなどはありますか。

2、2035年の契約終了時、廃棄等の費用は、契約業者が全て負担するという理解でよいですか。その後は、どのような展望なのかお聞かせください。

3、廃棄費用の積み立ては、きちんと行われているのか。

4、廃棄の処理方法も契約業者に任せるのか。仮に、埋め立てる場合、十分な産業廃棄物最終処理施設はあるのでしょうか。

5、売電収入は「大仙市地球温暖化対策基金」に積み立てるとあります。今までの収益合計と、その使い道を知りたいです。ゼロカーボンシティ推進事業費補助金も、その中の一つですか。

6、ゼロカーボンシティ推進事業費補助金の中で、太陽光発電施設への補助が、令和5年、20件495万円、令和6年、18件425万円とあります。これは一般家庭と事業者を合わせた数ですか。であれば、それぞれ何件ですか。可能なら事業者名と金額が知りたいです。

7、補助金を出すに当たり、太陽光パネルのメンテナンスや廃棄の方法や費用面まで説明してありますか。

8、市として、現在ある太陽光発電所を把握していますか。また、新しく建てる予定の情報などはありますか。

9、私の考えとしては、農地を転用してまでソーラーパネルを設置してはほしくないと思っております。大仙市の田んぼは、全国でも有数の優良な農地です。広くて平らで整備されており、奥羽山脈から豊富な水が流れてきます。新潟市に次いで全国第2位の米の生産量を誇っている大仙市の宝物の一つです。ここでお米を作り、日本人の命を支

えているのが私たち大仙市の農家です。ここを耕作放棄地にしたり、海外に資本に売ったり、太陽パネルで埋めたりするのは避けたいのです。この豊かな農地と緑の山々を子孫に引き継ぎたいと切に願っております。このことについて市長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小須田逸子議員の「柏台太陽光発電所など」に関する質問につきましては、市民部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤 敬） 小須田逸子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、柏台太陽光発電所とその関連の問題についてであります。はじめに、トラブルの有無や契約の見直しにつきましては、平成27年12月の設置以降、これまで近隣住民とのトラブルや大きな故障はなく、現状、所有者の東京センチュリー株式会社とのリース契約について、双方で見直しの意思がないことを確認しております。

次に、リース終了後の廃棄等の対応につきましては、廃棄費用として所有者側が契約により、契約期間の20年間で4,320万円を積み立ていたします。

このほか、市においても、令和4年4月に改正された「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、売電終了10年前となる令和8年1月の売電分から、1キロワットアワー当たり1.4円を、経済産業省が定める電力広域的運営推進機関に積み立てし、リース終了時には約5,000万円が積み立てられる見通しとなっております。

実際の廃棄につきましては、所有者側が責任を持って対応する契約となっており、100パーセントリサイクルできるよう検討を進めているとのことですが、現時点においては、明確な回答をすることはできないと伺っております。

また、廃棄方法も含め、契約終了後の展望については、その時点での法令や太陽光発電を取り巻く状況を勘案し、判断する必要があると考えております。

次に、大仙市地球温暖化対策基金に積み立てした売電収益につきましては、令和6年度末まで計1億6,376万円を積み立てし、うち2,964万円をゼロカーボンシティ推進事業費補助金やプラスチック資源循環事業などに活用しております。

また、ゼロカーボンシティ推進事業費補助金の交付実績については、令和5年7月から本年11月30日までの期間で、太陽光発電設備に対しては57件あり、全て一般家

庭向けとなっております。

なお、補助金利用者への説明については、パネルのメンテナンス方法等は施工業者が行うべきものと捉えていることや、廃棄の方法・費用等については、パネルの製品寿命が20年から30年と長期に及び、今後リサイクル技術や関係法令など、廃棄に伴う環境の変化が考えられることから、市として説明は行っておりません。

次に、市内の太陽光発電所の状況につきましては、10キロワット以上の発電事業者は経済産業省のホームページで公表されておりますので、随時確認しております。

さらに令和6年4月以降は、経済産業省のガイドラインにより、一定規模の太陽光発電所の設置に対し、隣接地権者や地域住民への説明と設置する市町村への事前の相談が義務付けられたことから、建設予定の太陽光発電所についても把握できる状況となっております。

次に、農地へのソーラーパネルの設置につきましては、必要となる「農業振興地域からの除外」や農地転用手続の中で、農用区域や第1種農地など、生産性の高い農地については、原則不許可と国からも示されていることから、設置そのものが極めて難しいと考えております。

現在、国では、無秩序な大規模太陽光発電の開発について、自然景観保護や防災上の観点などから、法的規制や監視の強化について検討する動きがある一方、住宅や公共施設などへのソーラーパネル設置については、脱炭素につながる重要な取り組みの一つとして位置付けております。

市といたしましても、2050年カーボンニュートラルに向けて、法改正の動向や新技術の情報などを注視しながら、地域と共生できる形でさらなる太陽光発電設備の普及に取り組んでまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、小須田議員。

○2番（小須田逸子） 丁寧な説明ありがとうございました。

一定の積み立てが廃棄に向けて行われているということで、少し安心いたしました。

あとは、一般家庭にもメガソーラーには有害物質が含まれているので、廃棄には注意が必要だということを、これから周知させていく必要があるのではないかなと思います。

あとは、最終的な処分の仕方は、今の段階ではまだ分からないということでしたけれども、新しい技術などできてきているようなので、大仙市としてもそのような情報を仕入れて、有害な事例が出ないように、研究を重ねて情報を取っていく必要があると思います。引き続きよろしく願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（後藤 健） これにて2番小須田逸子議員の質問を終わります。

【2番 小須田逸子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中であります。この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時でお願いいたします。

午前11時56分 休 憩

午後0時57分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番佐藤芳則議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

【9番 佐藤芳則議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤芳則） けやきの会の佐藤芳則と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきたいというふうに思います。

今回は改選後初めての定例会ということで大変緊張しておりますけれども、このように一般質問の機会を設けていただきまして本当にありがたく思っております。ありがとうございました。

さて、私からはですね、3点質問させていただきたいというふうに思っております。

まず、1点目ですが「小・中学校の体育館への空調設備の設置について」でございます。

この件については、ちょうど1年前の令和6年第4回定例会で、公明党の秩父議員から既に質問されている事項と思われましても、喫緊の課題だというふうな認識をしていることから、再度質問させていただきたいなというふうに考えております。

ご存知のように気候変動の影響で、年々暑さが厳しくなっていておまして、夏が長くなり、春と秋が短くなる「二季化」というふうな言葉も最近聞かれるようになってきました。「二季」という言葉は、今年新語・流行語大賞にもノミネートされているようです。

これまでの日本は、四季が顕著で、衣替えという習慣もあったわけですが、最近はその言葉もあまり聞かなくなったような気がいたします。

そのような状況下で小・中学校の生徒さんたちが体育館で部活動等をする場合に、各自熱中症対策は取っているとしても、本人はもとより、親御さん、監督・コーチ等の指導者及び学校関係者の皆さんは、熱中症への心配が常にあると考えられます。

前回の教育委員会の答弁では、国の補助要件として、空調の効率的な適用のため、施設の断熱性確保が必須であり、建築から30年以上経過している体育館が7割以上である本市においては、施設全体の整備が必要となり、事業費がかかり増しになると。導入費用が多額になることに加え、燃料代など維持管理コストも考慮しながら、慎重に整備計画を検討していく必要がある。ほかに、学校の音楽室や特別教室への新設要望も寄せられていることから、引き続き国の補助メニュー強化の動向を注視しながら、空調設備の計画的な整備に努めるという旨の回答がございました。この答弁から「慎重に整備計画を検討していく」、あるいは「国の補助メニュー強化の動向を注視しながら計画的な整備に努める」というように、国の動向を見てから検討しましょうという、悠長で消極的な答弁に終始したきらいがあると思われまます。

私の要望は、一步譲って、せめて冷房だけでも早急に検討できないかということですが、いかがでしょうか。前回からちょうど1年たっているのに、状況が少し変わっているかも分かりませんが、現状の説明と今後の取り組み方針等について、どのように考えていらっしゃるかご答弁をお願いしたいというふうに思っております。

また、今現在、小・中学校の教室、職員室はじめ音楽室や特別教室への冷暖房を含めた設置状況と、今後の設置計画について、どのように進めていくのか、具体的な計画があるのか答弁をお願いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 佐藤芳則議員の一つ目の発言通告であります「体育館への空調設備の設置」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長が答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 佐々木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐々木泰宏） 佐藤芳則議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、小・中学校体育館への空調設備の設置についてであります。令和6年第4回定例会で答弁申し上げましたとおり、効果はもとより、整備費用や維持管理費用も含めて慎重に整備計画を検討しております。

一方、議員ご指摘のとおり、近年の記録的な猛暑への対応や熱中症対策など、児童・生徒や教職員の体調管理に配慮した学習環境の整備に加え、災害発生時における避難所の環境改善の観点からも、冷房設備の整備の在り方については、早期に検討すべき事項であると捉えております。

こうした状況も踏まえ、平時の学校の環境整備に加え、災害発生時における避難所の機能強化を見据え、常設型のエアコンと併せて移動式のエアコンについても調査を進めている段階であります。

しかしながら、本市小・中学校の体育館は、規模や構造、断熱性の状況が様々であり、導入効果の検証が難しい状況にあることから、より詳細な調査・研究を進めるとともに、特別教室を含めた学校全体の冷房設備の整備の在り方について検討してまいります。

また、各学校の教室や職員室等への空調設備設置状況でありますけれども、普段授業を行う普通教室と職員室につきましては、全ての小・中学校に設置済みとなっております。

特別教室につきましては、大きな音が出るため、普通教室での代替授業は困難である音楽室への設置を進めております。校舎上階にあり、室内が高温になるなどの事情がある10校の音楽室については、既に設置済みであり、未設置校の学校については、計画的に進めております。

また、ほかの特別教室についても、学校の要望を踏まえ、順次整備を進めてまいります。

○議長（後藤 健） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○9番（佐藤芳則） どうもありがとうございました。

暖房については、私もちょっと認識不足だったんですが、ほぼほぼ設置できているというふうなお話でございましたので、冷房についても移動式の機具で対応していくこと

も検討しているというふうなことでございましたので、本当に毎年暑い、酷暑を通り越して、何かもっと激しい言葉ございましたけども、そういうような状況ですので、やはり子どもさんの健康が第一ですので、前向きに考えていただきたいというふうに考えております。

それから、再質問ということですね、1点だけ、体育館への空調設備、特に冷房設備を設置する上で、予算等も含めネックになる点は何か。また、空調設備業者から見積書等を徴しているのか。具体的な金額を把握しているのかお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐々木泰宏） 佐藤芳則議員の再質問にお答え申し上げます。

冷房設備設置のネックになる点につきましては、整備費用はもとより本市小・中学校体育館の8割が築30年を経過しており、冷房効果が十分に発揮される構造となっていないことや、工事期間中は長期にわたり体育館使用が制限されること、さらには今後の学校再編により閉校となった場合の設備の活用方法の検討などが挙げられます。

また、設備整備事業費につきましては、文部科学省から整備に係るモデル事例等が示されておりますので、それを基に事業費を算定したところ、1校当たり約5,000万円から6億円程度となります。全体で50億円を超える膨大な整備事業費になると見込んでおります。

導入検討に当たっては、これらの課題の整理に加え、整備後の維持管理費も含めて総合的に判断する必要があるものと捉えております。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○9番（佐藤芳則） どうもありがとうございました。やはり予算的なものは、なかなか一朝一夕でできないかと思えますけども、まず努力していただいて、やっていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それで、これ再々質問ということなんですけども、答弁は必要ございませんので、私の考えというものを若干述べさせていただきたいというふうに思います。

設置が進まない一番の理由として、予算的に厳しいということでしたが、そのことについては私も重々承知しております。いろいろな事業を進めていくためには予算の裏付

けがないとできないということは、もっともなことかと思えますけども、一方、その予算を捻出するにはどうしたらいいのか、また、緊急性や必要性を十分考慮し、当初予算を思い切っで見直しをし、場合によっては組み換えをするなど、必要なところに優先的に再配分するという考え方もあってはいいのではないのでしょうか。

今回の小・中学校の体育館への冷房設備の設置については、生徒さんはもちろん、親御さんやスポーツの監督・コーチ等の指導者からも、強い要望があり、緊急性を要するものだと認識しておりますし、この件については、市民からも十分理解が得られるものと私は思っております。総額が決まっている予算で、部署ごとの予算枠もあるとは思いますが、年度途中であっても予算編成を担う総務部の財政課を中心とした各部署横断的な協議・調整を行い、緊急性・必要性の高い事業に優先的に予算配分するような柔軟な発想も必要ではないのでしょうか。既にそのようなことはやっているというふうなことであればよろしいかと思えますけども、命の次に大事なお金、要は税金ですね、を扱ってきた私の経験から、予算の適正配分というのが常に頭の片隅にあったので、このような提案をさせていただきました。そのような思いがあるということをお含みおき願いたいというふうに思っております。答弁は結構ですので、はい。これで一つ目の質問については終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤芳則） 続きまして、二つ目の質問に入らせていただきます。

それは、農林業の振興についてでございます。

これについてはテーマが二つほどございまして、最初に農業の後継者、新規就農者の確保・育成についてでございます。

この問題は待ったなしの状況になっていると思います。私が思うに、10年ぐらい前から、いや、もっと前からその問題はいろいろな場面で話題になっているかと思われます。

私も代々引き継いできた1ヘクタール程度の農地を所有しておりますけども、ずっと農業に携わってきておらず、草刈り程度はやっていましたが、実際は近くの農家さんに農作業のほとんど全てをお願いしているような状況でございます。しかし、その依頼している農家さんも後継者がおらず、本人も高齢で、あと何年ぐらいできるのかと言っているような状況で、何とも悩ましい問題が完全に迫ってきております。

この問題については、国・県・市、または農協等も一緒になって検討していることと

は思いますけども、市当局として後継者及び新規就農者の確保・育成等について、現在どのようなことをやっていて、今後具体的にどのような計画があるのか伺いたいと思います。

また、大仙市農業再生協議会の組織の概要に以下のようなことが書かれていますので、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。

大仙市の経営所得安定化等をはじめ各種施策の推進及びその遂行のため、行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興、農地の利用集積、担い手の育成・確保に資することを目的とした協議会と記されています。最後に担い手の育成・確保という文言もあり、その実現のために立ち上げた組織だと思います。

また、農業再生協議会で発行している令和7年3月版の「経営所得安定対策等のしおり」という資料を準備してきましたけども、その26ページに「人・農地に関する施策」というタイトルがありまして、その最初の項目の中に「大仙市では人と農地の問題を解決するため、平成24年から地域の話し合いにより地域農業の未来の設計図である人・農地プランを作成、実施してきた」と書いてございます。具体的に、どの地域で、どのくらいの規模で、人・農地プランを作成、実施してきたのか、実績を教えてくださいたいと思います。

続きまして、二つ目のテーマに移らせていただきます。

それは林業資源の有効活用等についてでございます。

この問題は、あまり話題に上ることは少ないかと思いますが、あえて質問させていただきます。

私の住んでいる地域の住民の中には、植えて50年から60年ぐらいたっている杉の木があって、何とか私の代で処分したいんですけども、どのようにしたらいいのか分からないと、単独で処分する方法もあるかもしれないが、隣接する山林所有者と足並みをそろえてやれば経費も少なくて済むのかも分からないなというような話を聞く機会がございました。それは私も同じで、私の祖父が植えた杉林があったのは知っていましたが、地元で長い間いなかったこともあり、恥ずかしながらその場所がどこにあって、現在どのような林になっているのか全く分からないという、ちょっと恥ずかしい話なんですけども、そういうふうな状況でございます。

先ほどの担い手の問題と同様に、後継者がいればあまり深刻に考えなくてもいいと思いますけども、もしいない場合に、今の代で処分しなければならないというふうに思い

ます。業者に売ってしまえばそれまでかもしれませんが、市当局として山林所有者、林産業者、森林組合等と連携した協議体のようなものがあるのでしょうか。もしあったら活動内容等について教えていただきたいと思います。

また、山林の適切な利用が進まないと、森林が放置され、老木化し、森林の機能が低下し、場合によっては大雨等で災害等が発生する危険性もはらんでいると思います。市当局の予防措置的な施策等があるのか。併せて質問させていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 質問の、農林業の振興についてお答え申し上げます。

はじめに、農業の担い手や新規就農者の確保・育成につきましては、市では、新規就農者の確保・育成を図るため、東部及び西部新規就農者研修施設を設置し、栽培技術の習得や農業経営に関する研修を行っております。本施設の修了生は、累計で204人となっており、修了後は認定新規就農者として独立自営で就農される方や、農業法人へ雇用就農される方もおります。

今後の計画といたしましては、次期農業振興計画と同様に策定作業を進めております「新規就農者研修活性化プラン」に基づき、地域の核となる担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

次に、「人・農地プラン」につきましては、平成24年度に作成を開始し、市内全域を網羅する65地区において作成を完了いたしました。その後、既存のプランを31地区まで統合するなどの見直しを行っておりますが、当該プランに基づき、農地の集積や農業機械の導入補助などの関連の施策が推進されており、地域農業の問題解決に向けた取り組みにおいて、一定の成果があったものと認識しております。

現在は、「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴い、本年3月に市内全域を16地区として作成した「地域計画」へと移行しております。

この「地域計画」につきましては、従前の人・農地プラン以上に、次代の担い手の確保に向け、より実効性のある計画となることを目指しており、年1回以上のブラッシュアップに向けた協議の場を開催することとしております。

今後、地域の農地利用の将来像を明確化するためのより良い計画となるよう、市がコーディネーターとなり、農業者や農業委員会、JAなど関係機関が一丸となり、計画

の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、林業資源の有効活用につきましては、議員ご指摘のとおり、世代交代などにより管理が行き届かなくなった森林の増加は、資源の有効活用のみならず、災害防止の観点からも重要な問題であると認識しております。

ご質問の、連携した協議体やその活動内容につきましては、広域的な連携組織として、「秋田県再造林推進協議会」が循環型林業の確立に向け、再造林の推進に取り組んでおります。また、流域規模では「雄物川流域林業活性化センター」が、木材需要の安定や林業活性化に向けた活動を展開しております。さらに、地域でも「仙北地方林友会」がインターンシップ支援などの担い手の確保に努めており、市といたしましても、これらの組織と密接に連携を図っております。

また、市では、森林資源の循環利用と多面的な機能の発揮を目指し、森林・林業振興全体の方針を定めた「大仙市豊かな森づくり振興プラン」を令和3年に策定しており、森林組合等の林業経営体のほか、教育関係、自然保護関係の方々からもご参加をいただき、多角的な視点で議論を重ねております。

次に、防災の観点からの山林の管理につきましては、議員ご指摘のとおり、山林の管理が適正に行われない場合には、森林の多面的機能が低下し、災害が発生する危険性が高まります。

山林の管理は、間伐などの森林施業が山林の荒廃を防ぎ、水源の涵養機能^{かん}の維持増進などにつながる役割を果たすことから、民有林の間伐事業の促進のほか、資源循環のための再造林も重要であるとの認識の下、市独自の「森林再生支援事業」により、植林や下刈りに係る経費を助成し、森林所有者の負担軽減に努めております。

また、山地災害の発生を未然に防止する予防対策といたしましては、県の治山事業を活用し、山腹崩壊の復旧、地すべり防止工事などを実施するほか、市独自の「山地災害未然防止事業」により、森林の保全や森林施業に欠かせない林道の適切な維持管理に努めてまいります。

市のプランは5年を経過しており、現在、見直しを進めているところでありますが、森林の循環利用を促進する事業や災害対応につきましても、当該計画に位置付け、さらなる推進を図るとともに、今後も山林所有者の皆様、そして地域の林業経営体や広域的な連携組織と市が密接に連携しながら、森林資源の有効活用や防災対策に万全を期してまいります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○9番（佐藤芳則） どうもありがとうございました。ご丁寧な答弁で、私も認識していない部分が結構ございました。具体的なお話も今、副市長から答弁いただきましたので、私もちょっと安心したところではございますけども、それをいかに農家の人、林業の所有者、いかに周知していくか、いろんな制度があるんだよというふうなことを、プランは作っていると。実際も動いているというふうなお話あったんですが、やはりもう少し具体的にといいますか周知、農家の方、あるいは林業、山を持っている方、具体的に周知していただくような努力をしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。これで二つ目の質問は終わらせていただきます。

○議長（後藤 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤芳則） それでは最後、三つ目の質問になります。

それはですね、産業育成、企業誘致及び雇用の創出についてでございます。

これについてもテーマが二つございまして、最初は地元の個人事業及び中小企業の活性化策についてでございます。

地元の個人事業及び中小企業の経営状況は、非常に厳しいものがあります。特に個人事業の衰退は目に余るものがあり、規模の縮小、廃業等の選択を余儀なくされている現状を見聞きしている状況でございます。大手企業との共存共栄は重要なことだとは思いますが、現実には大手企業の独り勝ちというふうな状況ではないでしょうか。

私の住んでいる南外地域も、以前はその地域内だけで日常に必要な食料や日用品等を調達することができましたが、今は個々の事情はあるとはいえ、そのほとんどが規模の縮小や廃業に追い込まれているような状況でございます。もはや個人事業主や中小企業経営者の経営努力では、いかんともし難い状況にきているものと思います。

地域の経済や雇用を支え、地域の発展の原動力となるべき産業を復活させるために、商工会や経済団体等と連携し、競争力を強化するとともに、販路拡大にも積極的にチャレンジしていかなければならないと思います。

先ほども申し上げたように、経営者の努力だけでは限界があるということを踏まえ、行政当局では現在どのような地域経済活性化策を推進しているのか伺いたいと思います。

質問がちょっと大ざっぱで申し訳ありませんけども、よろしく願いいたします。

続きまして、企業誘致に向けての環境整備についてでございます。

この件については、昨年の定例会でも質問があったかと思いますが、あえて再度質問させていただきたいと思っております。

当局としても企業誘致の必要性については、雇用の創出や地域経済の活性化も期待できることから、専門職員を首都圏に派遣して情報収集等必要な措置を講じており、その重要性については十分に認識しているものと思われまます。私も企業誘致は地元企業の活性化、就業ニーズが高い情報通信産業の進出で若者の定着や回帰に寄与することができる重要な施策だと考えております。そこで具体的な質問に移らせていただきたいと思います。

当局としてデータセンターや半導体製造工場等の誘致は考えているのでしょうか。

私が今現在承知している情報では、データセンターについては、男鹿市と秋田市において企業誘致の動きがあるようです。男鹿市については、東京の企業と市内の廃校になった校舎を活用したデータセンター開設を検討しているとのことで、その企業は男鹿市進出の理由として、県と男鹿市から積極的な誘致のアピールをいただき、総合的に判断して決定したと。26年度以降の竣工を目指しているというようなコメントがあるようです。また、秋田市については、人工知能AI関連事業を手がけるアメリカの会社と秋田市のサーバー管理会社の2社と市内へのデータセンター建設に向けた連携協定を締結し、再生可能エネルギーで電力を全て賄う工業団地への建設に向けて具体的な検討に入ったという記事が10月の新聞に掲載されておりました。アメリカの会社は、かねてから日本国内へデータセンターの設置を検討していたようで、秋田市のサーバー管理会社が仲介し、今回の連携協定にこぎ着けたというふうな内容のものでした。

さらに、東北電力、NTT東日本、政府系金融機関である日本政策投資銀行、三者が東北・新潟へのデータセンター誘致に向け業務協力協定を結んだというふうな情報もあります。データセンターは大量の電力を消費するため、立地地域には十分な供給力が欠かせず、冷涼で広大な土地が求められるので、東北はその条件を十分に満たし、誘致を通じて新たな産業や雇用の創出を図り、産業振興に貢献するとのコメントもあったようです。

データセンターは、コンピュータや各種ネットワーク機器を置き、データ処理や管理などの拠点となる施設で、民間事業者が運営するものです。現在、面積換算で8割強が関東と関西に集中しており、近年は用地が不足し、大都市への設置は限界に達しつつあ

るようです。さらに、災害リスクの軽減を図ることや再生可能エネルギー活用で脱炭素化を進める意味でも、今後は地方へ分散させる流れが強まるものとみられています。

先ほど紹介しました男鹿市、秋田市の事例でも分かるように、その流れに沿って他の自治体では既に企業誘致に向けて動いているわけですので、当市においても迅速な対応が求められているものと思われまます。

これまではデータセンターを中心に説明してきましたけども、半導体製造工場等の誘致も同じようなことが言えると思います。皆さんもご存知のように台湾の世界最大の半導体受託製造企業TSMCが熊本県菊陽町に進出し、ばく大な経済効果をもたらしていることは大きな話題になっております。工場周辺にはホテルの東横インとかスーパーホテルというふうなホテルが200室以上、相次ぎ開業して、人材会社やクリニックもでき、ソニーグループや東京エレクトロンなどの周辺企業の投資も続いているようです。データセンターの立地条件と共通しているのは、広大な土地、豊富な電力、豊富な水、それらの条件が大仙市には全てあると思います。そのようなことから、データ・センターや半導体製造工場等の誘致に向けたプロジェクトチームを早急に立ち上げ、進出するメリットを十分説明し、官民が一体となって粘り強く進出を呼び掛ける必要があると考えております。先ほど紹介したように、秋田県内でも既に動いている自治体もあることから、早急な対応が求められると思いますが、当局の企業誘致に対する活動状況、今後の方針、目標等についてご答弁をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いします。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤芳則議員の三つ目の発言通告であります「産業育成、企業誘致及び雇用創出」に関する質問につきましては、経済産業部長が答弁しますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 鎌田経済産業部長。

○経済産業部長（鎌田篤史） 質問の、産業育成、企業誘致及び雇用の創出についてお答えを申し上げます。

はじめに、地元の個人事業者及び中小企業の活性化策についてであります。直近の県内経済動向によりますと、個人消費は物価上昇の影響を受けつつも緩やかに回復しているとする一方、企業業績は「おおむね横ばい」という調査結果が出されております。

企業業績が好転しない要因といたしましては、エネルギー価格の高止まりや仕入れ資

材の高騰に加え、過去最大の最低賃金の引き上げなど、経営コストのかかり増しが大きな要因であり、事業者の自助努力だけで克服することが困難な例が増えつつあります。

こうした状況を受け、10月下旬、市に対し市内商工団体から中小企業及び小規模事業者の安定経営に資する支援策の要望書が提出されております。

本市では、令和2年以降、国の交付金を活用し、コロナ禍及び物価高騰対策に係る緊急かつ臨時的な事業者支援を機動的に実施してまいりました。現在、国会で審議されております国の補正予算においても、地方独自の物価高対策に活用できる重点支援地方交付金が配分されることとなりますので、事業者にとって、より効果的な支援策の制度化に努めてまいります。

また、議員ご指摘のとおり、地元企業や事業所は地域経済や雇用を支える本市発展の原動力であり、現在、本市においては事業者向けの融資制度、それから設備投資に対する支援に加え、地域の活性化を目的に商店街活動への支援を実施しておりますが、苦しい経営状況にありながらも販路拡大や生産性向上に努める企業や事業者に対する支援についても、商工団体と歩調を合わせ実施してまいりたいと考えております。

なお、近年では、人手不足とともに経営者の高齢化や後継者不在といった問題が顕在化しております。国が設置する秋田県事業承継・引継ぎセンターには、これまで市内事業所から161件の相談があったと伺っております。また、市内の金融機関及び商工団体、それから、市の関係者で構成いたします金融懇談会において、事業承継をテーマに市内事業所の現状について情報共有を行っております。

優れた技術やサービスを持ちながら、後継者不在により廃業を余儀なくされることは、雇用が失われるだけでなく地域インフラにも大きな影響を与えるため、金融機関や商工団体と連携を図りながら、事業承継に係る調査を行った上で必要な支援を行い、地域経済の維持・発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致に向けての環境整備につきましては、本市においては、雇用創出や若者の地元定着のほか、Aターン就職や地域経済への波及効果などの相乗効果を目指し、企業誘致活動を行っております。

企業誘致活動においては、迅速かつ適切に情報収集を行い、進出の可能性のある企業へ積極的にアプローチするなど、企業とのパイプ役となる人材を育成することが重要であり、その役割を担う職員を東京の秋田県企業立地事務所に派遣しております。この職員が首都圏での多数の企業展示会やセミナーに参加し、企業とのネットワークづくりに

努めた結果、企業誘致に結び付いた事例も増えており、今後もその体制強化に努めてまいります。

また、コロナ禍を経て定着したりリモートワークなど新たな働き方を背景に、令和6年度から首都圏などのIT企業を対象としたサテライトオフィス誘致事業を行い、これまでに3社と立地協定を締結済みで、現在も立地に向けた折衝を行っており、今後も数社の立地を見込んでおります。

IT産業は、若者の雇用の受け皿となる魅力ある業種ですが、人材不足が懸念されておりますので、既に本市に立地いただいている企業と連携を図りながら、IT人材の育成・発掘に注力してまいります。

議員ご提案の企業誘致につきましては、企業進出による雇用創出や市税の増収など直接的な効果に加え、地元企業の部品供給や他産業への需要の増加など、間接的にも経済波及効果が大きいものであります。一方で、大規模なエネルギー供給源の確保や環境面への配慮、あるいは通信インフラ整備など多額のインフラ整備も課題となりますので、国内の事例も踏まえ、今後の企業誘致の参考にさせていただきます。

本市の企業誘致の目下の課題は、昨年12月に完成した大曲企業団地への立地であり、また、初期投資を抑えて事業着手が可能な、空き公共施設の企業への貸し付け・譲渡についても同時に押し進める必要があると考えております。

自然豊かな風土や交通アクセスの良さなど、本市の優位性をPRすることが企業誘致活動には不可欠でありますので、来年度は首都圏での大曲企業団地の出展PRに加え、全国の製造業4千社を対象としたマーケティング調査、それから、本市への視察ツアーなどを実施し、企業誘致案件を1社でも多く掘り起こしてまいりたいと考えております。

また、本市では、全ての業種・産業を誘致対象としておりますが、地域資源の活用や地域課題の解決に直結する企業や求職者ニーズの高い企業に対する誘致活動の強化に努めてまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○9番（佐藤芳則） どうもありがとうございました。いろいろと当局の方でも考えていらっしゃる事が分かりました。これからですね、具体的に、どういうふうなことを具

体的に進めていくかということ、目標というものをですね、定めて、いついつまでこれだけやるよというような数値目標というものを一つのやりがいというのは変なんですけども、目標に持って進めてもらいたいなということと、あと、その先ほどの企業誘致の話なんですけども、やはりこれはなかなか当局だけではですね、進まない部分はあるかと思います。というのは、いろんなこう、例えば金融機関、先ほど私もちょっと話したように、金融機関なり、あるいは例えば証券会社なりですね、いろんな業種とタイアップしながらやっていかないと、なかなか先に進まないことも出てくるかと思います。やはり人間関係といいますか、どういうふうな人とのつながりで、そういう人たちと接点を持つかというふうなことも大事になってくるかと思いますので、いろんなアンテナを広げていただいて、我々も当然そうなんですけども、アンテナを広げていただいて、いろんな人材を発掘して、そういうふうな企業誘致の方に結び付けていってもらいたいなというふうに、私の希望なんですけども、そういうふうに思っておりますので、まず本当いろいろ、市長のトップセールスも、これも大事なんですけども、いろんな人材を活用してですね、ネットワークで、それ駆使して進めていってもらえればいいのかというふうに考えておりますので、十分先ほどの答弁で今、具体的にこういうようなことをやっているということは分かりましたので、もう一歩進めて、そういうふうなやり方もひとつ考えてほしいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

私からは三つの質問、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて9番佐藤芳則議員の質問を終わります。

【9番 佐藤芳則議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、12番佐藤隆康議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

【12番 佐藤隆康議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○12番（佐藤隆康） たすきの会の佐藤隆康です。本日は、一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

質問1について、空き家対策について質問させていただきます。

今年もクマの出没について人身被害等があり、大変懸念されております。行政も、対応に追われており、被害の起こらないように努めているところでございます。

先日、ある事件が起きました。皆さんもお分かりと存じますが、ある工事現場の近くに、どうもクマがいるらしい。親離れした子グマではないかとのことでした。その後、行政からの迅速な対応により、箱わなを設置して捕獲されたそうです。

その場所ですが、工事現場といっても山奥の方ではありません。基盤整備中の田んぼの工事です。近くに集落も存在しています。その居座っている場所が空き家のある場所で、管理されていない雑木も茂っています。いつの間にかそこにやってきたのか、人が気付かないままそこにクマが生息したとなると、ぞっといたします。

事態が深刻化すると、当然、外出するにも、また、作業の安全の観点から影響が出てくると思われます。

当局にお尋ねいたします。

大仙市において、空き家対策が施されていますが、その対策計画に基づいて実態調査、危険度調査が行われています。その調査結果について、所有者及び管理者に対しての重要性を理解していただくために、意識啓発を行っていると思っておりますが、どのくらいの進捗状況か、理解度はどのくらいあるものか、状況を教えていただきたいと思っております。

また、空き家の管理責任についてですが、法律の定めにより、所有者の意識的に困難な物件もあります。そのような状態でも、共有者や相続人に適正管理の依頼や助言・指導を行っているかと思われませんが、その反応はどのようか、また、それに伴い、今後の方向性を教えていただきたいと思っております。

三つ目ですが、また、特定空家等について、自治会向け解体補助金ですが、条件として、跡地の地域利用があります。緊急対応として個人向け解体補助金を、自治会にも適用できないものか検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆康議員の一つ目の発言通告であります「空き家対策」に関する質問につきましては、総務部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤公晃） 佐藤隆康議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、空き家対策についてであります。はじめに、少子高齢化、人口減少が進行

する中、同時に問題になるのが管理不足などによる空き家の増加であります。適切な管理下でない空き家は、防災、防犯、衛生、景観のほか、最近ではクマが寄り付きやすい傾向にあるなど、地域住民の生活にも影響が及んでいるところであります。

大仙市では、国に先駆けて平成23年に「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、空き家対策事業を推進しており、これまで危険空き家の認定は条例を根拠として対応してまいりましたが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正をはじめ国における空き家対策の整備が整ってきたことから、本市においても、令和8年度から実施予定の「第3次空き家等対策計画」では、国の特措法で定義された「特定空家等」や「管理不全空家等」の基準をもって認定することとし、同法を根拠として対策措置を講じることとしております。

ご質問の空き家調査等による意識啓発の進捗状況についてであります。市では例年12月から空き家の実態調査として、把握する全ての空き家について現地調査を行っており、空き家の管理状況の確認や経年劣化による家屋の破損状況等を調査し、危険度別に区分けした実態把握を実施しております。

また、空き家の所有者に対しましては、広報誌やホームページを使った情報提供のほか、利活用・適正管理・解体などの事業概要を掲載した「空き家総合パンフレット」を作成し、庁内関係各課窓口での配布や民生委員・高齢者施設並びにケアマネジャーを通し、所有者や親族へ配布するなど、意識啓発の向上を図っております。

このことについては、「市民による市政評価」における空き家対策の「要望度」が毎年度上位に位置し、また、要望度合いも微増ながらも上がっている結果から、市民意識の高さがうかがえるものというふうに感じております。

次に、相続人等への管理責任に対する助言や指導後の反応につきましては、市外・県外在住の所有者等にも周知できるように、固定資産税の納税通知書に空き家対策に係るお知らせを同封するなど啓発に努めております。

さらに、庁内の連携体制を構築することで、税情報から所有者を特定し、死亡している場合は戸籍情報から相続関係者に対して適正管理通知を発送するなど、現状把握につなげており、これらの成果の一つとして、空き家等解体補助金制度を活用した利用者や自発的な空き家解体の実績が増加しており、市民の空き家に対する関心は高まっているものと推測されます。

その一方で、新規の空き家も増加しており、総件数としては近年、横ばい状態である

ことから、引き続き、空き家の適正管理及び解体について、所有者等をはじめとした関わる方々へ認知が拡大していくよう努めてまいります。

次に、自治会向けの空き家等解体補助金についてであります。令和3年度から自治会向けの補助事業として実施しており、自治会主導による危険空き家の除却として推進していただいております。

しかしながら、補助金の交付条件である10年間の跡地利用について、自治会側に跡地利用期間中の維持管理経費の負担が生じることや、土地所有者からの同意が得られないケース等が補助金活用の妨げになっていることから、「跡地利用期間の要件撤廃」について、学識経験者や不動産関係者等で構成する「空き家等対策協議会」にお諮りしているところでございます。

これからは、空き家を「ただ所有しているだけ」では済まされない時代になっていきます。空き家をもたらす景観・治安への悪影響や不動産価値の低下などのリスクについて、さらに浸透を図るなど、住民意識の向上を図るほか、自分事として捉えてもらうことで持続可能な社会の構築につながることをご理解いただけるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○12番（佐藤隆康） ご説明どうもありがとうございます。

猛獣等の事故等が発生しないように、暮らしを守るために、よろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○12番（佐藤隆康） 今度は、誘引樹木伐採事業補助金について質問させていただきます。

これもクマに関連する質問ですが、目に見えて「あれはおいしそう」というような果実がなっている樹木が確認されます。立ち木の処理も所有者の同意が必要となっております。

質問ですが、補助金の交付対象は「住宅集合地域」とありますが、住宅から離れた農地、空き家にある樹木等を対象にしたい場合があります。補助事業対象の条件を緩和す

ることはできないものでしょうか。また、伐採のほかに代替案がありましたら、ご指導
いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、誘引樹木伐採事業補助金についてお答え申し上げます。

ツキノワグマによる被害防止対策を推進する上で、カキやクリなどの誘引樹木を伐採
することは、ツキノワグマを市街地に寄せ付けないための生息環境管理の一環として、
捕獲活動と並んで重要な取り組みであると認識しております。

誘引樹木の所有者が、一定の要件の下で樹木を伐採する際に補助を行う「誘引樹木伐
採支援事業」につきましては、令和6年度に制度を創設し、同年度において62件
145本の伐採を支援しております。

今年度におきましては、ツキノワグマの出没件数の増加に伴い、多くの申請が寄せら
れたことから、今次定例会におきましても予算の補正をお願いしているところでありま
す。

実績といたしましては、本年11月末日時点で144件277本の伐採を支援してお
ります。

当該事業による補助に当たりましては、周囲半径200メートル以内におおむね10
軒以上の人家がある「住宅集合地域」における樹木の伐採を対象としております。この
要件につきましては、鳥獣保護管理法において「銃猟」ができない市街地などにおいて、
ツキノワグマを寄せ付けないための対策として実施するという趣旨から設定しているも
のであります。

一方、「銃猟」が可能となる中山間の集落周辺におきましては、箱わなを使用した捕
獲活動を中心としながら、併せて緩衝帯の整備を行うなど、地域の実情と出没状況に応
じた取り組みを進めております。

なお、伐採しない果樹の管理につきましては、収穫の徹底のほか、ツキノワグマを木
に登らせないための木の幹にトタンなどを巻く対応策につきましても丁寧に説明し、お
願いをしているところであります。

議員ご提言の交付対象要件の緩和につきましては、昨今の異常なツキノワグマの出没
状況を踏まえ、市民の皆様の生命と安全・安心な生活を守ることを最優先に、早急に検
討の上、見直しを実施したいというふうに思っております。そして、実効性のある被害

防止対策となるよう、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○12番（佐藤隆康） どうもありがとうございます。これもまた暮らしを守るために重要なことですので、どうかよろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（後藤 健） これにて12番佐藤隆康議員の質問を終わります。

【12番 佐藤隆康議員 降壇】

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1時55分 散 会

令和7年12月9日（火曜日）

議事日程第3号

令和7年12月9日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第129号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第3 議案第130号 大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第4 議案第131号 大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第5 議案第132号 大仙市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（質疑・委員会付託）

第6 議案第133号 財産の処分について（質疑・委員会付託）

第7 議案第134号 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）

第8 議案第135号 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）

第9 議案第136号 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）

第10 議案第137号 大仙市総合公園野球場及び大仙市総合公園テニスコートの指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）

第11 議案第138号 大仙市サン・スポーツランド協和野球場等の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）

- 第 1 2 議案第 1 3 9 号 大仙市太田体育館等の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 1 4 0 号 令和 7 年度大仙市一般会計補正予算 (第 9 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 4 1 号 令和 7 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 4 2 号 令和 7 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 4 3 号 令和 7 年度大仙市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 1 7 陳情第 1 号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため
国に意見書提出を求める陳情 (委員会付託)
- 第 1 8 陳情第 2 号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬 1 0 % 以上引き上げを求
め国に意見書提出を求める陳情 (委員会付託)
- 第 1 9 陳情第 3 号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求め
る」国への意見書提出を求める陳情書 (委員会付託)
- 第 2 0 陳情第 4 号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やか
な被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書
(委員会付託)
- 第 2 1 陳情第 5 号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支
援を求める意見書提出の陳情 (委員会付託)
- 第 2 2 陳情第 7 号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経
過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求
める陳情 (委員会付託)

出席議員 (2 3 人)

1 番 大 山 利 吉	2 番 小 須 田 逸 子	3 番 佐 藤 文 子
4 番 菊 地 伸	5 番 小 笠 原 昌 作	6 番 高 橋 智 也
7 番 挽 野 利 恵	8 番 秩 父 博 樹	9 番 佐 藤 芳 則
1 0 番 安 達 成 年	1 1 番 門 脇 智 宏	1 2 番 佐 藤 隆 康

13番 青柳友哉 14番 石塚 柏 15番 古谷武美
16番 高橋徳久 17番 本間輝男 18番 佐藤育男
19番 橋本琢史 20番 山谷喜元 22番 橋村 誠
23番 高橋敏英 24番 後藤 健

欠席議員（1人）

21番 佐藤芳雄

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	今野功成
副 市 長	舛谷祐幸	教 育 長	伊藤雅己
総 務 部 長	伊藤公晃	企 画 部 長	佐々木英樹
市 民 部 長	伊藤 敬	健 康 福 祉 部 長	佐藤和博
こども未来部長	田口美和子	農 林 部 長	斎藤秋彦
経 済 産 業 部 長	鎌田篤史	観光文化スポーツ部長	加賀貢規
建 設 部 長	京野和明	病 院 事 務 長	藤原孝之
教育委員会事務局長	佐々木泰宏	上 下 水 道 局 長	小林孝至
総 務 課 長	三浦政輝		

議会事務局職員出席者

局 長	大沼利樹	参 事	佐藤和人
主 幹	佐々木孝子	主 幹	黒田貴彦
主 査	藤澤正信		

午前10時00分 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は21番佐藤芳雄議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。

6番高橋智也議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

【6番 高橋智也議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○6番（高橋智也） おはようございます。だいせんの会の高橋智也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は一般質問を行う機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

まずは昨夜の地震により、不安な夜を過ごされた方も多くいらっしゃると思います。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、迅速に大仙市災害警戒対策室を設置し、市民の心のよりどころとなる対応に当たってくださった関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、一日でも早い安全の確保と早期の復旧を心よりお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大仙市の観光について、2点お伺いいたします。

1点目は、第3次観光振興計画の進捗状況についてです。

令和6年秋田県観光統計によりますと、秋田県全体では観光入り込み客数が約3,081万人、対前年比108.7パーセントとなっており回復傾向にありますが、依然としてコロナ前の令和元年の約3,527万人からは12.6パーセント少ない数値となっております。

また、インバウンド観光の指標である外国人延べ宿泊数についても、令和6年は約12万人、対前年比125パーセントと回復傾向にありますが、令和元年の13.9万人には届いていない現状となっているようです。

秋田県全体の観光がこのような状況となっている中、大仙市の観光はどのような状態にあるのか。さらに、令和3年3月に第3次観光振興計画を策定し、プロモーションの強化、受け入れ体制の整備、観光コンテンツの開発、この三つの基本方針に基づいた重

要施策を定めているほか、「地域経済効果の増加」を目的に「滞在時間の増加」「観光消費の増加」を図る基準として六つの数値目標（K P I）を設定し、その達成に向けた具体的な取り組みが進められており、令和7年度が計画の最終年度となっております。

また、計画策定時の令和2年度の市政評価では、観光施策の満足度は3.29、重要度は3.75だったのに対し、令和7年度の市政評価では満足度は2.99、重要度は3.89となっており、重要度の数値は上がっているのに対し、満足度の数値は計画策定時より低い評価となっているようです。

この結果は、市民の方々が大仙市の観光について、もっと力を入れて取り組んでほしいと思っている気持ちの表れだと思います。この結果となった要因の一つとして、第3次観光振興計画の目的として掲げている「地域経済効果の増加」を実感している事業者や市民の方が少ないからではないかと考えます。また、大仙市が行っている観光の取り組みとその成果が一般に知られていないことも要因の一つではないでしょうか。

そこで、第3次観光振興計画の進捗状況についての評価をお聞きします。また、大仙市の具体的な取り組みの成果や課題等を、観光入り込み客数や外国人延べ宿泊数の現状を交えてお伺いいたします。

2点目は、市内観光施設や宿泊施設、飲食店等の外国人観光客の受け入れ体制の整備状況についてお伺いいたします。

第3次観光振興計画にある「滞在時間の増加」と「観光消費の増加」を図り「地域経済効果の増加」につなげていくためには、インバウンド需要を取り込むことが非常に重要ではないかと考えます。外国人観光客に来ていただくためには、キャッシュレス決済やW i - F i 設備の導入、ホームページや店内の多言語表示などを導入し、受け入れ体制を充実させていく必要があるかと思いますが、個人経営の商店や飲食店では、昨今の物価高騰の影響も大きく、インバウンド対応のための先行投資が難しいという声もあるようですので、市として何らかの支援を行っていく必要があるのではないのでしょうか。

そこでお聞きします。市内商店や観光・宿泊施設のインバウンド受け入れ体制の整備状況について、どのように評価されているのか。また、その評価に基づき、市内観光施設や宿泊施設、飲食店等の外国人観光客の受け入れ体制の整備について、支援を検討されているのか、以上2点につきましてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋智也議員の、大仙市の観光に関する質問につきましては、観光

文化スポーツ部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 加賀観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 高橋智也議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、大仙市の観光についてであります。はじめに、第3次観光振興計画の進捗状況につきましては、計画スタート当初から新型コロナの世界的な流行により、計画事業に着手できないという事態が続いておりましたが、実質的なコロナ明けとなった令和5年5月からリスタートし、関係団体の皆様とともに様々な取り組みを進めてきたところであります。

その取り組みの進捗率につきましては、計画に掲げる重点施策ベースで77パーセント、アクションプランベースで82パーセントとなっております。

また、計画の進捗評価のもう一つの基準となりますKPIの達成状況についてであります。新型コロナによる深刻なダメージがあったものの、「主要観光施設入込客数」や「宿泊者数」など六つのKPIのうち、五つの目標については既に達成、あるいは、達成する見込みとなっております。特に、「外国人宿泊者数」については、今年に入って大きく伸びておまして、速報値では、1月から9月までの実績が2,881人と、昨年の年間実績を既に700人ほど上回っているところであります。

こうしたKPIの達成状況につきましては、様々な外的要因もありますが、計画に記載した各種取り組みの成果が、徐々に現れてきたことが要因であるというふうに捉えており、本市として初めて実施した台湾最大の旅行博「台北国際旅行博」への出展や、SNSなどを積極的に活用した新たなプロモーションの実施、道の駅などの観光拠点施設の充実、スポーツツーリズムの推進、世界少年野球大会の誘致などによる効果が大きかったのではないかとこのように考えております。

こうした結果を勘案いたしますと、同計画については一定の進捗はあったものと捉えておりますが、一方で、旅行者の多様化するニーズに合わせたコンテンツの提供やインバウンドも含めたホスピタリティある受け入れ体制の整備など、まだまだ課題を残しているところであり、道半ばであるというふうに認識しております。

現在策定中の第4次計画につきましては、こうした諸課題をフィードバックするとともに、本市が持つ特性や観光資源のポテンシャルを最大限生かした新たな施策を盛り込み、市民の皆様から成果を実感していただける、実効ある計画にしていきたいと思いますというふうに考えております。

次に、市内商店や観光・宿泊施設のインバウンド受け入れ体制の整備状況につきましては、最近のインバウンドの増加を受け、業種・業態にもよりますが、所要の対応が進んできているところであり、中でも宿泊施設については、多言語、W i - F i、キャッシュレス対応を行っている施設が増えてきております。一方、商店や飲食店については、一部で対応が行われているものの、インバウンドを含めた客層に応じた導入判断をされており、本格的な対応はこれからというような印象を持っております。

市といたしましては、インバウンドによる地域への経済波及効果の大きさから、外国人旅行者の皆様が訪れやすい環境づくりが必要であり、さらなる受け入れ体制の整備が重要であるというふうに考えております。

こうした考えから、今年度におきまして「受け入れ環境調査」を実施しており、日本航空株式会社から台湾出身の客室乗務員をお招きし、旅行者目線での現状調査やインバウンドの受け入れに向けたセミナー開催なども実施しているところであります。

また、市観光物産協会におきましても、観光資源を学びながら多言語での観光案内に必要な知識を習得する「ガイド育成講座」を開始しており、受け入れ体制の強化と観光人材の育成を図っているところであります。

議員ご指摘のとおり、受け入れ体制の整備はインバウンド誘客拡大には欠かせない要素でございますので、市全体での機運の醸成を図るとともに、事業者の皆様からの声をお聞きしながら、受け入れ体制の強化につながるセミナーの開催や多言語対応への支援など、今後も必要な取り組みを関係団体の皆様とともに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

○6番（高橋智也） ありがとうございます。

今年度大きく伸びた外国人宿泊者数につきましては、世界少年野球大会の成果が非常に大きいものと思いますので、来年度以降は、この成果を補うべく、さらなる観光振興が必要になるのではないのでしょうか。その際には、外国人宿泊者数等の人数を増やすことも大事ですが、地域内での観光消費を増やしていくという視点が非常に重要だと考えております。

また、答弁いただいた中で機運の醸成を図り、関係団体とともに必要な取り組みを進めていくというお話がありましたので、現時点での考えている具体的な施策や事業がございましたらお聞かせ願います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。加賀観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 高橋智也議員の再質問にお答え申し上げます。

現時点で考えております支援につきましては、個人事業者に対する多言語対応につきまして、まずは取り組んでまいりたいというふうに考えております。例えば商店の表示、飲食店のメニューの多言語化ですね。今はスマートフォンなどを活用しますと、すぐ変換できたりもするわけでございますけれども、いわゆるネイティブチェックというのがやはりなかなか個人事業者の方々には難しい部分ではないかというふうに考えておりますので、その部分につきましては、市といたしましても何らかの対応をとっていききたいなというふうに考えております。

また、商店、あとは飲食店の看板ですね、こちらにつきましても同じくその看板をデザインされて、例えば英語でありましたり、韓国語でありましたり、中国語でありましたり、様々な言語で表示する際に、ネイティブチェックという部分で我々もご協力できる場所があるのではないかとこのように考えているところであります。

また、インバウンド向けセミナーの開催ということで、先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、このインバウンドセミナー、実は2回で終了の予定だったんですけれども、大変好評をいただいておりますので、来年の1月ですね、もう一度開催して、皆様のニーズにお応えしようというふうに考えているところでございます。

また今後も、またこのようなセミナーをですね、開催してほしいというような声がたくさんいただけるようであれば、継続して開催していきたいというふうに考えているところでございます。今のところはこのような事業を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

○6番（高橋智也） ありがとうございます。

本日ご答弁いただきました取り組みが、市民と事業者の皆様に広く周知され、地域全体の力となり、大きな成果へとつながっていくことと期待しております。引き続き、積

極的な観光振興をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて6番高橋智也議員の質問を終わります。

【6番 高橋智也議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、20番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、山谷議員。

【20番 山谷喜元議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○20番（山谷喜元） たすきの会の山谷でございます。通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、クマ出没による市民の屋外活動の制限に対する取り組みについてお伺いをいたします。

クマ問題につきましては、私からは市民、特に子どもやお年寄りの健康に及ぼす懸念について質問させていただきます。

クマの人里への出没が増加し、市民が屋外で安心して活動ができない状況が続いております。特に子どもや高齢者を中心に、日常的に行ってきた散歩、遊び、外の運動が制限され、健康維持に少なからず影響を及ぼすことが考えられます。

こうした状況が長期化すれば、高齢者のフレイル、いわゆる虚弱ですけれども、そういうことや転倒リスクの増加、そして子どものストレスや体力の低下、運動不足による習慣病のリスクの上昇など、健康に与える影響が心配されるところであります。

市民の安全確保及び健康維持の観点から、屋内での運動機会の確保が必要と考えます。もう既に実施しているものもあると思いますが、例えば、体育館や屋内施設の無料または低額での市民開放の実施、あるいは、子どもや高齢者向けの運動教室や健康プログラムの実施などが必要と考えます。

そして、配慮をお願いしたいのは、公共施設の無料開放を実施する場合、多くの施設が指定管理者により運営されている点です。施設の無料化に伴って、指定管理者の収入減少が生じることは避けられません。指定管理者の経営悪化は、結果として施設の維持管理やサービス低下につながる恐れがあります。長期的には、市民サービスの質に影響を及ぼしかねません。したがって、無料開放に伴う指定管理者の利用料の収入減につい

て補償も考える必要があると思います。

クマ出没という外的要因による市民生活の制約は深刻であります。安全確保と健康維持の観点から、行政による適切な支援が必要と考えますが、市当局の考えをお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 山谷喜元議員の一つ目の発言通告であります、ツキノワグマによる屋外活動制限に対する取り組みに関する質問につきましては、健康福祉部長が答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤和博） 山谷喜元議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、クマ出没による市民の屋外活動の制限に対する取り組みについてですが、高齢者の健康維持に関する取り組みといたしましては、市では、シニアいきいき体操塾の開催や、大仙市オリジナルの体操を地域に広めているほか、住民団体への運動支援、出前講座などを通じて、自宅など屋内でもできる運動の普及に努めているところでございます。

市といたしましては、クマ出没などにより屋外での活動が制限された場合であっても、こうした取り組みによって、安全に高齢者の健康維持につながる支援ができるものと考えております。引き続き、市広報やホームページを通じて周知を図ってまいります。

また、市では、子どもたちが安心して遊べる環境の整備といたしまして、11月15日から児童館や体育館など27の公共施設を子ども向けに開放し、利用いただいているところであります。期間は、今月28日までの土日・祝祭日であり、開放している時間帯は施設によって違うことから、市ホームページに詳細を掲載し、周知しております。

なお、この開放施設に指定管理施設は4施設ありますが、それぞれの施設において予約等が入っていない空き時間を活用して施設を開放しているため、指定管理者の収入減などの影響はございませんが、指定管理者の負担が発生する場合は、議員ご指摘の点も踏まえ、サービスの低下につながらないように対応してまいります。

市といたしては、クマの出没により屋外での活動ができにくい中におきましても、以上の取り組みを周知し、市民の健康増進に一層努めてまいりたいと存じます。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、山谷議員。

○20番（山谷喜元） ご答弁ありがとうございました。

もう既にいろいろやったださっているということですので、私も何となくそういうことは、何となくというかそういう情報につきましてはね、分かっているのですけれども、知らない人もね、いらっしゃるんですよ。インターネットとかね、ホームページを使って周知するというのもあると思いますけれども、何か施設ごとにね、いろんな利用者に対して周知したりもしているでしょうから、いろんな方法を使って利用してくださいというようなことを、もう少しね、丁寧にやっていただきたいと思います。

それと、こういう例えばご高齢の皆さんがちょっと困ってらっしゃるというような情報というのは、結構地元の民生委員の方々とか、あとは医療機関ですね。医療機関の方々が、直接そのお年寄りの皆さんからお話を聞く機会があるようなことも聞いてますので、そういう点で、いろんな面で情報収集をしながら、これからも進めていってほしいと思います。

そして、期間につきましてもね、何か食べ物があればクマも冬眠しないなんていうこともありますので、状況に応じて、12月いっぱいというようなお話もありましたけれども、期間を延長するなど柔軟に対応していただきたいということをお願いをしまして一つ目の質問については終わりたいと思います。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○20番（山谷喜元） 二つ目です。国の大型補正予算に対する大仙市の対応についてお伺いしたいと思います。

政府が取りまとめました総合経済対策に係る補正予算の総額18兆円を超える規模となっております。物価高対策を中心に、重点支援地方交付金の拡充等が報道されております。地方自治体にとっても、市民生活の負担軽減や地域経済の下支えに大きな財源となることが期待されております。

今日の新聞にもね、県の方でも何か補正予算、決したということもあります。

国の大型補正を受けまして、大仙市として今後の補正予算、そして新年度予算を、どのような考えで編成していくのか、その基本的な方向性について伺いたいと思います。

物価高騰は市民生活を直撃しております。特に子育て世帯、年金生活者、事業者、農

業者にとっては、深刻な影響が続いております。加えて、市としても光熱費や資材費の高騰により、公共施設の運営や福祉・教育関連の事業に係る経費が増加していると思われます。

こうした状況の中で国の交付金や補助金の活用を見極めつつ、市民への直接的な支援、自治体運営コストの補填、さらには地域産業への対策など、限られた財源の中でどのように優先順位を付けるのかが重要になると思われます。大仙市としては、雪対策、農業支援、地域交通の維持、さらに近年課題となっていますクマ出没への安全対策など、地域特有の行政需要も抱えていると思われます。これらの政策課題を踏まえ、国の大型補正をどのように位置付け、具体的にどの分野に重点を置くのかについて、市の見解を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、国の大型補正予算に対する市の対応についてお答え申し上げます。

「重点支援地方交付金」の予算編成に対する考え方ではありますが、国におきましては、「強い経済」を実現する総合経済対策をまとめており、「足元の物価高への対応」もその一つであります。

内容といたしましては、冬期間における電気・ガスの元請業者に対する補助の再開、子育て世帯に対し、児童手当の枠組みを利用して子ども1人当たり2万円を支給することや、地方独自の物価高騰対策事業に機動的に活用でき、食料品の物価高騰に対する特別加算の措置も含めた「重点支援地方交付金」の拡充について、現在、国会で審議中であります。

「重点支援地方交付金」につきましては、今年度、小・中学校の学校給食費無償化に係る費用や、酒造業者等に対して原料米の仕入れ高騰分を支援する市独自の事業などの財源として活用しているところでありますが、今回の拡充により、さらに利便性の高い生活支援への展開が可能となります。

現時点では、国の補正予算成立前であり、本市への「重点支援地方交付金」の配分額が未定のため、市独自事業の予算につきましては、年明け、もしくは令和8年度への繰り越し事業としての実施を想定しておりますが、子どもへの2万円給付事業のほか、県事業と歩調を合わせた物価高騰対策事業につきましては、早期の事業実施につなげるた

め、国の補正予算成立後、年内に予算措置する方向で考えております。

いずれにいたしましても、市としての政策課題や地域経済の下支え、生活実感に即した対策など、有効な支援策となるよう、スピード感を持ち、より効果的な事業の実施に努めてまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、山谷議員。

○20番（山谷喜元） ご答弁ありがとうございます。

いわゆる緊急な経済対策というか、物価高対策に対して、緊急にやるというような国の方針ですので、それについては、もう早急に対応していただきたいと思います。できればね、今の議会中に何かしらできれば、それは一番いいことなんでしょうけれども、臨時議会とかそういう可能性もあるということでも理解していいかなと思っているところです。

そして、今、緊急的に行われなければならないものもありますが、大きな補正予算ですので、恐らく中長期的な部分、その部分にも今まで何ともできなかったようなことに対して、少しはね、対応できるのではないかという期待をしているところであります。これまでも優先順位を付けて事業を展開してきたと思いますが、限りある予算の中で今まで十分に対応できなかったものというのがあると思いますので、いわゆるね、一般財源、今までの事業をそのままやって一般財源の補填するよという消極的な使い方よりも、いわゆる8地区ありますから、地域特有の課題の解決のために、例えば地域産業の維持や活性化など、農業のことについてもそうですけれども、そういう分野についても配慮していただきたいということをお願いをして、私の二つ目の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） これにて20番山谷喜元議員の質問を終わります。

【20番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、3番佐藤文子議員。

（「はい、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） おはようございます。日本共産党の佐藤文子です。

昨日、新人の議員4人の方が全て質問され、そしてその質問の内容が理路整然と、そして当局からは、素晴らしい前向きな答弁を引き出すというふうな、この新人の皆さんの質問の様子を見て、私が新人の時のあまりにも稚拙な質問で恥ずかしかったというふうなことを思い起こしたところでありました。相当古株になってしまいましたので、新人の方のようにはなかなか理路整然といかないけれども、頑張っけてやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

最初に、高校生への通学定期券購入助成についてお尋ねいたします。

高校生の通学定期券購入助成を求める質問は、令和4年第4回定例会以来で2度目となります。この間の国による高校授業無償化で保護者負担はいずれ大幅に軽減されるものの、通学手段や通学距離は様々で、通学費負担には大きな格差があることから、生徒が安心して高校に通学できるよう、改めて定期券購入助成を求めたいと思ひます。

文部科学省の令和5年度子どもの学習費調査によりますと、高校生の学習費は公立においては年間59万8千円と、前回調査の令和3年度より8万5千円も高くなっております。私立高校においては、年間103万円と、前回調査から2万4千円低くなっております。

また、学習費のうち、授業料や入学金、教材費、通学関係費などの学校教育費は、公立においては学習費の59パーセントを占める35万1,452円であり、私立においては74パーセントを占める76万6,490円となっております。

さらに、学校教育費に占める通学関係費の割合は、私立が18.6パーセントなのに対して公立では27.8パーセントと、学校教育費に含まれる費目の中で最も多くなつております。

通学関係費には、交通費や制服代、かばんなども含まれてはおりますが、交通費以外の通学関係費と、ほかの学校教育費の項目は、同一高校であればほぼ同一の負担でありますので、生徒一人一人の負担に大きな違いが出てくるのは交通費だけと言つていいと思ひます。

高校への進学率が98.8パーセントと、ほぼ全員が高校に進学する時代となりました。学校教育費である交通費の格差解消で、生徒が安心して通学できるようにする行政の取り組みは、教育の機会均等を図り、その町の教育水準を示す一つとなると考えてお

ります。

令和4年第4回定例会の私の質問に対する答弁では、高校への進学については、子どもたちが自分の進みたい高校を選択しているのが基本であり、通学費は原則として自己負担であるとしながらも、通学費が高校生の教育機会を阻害する要因となり得る可能性もあるとしております。ならばこそ、たくさんの可能性と将来ある高校生が、希望・選択した高校で学び続けられるように、行政が応援する意味からも、交通費助成が求められているのではないのでしょうか。

秋田県内では井川町、北秋田市、仙北市など、また、全国に目を向ければ、青森県外ヶ濱町、むつ市、群馬県高崎市、兵庫県神戸市、北海道札幌市など、高校生通学支援を行っております。大仙市でもバスや電車で県内の高校に通学する生徒を対象として、定期券購入助成を行うよう求めるものでありますが、これへの見解を求めます。

以上で1番の質問です。

- 議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告であります、高校生への通学定期券購入助成に関する質問につきましては、こども未来部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。
- 議長（後藤 健） 田口こども未来部長。
- こども未来部長（田口美和子） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、高校生への通学定期券購入助成についてであります、高校への進学につきましては、子どもたち自身が将来を見据え、自分の進みたい高校を選択し、また、ご家族におかれましても、通学や高校生活に要する費用負担などを踏まえ、子どもの意思を尊重し、希望する高校への進学の後押しをされているものであると認識しております。

しかしながら、高校教育における経済的負担は、通学費のみならず、諸活動費なども含めると多額になるものと感じているご家族は、少なからずおられるものと考えております。

高校生年代を含めた国の子育て支援制度の動向といたしましては、昨年10月から、児童手当の対象年齢の上限が15歳から18歳に引き上げられたほか、本年4月からは、所得にかかわらず公立高校の授業料が無償化され、併せて私立高校の授業料についても公立高校の授業料相当額が同様に無償化されるなど、経済的な支援は、より充実してきているものと捉えております。さらには、県や本市、事業者の取り組みにより、18歳

までの医療費無償化や奨学資金貸与制度、子育て世帯が金融機関より資金を借り受ける場合の利子補給、バス・鉄道事業者による学生割引など、各分野における官民を挙げての多様な子育て支援が行われているところであります。

議員ご提案の、バスや電車の定期券購入助成を行うことは、高校生の学びを応援する上で一定の効果があるものと認識しておりますが、高校の特徴の一つである広域性や、自家用車などのその他の交通手段との公平性の観点などからも、当該助成制度を創設することは課題が多いものと考えております。

したがいまして、市といたしましては、現時点におきましては、高校生を対象とした通学定期券購入助成を行う予定はありませんが、ただ今申し上げました国・県などの支援制度に加え、市として、より一層の充実に努めております既存の子育て支援制度をご活用いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 答弁の内容は、令和4年の第4回でいただいた答弁と98パーセント同じでありました。内容的にはそういうことなのだと、そういう答弁になるのではという予想もしておりましたが、これほど同じ内容の答弁だとはちょっと。

そこで、高校生の定期券購入助成というふうなのは、次の二つの観点からやっぱり必要なのではというふうに思っているわけです。

一つは、今お話をされました保護者の負担軽減の立場からですね。保護者の送迎や自転車通学の生徒も大変多いわけですが、JRやバス通学者も大変多いわけです。市内在住の高校生は、大体過去の中学生の人数から想定しますと千五、六百人、多くてその程度だというふうに思いますけれども、多くの方々が秋田市や、また、横手市、角館、こういうところに通っているわけです。そういう方々のJRの場合の定期代というのは、6カ月で、大曲から秋田間というのは6万1千円ほど、それから、大曲横手間というのは6カ月、4万7,500円ほどというふうに一応なっているわけです。年間でしますと、まず10万をね、超えるというようなのが実態であります。

先ほど答弁でいただきました児童手当とかそういうふうな内容は、ほぼほぼ全国的に出されている問題なのでありまして、この交通費については、かなり高校生の通学先、

あるいは交通費、こういったところに格差がかなり生じている。そして、まず答弁の中で、ご家庭の皆さんと相談をして、同意の下でやっているというふうなことなんですが、いずれその子どもさんの思いを全て尊重していったのかということ、やっぱり経済状況から近場の高校に行きたいとか、そういうのも必ずあるわけです。でも、やっぱり本人が一番そういう能力もしっかりあって、また、将来も見据えて、皆さんそうやって遠方、秋田市、あるいは横手、こういったところにしっかり進学しようとして頑張っているわけです。そこをね、しっかり市が支えていくというふうなことでの意味で、年間せめて3分の1補助とか、2分の1補助とか、こういう全ての定期代を購入する生徒を持つ保護者の皆さんに、そうした一定の割合でこの補助をしていくというふうなことからぜひ始めていただきたいものだというふうに思いますね。

このことはね、秋田県の高校生、調査をしたんですね、秋田市の高校生に。秋田市はね、住みたい、これがもう5割を超えているんですね。5割ほど住みたいと。でも、高校を卒業して大学に行くと、もう東京だとかあっちの方にみんな行っちゃって、どんどんどんどん若者が秋田県から消えていく、こういう状況の中であって、県としても、また、大仙市がこの助成をすることでね、秋田県、若い人たちを大事にしているよというふうなこと、その一つの現れとなるものではないかなと。この大仙市に住みたい、住みたい、秋田県に住みたい、こういうふうなこの若者たちの意識をね、醸成していくというふうな意味からも、ぜひやってほしいなというふうに思っているわけです。

二つ目はね、地域の公共交通を守って利用促進というふうな立場からです。

美の国あきたネットというところで、秋田県の地域公共交通の課題と、そして秋田県の対策について述べられております。その中では、地域公共交通の主たる利用層の一つである高校生はと、通学手段において保護者の送迎が占める割合が多いものの、一部高校では通学時の生徒の安全確保や学校周辺の渋滞緩和のために、地域公共交通利用を促進する意向を持っているとして、県の方では通学の利便性の維持・向上と運賃の在り方の検討も加えて、地域公共交通への利用転換が図られる可能性があるというふうにも述べているわけです。

大仙市では、これまで交通弱者対策、あるいは地域公共交通の利用促進として様々な事業を実施しております。子どもたちや高校生に対してはないわけですがけれども、人口減少や利用者減という、そして物価高騰などから、路線バスがどんどんどんどん撤退、

縮小していくと、こういう中でね、じゃあその代替交通がきちんと補償できるのかという、これもなかなか難しい事態にまでなっているというふうに思うんですね。そういうことで、代替交通の確保というのが、もう現状、困難になってきているというふうな中で、これ以上路線バス廃止というふうな方向は、何としてもやっぱり避けてもらいたいものだというふうに思います。その一助として、やっぱり利用促進というふうなことを高めていくためにも、利用層の多い高校生、これのバス代をね、補助することによって、地域公共交通の利用促進というふうのも一定つながっていくのではないかというふうに思うわけです。父母の負担、バス代、少し安くなったから、どうぞバスで行ってちょうだいと、こういうふうな方向にも動くものではないかなというふうに思いますので、2年前の答弁を翻せとは言いませんけれども、まず前向きにね、ぜひ捉えていってほしいなというふうに思います。

これへの答弁を求めます。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

この今、高校生への通学定期券購入助成につきましては、今、^{るる}縷々佐藤議員からご説明あったとおりですね、もちろん親の経済的、いわゆる子育て支援、それから教育の支援、それから、公共交通の維持、それから定住促進と、いろんな効果が期待されるということは、重々私も承知しているところでありますけれども、先ほどの答弁で部長が申し上げましたとおりですね、やはり限られた財源の使い道として、この高校生への通学定期券購入助成が、優先順位がどの程度あるのかということと、それからもう一つ、これも答弁で申し上げました徒歩通学、それから自転車通学されている方とのですね、公平性の観点、これは少し議論がやはりあるところでありますので、そういったところをですね、この課題、懸念をですね、しっかりと私どもも検討して、整理した上でですね、この事業どういうふうに組み立てるのか、やれるのかやれないのかも含めてですね、検討を続けていきたいというふうには思っていますけれども、まずは今申し上げたことでね、メリットといいますか効果もね、大変あることだとは思いますが、やはり課題、懸念があるということで、まずはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 公平性の問題が出されて、そういうふうに言うということは、公平性からの観点からもちょっと調査をしないと、一定その効果、メリットというふうなものは、一定分かっていたというふうな感じに受け止めましたけれども、全国で実施されているところでは、実は自転車の修理、こういったところに補助をしているところもあるわけです。高校生ほとんど自転車で通っているところなど。こういうふうな実例もありますので、何らかの形でやっぱり高校生の通学手段に対する補償というふうなものに、国民の、行政のね、もう目がやっぱり徐々にそっちにも向いてきているわけがありますので、ぜひ今、市長おっしゃられたいろいろ公平性の問題からも含めて、一定この調査、考えていただければと、調査しながら前向きに進めていただければというふうに思います。

まず大体以上です。

○議長（後藤 健） 答弁は要らない。

○3番（佐藤文子） いいです。

○議長（後藤 健） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。再開を11時5分をお願いいたします。

午前10時51分 休 憩

.....
午前11時04分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 2番目に、農業問題として3点についてお尋ねいたします。

まず1番目は、農家の経営を、営農を継続でき、国民が安心して国産米を食べられるためにお尋ねいたします。

農林水産省が5年に一度発表する農業センサスが11月28日に公表されました。それによりますと、自営農業に従事する基幹的農業従事者は、5年前から34万2千人減少し102万1千人となり、減少率が過去最大となったとのことです。また、年齢構成の全階層で減少し、平均年齢は67.6歳となったとのことです。

さらに、昨年の農業構造動態調査では、米農家は2000年の175万から53万户へ、3分の1に激減しているとのことです。まさに生産基盤の崩壊という深刻な事態が

起こったのであります。

米においては、政府自民党が米の消費が毎年減るとして生産をぎりぎりに抑えようと農家に減産を進め、民主党政権が導入した所得補償10アール当たり1万5千円、これを2018年には全廃し、米農家から1,500億円以上の所得を奪いました。一方で米の価格や流通に政府が関与しないという市場任せの政策によって、米の安売り競争が激化し、生産者米価は60キログラム2万円を超えていたものが1万円前後まで落ち込み「米つくって飯くえねえ」という状況をつくったのであります。

また、国内の農家には、減反・減産を押しつけながら、この二十数年来、77万トンの輸入を続けてきたミニマム・アクセス米、これらが米の生産と農業経営に打撃となり、深刻な後継者不足と高齢化、離農による農家・農業者の減少、中山間地での耕作放棄地の増加という、生産基盤の弱体化をもたらし、さらには今年の米騒動で起こった消費者価格米価高騰と米不足を招いたのであります。その意味で、自民党農政は失政だというふうに言わざるを得ません。

そこで、農家が営農を継続でき、国民が安心して国産米を食べられるようにするために、日本共産党は、農家が営農を継続でき、国民が安心して国産米を食べられる日本にするためにとして幾つか提案をしております。これへの見解をお尋ねするものであります。

一つは、市場任せではなく、米の需給や価格、流通の安定に政府が責任を持つことです。ぎりぎりではなく、ゆとりある生産量を確保し、価格の下落局面では、国が備蓄米の買い増しをし、米不足の場合は放出する。そのための備蓄米の総量を倍増させること。

二つ目には、これらを実現するために、農家が安心して増産できる所得を国が補償することです。これまでのセーフティネットイコール収入保険制度というのは、対象が限られた上に米価下落が続けば基準収入も減少し、生産コストの上昇にも対応できない。平均生産費と販売による農家の手取り額との差額補填する制度を創設すべきだと思います。この点では、当面は60キログラム当たり最低2万円から2万数千円を補償すると、日本共産党は考えています。

三つ目には、条件不利地、環境・国土保全など多面的機能に配慮した所得補償を行うことです。中小農家、兼業農家、新規参入者なども担い手に位置付け、その経営が維持できるように支援することです。

四つ目には、ミニマム・アクセス米は削減、廃止を目指すことだというふうに提案し

ているものです。

以上、この4点について、日本共産党の提案ですけれども、これに対する感想をお聞かせ願いたいと思いますし、このことは、国に対してもしっかき要望していく必要がある点だと思いますので、それに対する所見をお願いいたします。

二つ目には、耕作放棄地についてお尋ねいたします。

近年、急速に目立ってきました中山間地における耕作放棄地の増加、そして、若者農業者の育成、これへの対策というのは大変喫緊の課題だと思います。

まず、耕作放棄地については、農地再生の上で生産とすること、そして段階的に再生をし、その上での生産という、段階的な取り組みが求められております。所有者の意向を尊重しながら、再生のためのマンパワーの確保など、市が率先して対策を講じる必要があると思いますけれども、市は耕作放棄地対策について、その必要性和今後どのような対策を考えているのかお尋ねいたします。

三つ目には、若手農業者の育成についてです。

若手農業者の育成は非常に困難を伴っておりますけれども、独立して夫婦で大規模な園芸栽培をされている方々は、誇りを持ち、生産の喜びと高収入も得られるようで、皆さんいきいきと活動されております。米作りも同じように誇りと安定した収入という魅力を感じるものであれば、これから参入しようとする若者がいるのではと思っております。

しかし、労働者の賃金が今、時給千円を超えるときにあつて、自営の米作り農家、これは1時間当たりの所得が2023年度で63円というふうに出ておりますので、大変な低いこういう現状では、魅力も誇りも持てるはずありません。

国では、担い手育成対策というのは、どうも皆無に等しい状況にあります。こうした下で一刻の猶予もない若手農業者育成について、市はどのように対応していくのか、お考えをお聞かせ願います。

また、農業青年を交えて農業高校生や市内外の青年を募つて、農業シンポなどの開催で育成、農業へ従事することへの誇りや魅力、こういうふうなものを語り合い、また、育成対策の一助となりはしないかというふうなことで一つ提案させていただいたところですが、これらの見解を求めるものです。

以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります、農業問題に関する質問につきましては、農林部長が答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 質問の、農業問題についてお答え申し上げます。

はじめに、1点目の米の需給や価格につきましては、現在高止まりが続く米価は市場の需要に見合った適正な価格形成が望ましいものの、状況に応じては国としての適切な政策の展開も必要であるものと考えております。

2点目の所得を国が保障することにつきましては、需給動向により先行きが不透明な上、農業資材の高騰もあり、現行のセーフティネット制度をより充実させることの必要性を感じております。

3点目の多面的機能に配慮した所得補償につきましては、営農の環境、経営規模も生産者により多様であり、国においては幅広い支援について配慮を願いたいと考えております。

4点目のミニマム・アクセス米につきましては、国際的な貿易協定に基づき輸入量を定めているものであり、国には外交との関連から慎重に対応していただきたいと考えております。

いずれにしましても、国に対する要望につきましては、県や市長会と十分に議論を重ねていく必要があるものと考えております。

次に、耕作放棄地対策についてであります。耕作に不利な農地や耕作者が離農した農地が管理不足になる傾向にあります。農業委員会では毎年7月から9月にかけて、農業委員会サポートシステムと連携したタブレットを活用し、現地パトロールを行っており、農地所有者への意向を調査しております。

また、耕作放棄地対策の必要性は強く実感しており、耕作放棄地の発生防止や解消に向け、農地中間管理機構による遊休農地解消対策事業を活用した農地の集積に対する支援や、併せて多面的機能支払交付金事業を活用した農地保全活動などの対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、若手農業者の育成につきましては、昨日の佐藤芳則議員のご質問でも答弁いたしました。現在、市では新規就農者の確保・育成を図るため、東部・西部新規就農者研修施設を設置し、栽培技術の習得や農業経営に関する研修を行っております。

市といたしましては、若手農業者が安心して就農できるよう、今後も支援体制の充実

を図り、担い手の確保・育成に努めてまいります。

また、農業シンポジウムの開催につきましては、県の事業である「農業近代化ゼミナール」の中で、若手農業者と高校生が交流する事業を行っております。このような交流事業を通じて、若い方々に農業に興味を示していただくことは、若手農業者の育成対策としても重要であると考えておりますので、今後も引き続き関係機関と連携し、地域の核となる若い担い手の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 私は担い手対策についてだけ再質問させていただきます。

急速に進む高齢化と従事者の激減というふうなもので、これへの対策というのは本当に急がれているというふうに私は思いますけれども、これ、二段構えの対策が必要と私は思っています。一つは、現実的に後継者というふうなもの、そのなる人たちがいない。もう現に若い人たちはもう働いている。しかし、だから新たにこの農業従事者になろうとする方々を育成していかなければならない。そういう意味では、農業従事者となる前の研修生や実習生を大幅に増やす。そのためにはどうすべきなのかというと、やっぱり働いているときと同じような収入が得られる、そうした魅力がないと、挑もうという気持ちには私はならないと思います。時給千円以上というようなことが可能かどうかは別として、いずれそうした人たちの実習生、研修生を増やして、給与、報酬というふうなものを大幅に増やして出すというふうなことをしなければ集まってこない、私は思っています。ですから、農業研修センターでの人員を増やすこと、また、法人などでの実習研修受け入れ、これをやっぱり行わせていって、それに対する指導者及び実習生に対する賃金補償をしっかりと行うというふうなこと、まず一つはやんなきゃいけないと思っています。

もう一つは、晴れて農業従事者となった場合の生産基盤、あるいは資材等の様々な補助金があるようですのでそれらの活用も行いながら、所得についてやっぱりしっかり補償される、されなければ、営農が続けられないというふうに私は思います。そういう意味では、一般労働者と同様の所得補償、1番目で私挙げましたが、米作りの場合には、生産費とまた、売り上げ、収入との差額、1俵60キロ当たり2万円から2万数千円と

いうふうなものが、しっかり補償されるような所得が得られなければ、営農を続けていこうという若者は、なかなかいないのではというふうに思っています。

こういうふうにして農業に携わることの魅力と誇りが得られるようにして、これらがそういう農業に従事される方が増えれば、今の耕作放棄地の対策だとか、米作りをはじめとする農業に従事する人というふうなものは、増やしていけるのではというふうに思っていますので、米の一大生産地の大仙市の農業を巡る最大の問題でもありますこの人材不足、ぜひ解消に向けて具体的に何をすべきか、そのための財源、それこそが私は国で出している地方再生、こういうふうな財源も活用して一歩やっつけていかなければいけない問題なのではというふうに思っていますので、これへの見解をお尋ねします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 若い農業者、担い手の確保ということの佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

今ご指摘の点は、大仙市もしっかりと現状と課題として認識しているところでありますので、今策定中の第5次大仙市農業振興計画の中でも、そのしっかりとした対策をですね、考えていくということになるかと思いますが、まずは私考えていること、佐藤議員もご指摘ありましたように、若い人が農業に入りやすい、参入しやすい環境にしないといけないというふうに思っているところであります。就農のハードルを下げると思いますかね、どういったことが考えられるかという、これはまだね、農政部門と私議論していない内容ですけれども、やはり農地、農機具、それからもしかすると移住してこられる場合は住むための住宅ですよね、そうしたものがしっかり手当てされているというような形で農業に参入しやすいような環境づくりをですね、何とかできないかなと。先ほど、研修生、実習生をね、多く雇用して、そしてしっかりとした給与をとというようなお話もありましたけれども、内容的には似ているかもしれませんが、そうした参入の部分、そしてしっかりと教育、技術指導といいますかね、研修を行うと。これは栽培技術はもちろんでありますし、スマート農業、そうした技術もですね、指導するというようなことで、最初のこの参入、農業にね、入ってもらう環境づくりということが、まず最初の段階でやはり大事だというふうに思っております。そしてその次の段階、定着ですよね。先ほど農業者になった場合ということでお話されている、同じことかなと聞いていましたけれども、そうした際には、やはり、これは国の制度もね、ありますけれども、やっぱり一定の所得、経営安定のための一定の所得補償が必要ではない

かなと、最初の何年かですね、3年から5年と違ってありますけれども、こうした段階では、やはり所得補償、そうした支援がね、必要ではないかなと、本当に私も思っているところでもあります。そして、実際に労働環境といいますかね、それもですね、例えば収穫期にはいろんな労働者、働き手が確保されるような、お互いにそういうふうなね、かばい合うような、協力し合うような、そうした形でですね、いわゆる定着できるように支援していくと。そして次の段階は、やっぱり発展というか成長していただいて、最後は持続をしていただくというような段階、この4段階かなというふうに思っておりますけれども、まず最初の若い人が農業に入りやすい環境づくり、それから実際に今度は定着、農業を続けやすい環境づくりということにしっかりと市の方も取り組んでいければ、担い手対策の一助にはなり得るのではないかなというふうに思っているところでもあります。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 老松市長の答弁に非常にまず将来をちゃんと見えるというふうに思いました。ただ、国の方の後継者育成対策というふうなものには、何ら具体性がやっぱり出されていないというふうなものも現状であります。そういうふうな意味では、この市独自としても、この育成、農業者を何としてつくっていくかというふうなところに、今お話されましたような具体的にやっぱり取り組みというふうなものを、ぜひその5次計画の中で示していただければというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤 健） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、7番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

【7番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○7番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会をいただき、ありが

とうございます。

今次定例会初日、市長の市政報告の中で、市営合葬墓とヤングケアラー対応についてご報告がありました。

合葬墓に関しましては、平成30年度第4回定例会において私が一般質問をし、その後、令和3年第1回定例会において渡邊秀俊前議員が一般質問されたことを受け、お寺さんや市民へのアンケートを丁寧に行っていただき、市民のニーズを受けて市営合葬墓を設置し、去る11月7日から供用を開始されたこと、大変嬉しく思っております。ご尽力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

また、令和3年第3回定例会、令和4年第4回定例会においてヤングケアラーについて一般質問させていただきましたが、昨年のこども・若者育成支援推進法の改定により、アンケート調査を実施し、集計を進めており、その結果に応じて必要な支援につなげていくとの報告でしたが、アンケート結果の表面だけではなく、その奥まで見通した支援体制の構築をお願いいたします。

今年のクマ対策に関しましては、県をはじめ各市町村で一般質問が多くされているようです。本市で一般質問がなかったのが、クマ対策が評価されているのではないかと思います。残念ながら数件の人身事故がありましたが、当局職員の皆様の日常業務に加えての日々のパトロール等により、市民の安心・安全を守っていただいたこと、市民の一人として感謝申し上げます。クマ対策はこれからも続きますが、今後もよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、質問させていただきますので、ご答弁をよろしく願いいたします。

はじめに、認知症対策についてお伺いいたします。

厚生労働省が2015年1月に発表した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」の中では、認知症を患う高齢者の数が2025年には700万人を超えるとの推計値が発表されております。2025年9月現在の65歳以上の高齢者人口は約3,619万人ですので、5人に1人の高齢者が認知症に罹患する計算となります。

そこでまずお尋ねしますが、本市における65歳以上の高齢者はどれくらいおられるでしょうか。また、そのうち認知症の患者はどのくらいで、その割合はどうなっているかお聞かせください。

本市では「もの忘れ相談ブック」（認知症ケアパス）を発行し、もの忘れや気になることがあるときに、どこに相談したらよいのか、どこを受診したらよいかなど、きめ細やかな情報を提供しているとお聞きしておりますが、その相談体制はどうなっているか。寄せられる相談の件数と併せてお伺いいたします。

認知症は誰もがなり得る可能性がある一方、早い段階で予防対策や治療を始めれば、進行を遅らせることが期待できる病気です。認知症の早期診断・早期治療につなげるためには、自分自身のほか、家族・同僚・友人など周りの人も「もしかして認知症では」と思われるような症状に気付いたら、一人で悩まず専門医や専門家に相談すべきですが、なかなかその一歩を踏み出せないのが現状です。そして最近、その一歩目のきっかけとして導入する自治体が多くなってきているのが「もの忘れ検診」と呼ばれる認知症対策に特化した検診です。「もの忘れ検診」は、認知症の早期発見や加齢に伴う軽度認知障害（MC1）の状態を把握するための検査・相談制度です。「もの忘れ検診」の目的としては、①早期発見、認知症やその前段階の変化に気付く、②進行予防、リハビリ・生活改善、運動や食事指導につなげる、③早期治療、薬物療法やサポート体制での導入で進行を遅らせる、④本人・家族の安心、今の状態を知り、必要な支援制度につなげることなどが挙げられますが、65歳以上の高齢者を対象に実施するケースが多く、導入する自治体によって費用補助があったり、無料の場合も見受けられます。検診内容としては、自治体によって違いはありますが、問診、日常生活、物忘れの状況、既往歴、生活習慣の聴取、認知機能検査として「ミニメンタルステート検査」「MOC A-J検査」「長谷川式簡易知能評価スケール」などの検査、身体・神経学的評価として血圧測定、神経反射、歩行機能などの評価があります。そしてその結果、認知機能の低下が疑われる場合、血液検査、甲状腺機能・ビタミン不足・糖尿病などリバーシブル原因の確認、画像検査、必要時ではありますが、MRI、CT、SPECT検査など脳の変化の評価などが、有料または費用補助により実施するという事業のようでもあります。

そこでお伺いしますが、認知症の、より相談しやすい環境づくりの一つとして、ただ今ご紹介申し上げた「もの忘れ検診」を導入してはいかがかと考えますが、ご所見をお聞かせください。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の一つ目の発言通告であります、認知症対策に関する質問につきましては、健康福祉部長が答弁いたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤和博） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、認知症対策についてであります。はじめに、本市の認知症患者数につきましては、介護認定において要介護・要支援と認定された方のうち、認知症生活自立度Ⅱa以上の、いわゆる認知症状が見られる方は、令和7年12月1日現在で3,798人となっており、65歳以上の高齢者2万9,422人に占める割合は約12.9パーセントであります。この数値は、国が令和5年に調査した全国の65歳以上の高齢者における認知症有病率（約12.3パーセント）と、ほぼ同率となっております。

なお、この調査報告によると、認知症有病率とは別に、認知症の疑いのある方の割合を約15.5パーセントと推計しており、この割合を本市に当てはめて算定しますと、約4,500人の認知症の疑いのある方が、先ほど申し上げました認知症状が見られる3,798人のほかに存在していると思われま。

次に、相談体制、相談件数につきましては、市内5カ所の高齢者包括支援センターのほか、市内の認知症対応型グループホーム等が開設している「認知症なんでも相談所」などにおいて、看護師、社会福祉士、介護福祉士など医療、福祉、介護の専門職が相談を受け付けており、相談件数は合わせて、令和5年度200件、令和6年度210件、令和7年度は4月から10月までで122件となっております。

次に、「もの忘れ検診」の導入につきましては、重症化してからの受診ではなく、早期に発見し、適切な治療を施すことで症状の進行を遅らせることにつながるなど、有効な取り組みであると考えております。

市では、これまで「もの忘れ相談ブック」を作成するなどし、認知症に対する理解の深化や、本人または家族のセルフチェックによる早期発見、早期対応につながるための施策を展開してきておりますが、まだ、症状が進行し重度化してから受診される方が少なからずおります。

議員ご提案の「もの忘れ検診」は、先ほども申し上げましたとおり、認知症の早期発見、早期対応につながる効果的な取り組みでありますので、まずは、既に導入している自治体の実施内容や体制などを調査し、導入の可能性について研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○7番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。私もこれ、東京のとある方が今年65歳ということで、こういう検診があるというふうなことを聞きまして今回取り上げさせていただきました。先ほどの答弁にありましたとおり、やはり早期発見、早期治療というのが、やっぱりこの病気の肝だと思えます。この65歳という年齢が絶妙にいいなと思ったのが、退職のタイミングであったりする場合が多く、これをきっかけに、この検診のそのお知らせをいただいたことによって状態を自分で確認できるというふうな、すごくメリットがあるなというふうに思いました。秋田県内で導入している自治体は、まだないのが現状です。一番近いところでは、盛岡市で導入しているようでありました。これから検討してくださるということですので、ぜひ導入に向けて前向きをお願いしたいことを申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○7番（挽野利恵） 次に、子宮頸がん及びHPV（ヒトパピローマウイルス）関連がんの撲滅に向けて、HPVワクチンの女子定期接種の現状と男性接種への助成について、4点ほどお伺いをさせていただきます。

今年の第2回定例会で秩父議員も質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。

ご承知のように、子宮頸がんは予防可能ながんでありながら、依然として若年女性の命を脅かす深刻な疾患です。我が国では、HPVワクチンの接種率が一時的に著しく低下した影響により、今後数十年にわたり、予防可能だったがんへの罹患と、それによる死亡の増加が懸念されております。

令和4年度から令和7年度にかけて実施されていたHPVワクチンのキャッチアップ制度が終了し、令和8年度から新規で接種できるのは小6から高1の定期接種対象者のみとなっており、厚生労働省が公表した令和4、5、6年度の都道府県別定期接種率では、全国的に毎年度回復傾向にあるものの、地域差が生じていることが明らかとなっております。また、年齢別に状況を分析した生まれ年度ごとの累積初回接種率では、令和6年度末時点における公費接種最終年度の高1及びキャッチアップの方で約50パーセント程度、標準接種年齢の中1終了時では約25パーセント程度と公表されております。

世界保健機関（WHO）は、2030年までに「女子の90パーセントが15歳までにHPVワクチンを接種する」ことを目標に掲げ、子宮頸がんの撲滅を国際的に推進しております。実際に男女ともに接種が進むオーストラリアではHPV感染率及びHPV関連疾患が減少しており、近い将来、子宮がんが撲滅できるとも言われております。

このような世界の状況を見ますと、日本においても接種率をさらに上げていくために、積極的な取り組みが不可欠だと思います。

そこで一つ目の質問ですが、本市の令和7年度の女子定期接種とキャッチアップ接種の状況、定期接種の接種率の推移についてお伺いたします。

次に、二つ目の質問ですが、令和8年度以降さらに接種率を上げていくための取り組みとして何か対策を実施する予定があればお知らせください。

厚生労働省によると、令和6年度の定期接種都道府県別接種率が全国で一番高かったのは宮崎県、2番目は山形県でした。宮崎県は子宮頸がん罹患率・死亡率ともに第1位であり、令和4年度の定期接種率も全国平均を下回っていたことから、令和5年度から2カ年計画で「子宮頸がん予防ワクチン普及啓発事業」に着手したそうです。県の調査では、接種率が高い市町村ほど個別通知の対象学年が広く、接種動機として「市町村からの個別通知」が最も多く挙げられたとのことであり、これを受け宮崎県では、市町村と連携し、啓発と接種勧奨を強化し、毎年接種率を向上させております。令和6年度には宮崎市が年4回、全学年に対して接種勧奨を実施するなど、積極的な接種勧奨を行っており、それが結果につながっていることがうかがえます。

また、全国2位だった山形県の山形市でも、令和4年度以降定期接種対象全学年に対して幅広く、毎年個別通知を送付しているとお聞きしております。

HPVワクチンは、過去の副反応報道などの影響により、市民の不安や誤解が根強く残っております。厚生労働省が実施した調査でも、副反応への不安と子宮頸がん予防の必要性のはざまに接種を決めかねている保護者が多いということも報告されておりました。そのため、最新の正しい情報を理解し納得した上で接種の可否を判断するためには、繰り返しの情報提供が不可欠だと強く感じます。現在、国が定める標準接種年齢終了時点（中1年度末）での初回接種率はわずか25パーセントと非常に低く、現状の取り組みだけでは他のA類予防接種並みの接種率に近づけるのは困難だと考えます。

そこで三つ目の質問ですが、個別通知は接種のきっかけとして最も効果的であることがこれまでの国の調査で何度も示されていることから、宮崎市や山形市のように、定期

接種対象の全学年に対して毎年個別通知を行ってはいかがでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

次に、男性への接種についてお伺いいたします。

今年8月に日本でも9価HPVワクチンの男性への接種が承認されております。男性もHPV感染により肛門がんや尖圭^{せん}コンジローマなどに罹患するリスクがあり、ワクチン接種でこれらの疾患を予防することができます。肛門がんは80～90パーセントがHPV感染原因とされており、手術後には人工肛門での生活を余儀なくされるケースもあります。HPVワクチンを男女双方に接種することにより、社会全体のHPV感染率を下げ、集団免疫効果が得られたという報告もあります。子宮頸がん及びHPV関連がんを減少させるためには、男女ともに予防していくことが重要と考えます。

実際にHPVワクチンは80以上の国と地域で男女ともに定期接種の対象となっており、G7諸国の中で男性への定期接種が実施されていないのは日本のみとなっております。現在、男性への接種は全額自己負担であり、もし9価ワクチンを3回接種すると約10万円と接種費用が高額となります。経済的負担を理由に接種を諦める市民も数多くおられると思います。

こうした状況を受け、国の定期接種化を待たずに自治体独自で接種費用の助成を開始する動きが全国的な広がりを見せ、既に60以上もの自治体において任意助成が実施されており、秋田県内でも、にかほ市と横手市が接種費用の全額助成を行っております。

そこで四つ目の質問ですが、本市においても男性がHPVワクチン接種する際、その費用に対する助成を行ってはいかがかと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります、子宮頸がん予防などに関する質問につきましては、こども未来部長が答弁いたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 田口こども未来部長。

○こども未来部長（田口美和子） 質問の、子宮頸がん予防についてお答え申し上げます。

はじめに、子宮頸がん予防ワクチンの接種状況についてであります。

いずれも本年10月末時点の接種率となりますが、今年度18歳から28歳までのキャッチアップ世代が57.3パーセント、昨年度が定期予防接種の最終年度であった今年度高校2年生相当の方が67.5パーセント、今年度定期予防接種の最終年度に当

たる高校1年生相当の方が57.4パーセントとなっております。この高校1年生相当のうち、接種が完了した方が43.8パーセント、接種途中の方が13.6パーセントとなっております。

定期接種対象者の接種率の推移であります。定期接種の最終年度の高校1年生相当の方の接種率は、令和4年度が66.4パーセント、令和5年度が66.2パーセント、令和6年度が67.5パーセントとなっております。

次に、接種率を向上させるための取り組みについてであります。市では、定期接種の対象となる小学校6年生女子の保護者に対し、学校を通じて、予診票と国で作成したリーフレットを同封の上、通知を配付しております。通知には、小学校6年生から高校1年生までの間で接種可能であること、接種可能医療機関、費用負担がないことなどをお知らせしておりますが、今後は特にワクチン接種の安全性と必要性、また、15歳になるまでの間に9価ワクチンを接種した場合、接種回数が3回ではなく2回となることなど、身体への負担軽減についてもお知らせし、接種率向上と早期接種につなげてまいります。

あわせて、今年度も実施しております。接種最終年度となる高校1年生相当女子の接種未完了者に対し、個別の接種勧奨を実施してまいりたいと考えております。

次に、定期接種対象の全学年への個別通知につきましては、まずは、先ほど申しあげました取り組みを確実に進めることで接種率向上に努めてまいります。

次に、男性へのワクチン接種費用助成につきましては、国において、現段階では任意接種の位置付けであり、男子を定期接種に加えることについて検討が継続されていることから、市といたしましては、引き続き国の動向を注視しつつ、まずは定期接種対象者の接種率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○7番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。数字については、前回と同じ部分もあり、また、それ以降、増えているというところも伺うことができました。ありがとうございます。

小学校6年生の女子に学校経由で通知をしていると。これは確実に親御さんにお渡し

できているのか、ちょっと一抹の不安があります。

それから、安全性についてとか、15歳未満であれば2回の接種、そういう説明もしていただいているということで、ありがとうございます。

そのちょっと学校経由でお渡しするっていうものについて、それが確実に親御さんに届くのか、ちょっとその辺を質問させていただきます。

今現在、高1のその最終年度の方に個別に勧奨しているということなんですが、この子宮頸がん予防ワクチンというのは、小6から高1までというこの長い期間で、それぞれのご家庭の都合で受けるものでありますので、いつかやろうと思っている間に忘れてしまったりとか、後回しにしてしまったりとか、その接種券、予診票等、無くしてしまったりとか、私自身もゆっくり構えてしまったので、ぎりぎりになって、とっても焦って子どもに打たせたというちょっとそんな思い出もあることから、こまめな通知が非常に大事だなというふうに思いますので、今は高1ということなんですが、今後できれば全学年に最低でも年に1回通知していただく可能性があるのか、これも質問させていただきます。

あと、にかほ市と、ちょっと横手市の例を紹介させていただきたいんですが、にかほ市は令和5年度から始まりまして、そのときは年齢制限がなくて240件の接種があったそうです。令和6年度は年齢制限があった中でも124件、令和7年度、今年度は現在34件で、今年度中に50件超えるだろうというふうな、それが見込まれているそうです。このようににかほ市の例であります、この関心の高さがうかがえる数字だなと聞きました。

横手市の担当者からは、ちょっと数字の方はいただけなかったんですけども、男性の接種ということを通じて親子が性教育について語り合う場になったというふうな、そういうお話もいただきました。自分の体を守ると同時に相手、女性の体を守るというような会話が持たれて、予防接種だけでない家庭内での性教育という副産物があったという、そういうお話もいただいたところであります。

ということで、学校経由で通知するというのと、毎年の接種勧奨について、再び質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。田口こども未来部長。

○こども未来部長（田口美和子） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

まず一つ目、学校経由で通知をお渡しすることについてでございますけれども、これ

については学校の協力をいただいて、確実に生徒さんにはお届けされております。もちろん生徒さんが自宅に帰って、保護者の方にお渡ししているものと認識しております。

次に、こまめな全学年への個別通知ということでございますけれども、国で示しております、市といたしましても、一人でも多くの接種対象者が、正しい情報に基づいて接種の判断が行えるよう周知に努めているところでございます。これまでは特にキャッチアップ対象者、高校1年生相当の方に注力しておりました。議員のご発言にもありましたとおり、過去の経緯から市民の不安や誤解が根強く残っているということもございませぬので、今後においては子宮頸がん予防ワクチンの接種可能となる小学校6年生の段階で保護者、児童の理解を深めることを、これから進めてまいりたいというふうに考えております。特にワクチン接種の安全性と必要性、また、体調などを考慮いたしまして、無理のない接種を促す観点から、そういったことを特にスタート時の小学校6年生に、児童の方はもちろん、保護者の方にお伝えしてまいりたいというふうに考えております。そうしたことから、現在は全学年への個別通知ということは考えておらず、まず小学校6年生、あと最終年度の高校1年生相当を個別通知の対象と考えたいと思っておるところでございます。

男性の接種について、横手市とにかほ市の件についてご紹介いただきました。本市としても先進的に取り組んでおります横手市、にかほ市の方にお話をお伺いする機会がございましたけれども、各自治体8パーセントくらいの接種率というふうに伺ったところでございます。こうしたことから、男性につきましても、今後、引き続き国の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○7番（挽野利恵） なかなか難しい問題だなと思って聞かせていただきました。先ほどもお話の中にありましたこの15歳未満で接種すれば2回で済むっていう、すごい大きなメリット、これを最終年度に通知いただいたともし仮定すると、遅いんですね。2回でなくて3回やらなければいけない。ということは、市にとってもあんまり、本人も痛いし、時間もかかり、そして市にとってもコストがかかる、双方にとってメリットよりデメリットではないんですけれども、より15歳未満で受けた方が、お互いに、本人も、

ついていく親御さんも、そして市にとっても、とてもメリットが大きいんです。そういうことを考えると、やはり、毎年でなくても15歳未満で接種できるような、もう一步踏み込んだ通知が必要ではないかと思うんですけれども、その点についてと、先ほどのしつこいようですが、学校経由の配付というのは、私はちょっと不安がとてもありますので、この点について二つ再々質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。田口こども未来部長。

○こども未来部長（田口美和子） 挽野利恵議員の再々質問にお答え申し上げます。

今現在、小学校6年生に一番最初の段階でお知らせするものの中に、国のリーフレットがございましてけれども、こちらの方には15歳までの間に接種すると2回でよろしいという部分がございまして、これについて改めて、国のリーフレットはお届けはしますが、市としてメリットといいますか体への負担考慮の部分の特に別の様式で、こういう流れがありますということをしつかり分かるような形でお伝えしていきたいというふうに思っております。国の資料に頼らずという、市独自でしつかりお伝えしていくところはお伝えしてまいりたいと思っております。

あともう一つ、学校を通してという部分でございましてけれども、これについては検討はしてまいりますが、学校の方の現場の方ともよくお話をさせていただいて検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） これにて7番挽野利恵議員の質問を終わります。

【7番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中であります。この際、昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時でお願いいたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、17番本間輝男議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、本間議員。

【 17番 本間輝男議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○17番（本間輝男） けやきの会の本間でございます。このたび、老体にむち打ち挑んだ一般質問であります。乾いたタオルを絞るがごとくの感を強く抱いておりまして、反省を込めて質問をいたします。

なお、私の質問の中には、先ほど来、質問された方と重複される面が多々あることを初めにお断り申し上げて質問に入らせていただきます。

まず最初に、令和7年度の予算執行状況の確認と国の補正予算への対応について伺います。

激動する国内外の動向が注目される昨今、大仙市においては、急激なる少子高齢化、人口減少の加速に伴う製造業、農業、建設業等に人手不足が深刻な状況にあると認識しております。また、国では、国債等の依存財源の増加が懸念され、政権与党を含め、国会での議論が注目されております。

さて、令和7年度の市政も残すところ4カ月余りとなり、令和8年度予算編成が本格化いたしますが、先の9月定例議会において令和6年度の決算が認定され、539億9,400万円余りの普通会計で実質収支が21億8,400万円余りとなり、過去最高を記録し、健全なる市政運営に努められた市当局に敬意を表します。

この要因は、市税収入の増加、特別交付税の見込み増が挙げられ、これにより基準財政収入額の増加により、標準財政規模が拡大し、実質収支比率は7.7パーセントとなりながらも単年度収支額は財政調整基金の積み増し、市債等の繰上償還を実行するも、財政調整基金よりの8億3,000万円の繰り入れにより、5,926万円余りの赤字決算となったようであります。

大仙市の自主財源は、156億4,190万円（29パーセント）、依存財源は383億5,193万円（71パーセント）であり、臨時財政対策債の発行が大幅に見直される状況からして、歳出構造等の見直しが大仙市財政の喫緊の課題であります。

そして、実質公債比率は、単年度令和6年度の10.6パーセントと低下しつつも、過去3年間平均では、県比率9パーセントより高い11.3パーセントであり、人口減少に伴う普通交付税の減収、標準財政規模の縮小を考慮しつつ繰上償還等の実行と抑制に取り組む必要があると思っております。

こうした中、積立金として将来的助政負担を鑑み、財政調整基金の基金残高43億

8, 200万円、学校施設再編基金5億円、庁舎整備基金4億5,000万円余りの積み増しは、よしとしながらも、令和7年度当初予算において、7億円の取り崩しを計上しており、減債基金を含め、社会構造の変化に伴う市民ニーズの多様化が進行する現実からして、今後の財政運営はかなり厳しい状況と捉えます。

あわせて、市債残高は減少しつつも、今現在、物価高騰による公定歩合上昇が論じられる状況から、表面利率の上昇が確実な状況となり、利子償還額の上昇を考慮すると、抜本的対策と検討は急務であると思料いたします。

そこで、決算状況を考察しながら、令和7年度予算執行状況の確認を含め質問いたします。

第1点は、令和7年度当初予算は、市長選を考慮し、骨格予算編成とし、一般会計予算450億8,600万円が認定され、歳入の主たる財源は、市税82億1,214万円、地方交付税交付金178億4,867万円、繰入金20億9,170万円余りが計上された当初予算より、今定例会に上程された3億8,203円ほどの補正予算により、今現在469億892万円となるようであります。

ここで、先に申し上げた主たる歳入三財源の今現在の数値と、年度末までの見通しと対応についてお伺いいたします。

第2点は、高市新政権が打ち出した「責任ある積極財政」方針の第1段階の経済対策として、21兆3,000億円規模とし、一般会計で令和6年度13兆9,000億円を上回る17兆7,000億円、特別会計で9,000億円程度であり、今国会に上程されております。この財源内訳は、11兆円規模の国債発行で賄う性格からして、財政悪化の懸念がされる状況にあります。

その内訳は、ガソリンの暫定税率の廃止、年収の壁の引き上げ等と自治体が自由に使える重点支援地方交付金2兆円が注目され、高止まりが続く米の配布券、プレミアム商品券発行等、家計負担の軽減策等につながると報道されております。

この重点支援交付金が決定されたとしても、交付金の実行は年度後半からして繰越明許費等の設定される要素が多分に含まれ、難しい判断が求められますが、国等よりの情報の確認と市の応分の配分額予測、そして、その使い道とその経済効果等の早期検討の用意を確認いたします。

第3点は、市債発行計画について質問いたします。

本年度は、昨年の中里温泉改築事業等の大型公共物建築等が少なく、市債の大幅なる

増はないと思料いたしますが、依存財源体質の本市にとって極めて重要な部分であります。

当初予算は、15億5,600万円の計上ではありますが、コロナ禍における財政支援の臨時財政対策債、合併特例債の終了に伴い、大仙市本来の財政規模であると思料いたしますが、後年度に控える学校再編事業、温泉施設の改修再編、庁舎改築改革等を考慮する必要があり、併せて、臨時財政対策債を除いた令和7年度末市債残高全会計600億円程度を基準目標として掲げる財政指標は必須事項と捉えます。市債発行計画は、当初予算に比較して、どの程度の伸びと推定し、市の目標である市債償還額70パーセントの範囲の発行計画の達成の可否と起債残高の縮小、将来負担比率改善の方向をお尋ねいたします。

第4点は、国の経済の活性化を強力に推進すると表明し、税収の拡大確保を目指しておりますが、近年、物価対策と称して補助金等の措置を継続しておりますが、持続性には大きな国債発行の増発を伴ってきた事実にあります。

一方、物価上昇、財政悪化の懸念から長期金利が上昇し、指標となる新期10年国債利回りが12月5日には1.950パーセントまで上昇したと報じられ、財政の悪化が懸念されます。

そこで、大仙市全会計市債残高は、令和6年度において747億9,000万円と提示され、借り入れ利率、すなわち「表面利率」の上昇は確実と思料いたします。繰上償還、低利への変更等、懸命なる市債残高縮小に取り組む財政担当に感謝を表しつつも、今現在の表面利率の基準値と公定歩合の上昇確実といわれる将来的数値を、どのように捉え、対処していく姿勢にあるのか、難解とは存じますがお尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の一つ目の発言通告であります、予算執行状況と国の補正予算への対応に関する質問につきましては、総務部長が答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤公晃） 本間輝男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、令和7年度の予算執行状況の確認と国の補正予算への対応についてですが、はじめに、令和7年度歳入の現状と見通しにつきましては、主要な歳入の一つであります市税の収入状況は、10月末時点で60億2,200万円となっているところ

ですが、決算見込額は、令和6年産の米価格高騰に伴う農業所得や、最低賃金の上昇に伴う所得環境の改善による給与所得に係る市民税の増要因などにより、当初で見込んだ82億円を超えるものと予想しております。

地方交付税の状況につきましては、本年7月に普通交付税について167億7,759万円の決定額が示され、現時点では、当初予算を上回る見込みであり、さらに、今般の国の補正予算において、国税の増収に伴う普通交付税の再算定が予定されているところでございます。特別交付税については、現時点では交付額が示されておらず、例年、3月下旬に決定される見込みでございます。

基金の繰り入れ状況につきましては、一般財源不足を補う財政調整基金や市債の償還に係る減債基金のほか、各種基金を活用した事業においても、当初予算で措置された範囲で賄えるものと見込んでおり、現時点で基金の繰入額については、当初と変更はない、または事業実績により減額できるものと見込んでおります。

次に、「重点支援地方交付金」につきましては、先ほどの山谷喜元議員のご質問に対する答弁でもお答えしましたように、現時点では配分額が未定でもあり、市独自事業の予算については、年明けもしくは令和8年度への繰り越し事業としての実施を想定しております。

次に、市債発行計画と市債現在高の推移についてであります。令和2年度から7年度までの「第2次総合計画後期実施計画期間内」における全会計市債発行額の304億9,796万円に対し、元金償還額は496億3,846万円であることから、発行額は元金償還額の61.4パーセントとなり、目標といたします「70パーセント以内」を達成する見込みであります。また、臨時財政対策債を除く全会計の市債残高については、令和7年度末で595億7,933万円を見込んでおり、こちらも目標とする「600億円以下」を達成する見込みであります。

将来負担比率については、7年連続で減少しておりますが、今後も継続して比率の改善を図るため、普通建設事業の実施内容や実施年度の調整による市債発行額の抑制のほか、基金の積み増しや可能な限り市債の繰上償還を行うなど、効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、市債償還に伴う表面利率上昇への対応についてであります。11月27日現在の国の財政融資資金貸付利率は、貸付期間が10年のもので1.6パーセント、20年のもので1.8パーセントとなっております。これは前年同期と比べますと、と

もに0.7ポイント上昇しており、この1年で急激に金利上昇が進んでおります。

市債全体の見通しでは、これまでの発行額の抑制により、現在高、元金償還額ともに順調に減少してきておりますが、このまま金利上昇が進むことになると、公債費に係る利子償還金の負担が大きくなっていくことが予想されます。加速度的に上昇する金利に対応するため、これまで以上に事業の見直しを図りつつ、市債発行額の抑制に努める必要がありますが、各種施策を推進する上で、ある程度の市債発行は必要と考えることから、剰余金等を活用した繰上償還の実施や減債基金の活用などにより、公債費の負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、本間議員。

○17番（本間輝男） 再質問をさせていただきます。

財政部門の総括すべき立場の今野副市長へお伺いいたします。

本定例会初日に、令和8年度の予算編成方針が示され、第3次総合計画における主要施策・事業の着実なる推進と将来を見据えた行財政基盤の構築を目指すとする基本方針が提示されました。この方針の注目すべきは、既存事業の徹底した見直しを図り、歳出の抑制を強力に推進するとしております。しかしながら、こうした姿勢は近年幾度となく予算編成時において言われながらも、その実行には今少し可視化されにくい状況にあると思料いたします。市民の要望が多様化し、また、国勢調査に伴う人口減少による交付税の縮小等、将来的に財政の縮小が予測される大仙市において、その本気度が問われます。

令和8年度予算において、財政基金を実行しない場合は、歳入不足額6億2,000万円、歳出増額13億円、合わせて20億円の一般財源不足が予想され、厳しい予算編成になると予想されます。

そこで副市長にお尋ねいたします。

第1点は、歳入部分の基金繰り入れを実行しないという方針は、確実性があるのかお伺いいたします。

第2点は、大仙市では毎年、市民アンケートにより、行政の市民満足度を調査しておりますが、この内容を庁内検討会で十分加味する事実にあるのかお尋ねいたします。

第3点は、事業効率を極め、既存事業見直しと廃止の検証、将来を見据えた公共施設の集約・統合は当然としながらも、補助金等の見直し、指定管理制度の方向性、公共交通システム制度の継続性等、「待ったなしの大仙市」と捉えます。

そこで、提案いたします。市では、監査委員に民間税理士を選任し、機能強化を図り、歳出の適正化に努める事実と併せ、持続可能な行財政継続と改革のために庁内内部に政策・事業の適正化と費用と事業効果、将来的継続性の有無等の検討すべき専門的部署、仮称ではありますが、政策調査検討課等を強く要望します。

国は11月25日に既に担当室を設置したと報道されております。予算は市民のためにあり、確実に生きた予算として実行されるべきであります。未来ある子どもたちに豊かな大仙市を残すためにも、国同様、決断を急ぐべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。今野副市長。

○副市長（今野功成） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

質問の、財政調整基金の繰り入れをせずに予算編成をすることにつきましては、これまでも市の歳入一般財源不足を補うため、財政調整基金の繰入金を計上して当初予算を編成してきたところであります。

ここ数年の取り崩し状況ではありますが、人件費の上昇やあらゆるものの物価高の影響に伴い、5億円を超える取り崩しが続いております。

本来、財政調整基金は災害復旧への対応や経済情勢の変動による不測の事態の対応の際に取り崩しするもので、財政調整基金に依存する予算編成は、歳入に見合った歳出構造の転換が図られていないことにつながることから、既存事業の見直しや公共施設の統廃合などは急務の課題であると認識しているところであります。

その一方で、急激な見直しによる市民サービスの低下は避けなければならないことから、財政規律を遵守した上で、ある程度の財政調整基金を取り崩すこともやむを得ないと考えておりますが、今後の積み増しとのバランスも考慮して、一定の残高を確保することを念頭に、将来を見据えた予算編成に取り組んでまいります。

次に、市政評価の結果につきましては、毎年度、その結果を庁内で共有しており、「第2次総合計画後期実施計画」のローリングに際し、各事業の客観的評価材料の一つとして活用しており、市民目線・地域目線に立った施策・事業になっているかを改めて確認する貴重な機会となっております。

また、予算編成等に当たって各課が所管する施策・事業の効果検証や課題の抽出、今

後の方向性を検討するための重要な基礎資料としても活用しているところであります。

次に、持続可能な行財政運営のための専門的部署の設置につきましては、今後、人口減少のさらなる進行に伴い、あらゆる行政資源の制約が想定される中であって、中長期的な視点の下、将来世代に過度な負担を強いることのない財政基盤の確立が必要であると考えております。

こうした認識の下、先ほど申し上げました市政評価の実施とその結果を活用した総合計画実施計画の見直し、そして、予算編成を一つのサイクルとして施策・事業の評価検証を行い、事業の効率化や財源の適正配分などに取り組んでいるところであります。

来年度からは、第3次総合計画がスタートいたしますが、これまで以上に企画部門・財政部門が連絡を密にし、施策と財源を両輪とした評価スキームのさらなる強化を図りながら、将来に責任の持てる戦略的な財政運営に努めてまいります。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○17番（本間輝男） 次に、大仙市農業の行政としての方向性についてお伺いいたします。

「令和の米騒動」と評される、令和7年度産米価の高騰は、異常な上昇を続け、生産者のみならず、消費者の皆様も安い米を求める事態となり、政府農水省も備蓄米放出政策で市場に積極的介入をいたしました。その動向は一時的となり、いまだ高止まりの不透明な域にあると推察いたします。

顧みると、令和3年には、コロナ感染症の影響による外食需要等の低迷による米の概算金が大幅下落し、令和4年には、エネルギー価格の上昇、肥料・農薬・資材等の高騰が農業経営に多大な打撃を与え、そして、令和5年には高温障害による農作物の生育、特に主幹作物「米」は減収、品質低下を招き、3年連続の減収になった事実があります。

そうした中、昨年令和6年は、民間集荷業者の高値集荷が顕著となり、前年対比2倍近い価格帯で推移し、JAの集荷量が低下した事態といわれております。そして本年7年は、米不足より米価格が異常に高騰し、ようやく政府農水省が需要量の増加の見誤り、長年継続されてきた補助金を伴う生産調整政策、いわゆる「減反政策」を変更し、米の増産方針にかじを切った事実にあります。

従来より「猫の目農政」と言われる国の農業政策であります。政権交代により一転、

農林大臣は「需要に応じた生産が基本」と転換し、「価格は需要と供給に応じて市場にて決定され、政府が介入すべきではない」と政策の再転換を表明しております。

政府は、来年令和8年度産の主食用米の需要見通しを最大値711万トンとし、本年産米収量見込746万8千トンより減産し、放出した備蓄米の買い戻し60万トン、民間備蓄20万トン程度とし、主食用として定期的に放出できる「回転備蓄方式」も検討するとしております。

市内米生産農家の皆様の意見を総合すると「来年8年産米は確実に米価が下がり、今年の価格はもう望めない」とし、相当数の民間在庫量は、過去最大水準が見込まれ、JAと民間業者等の出荷団体が米の卸売業者に主食用に販売する際の相対取引価格の低下が懸念されております。

私の知人は「大幅な価格低下は生産意欲の低下と同時に担い手の減少、生産組織の弱体化、耕作放棄地の増大等、先の見えない農業に不安を感じる」と話します。今年の種苗交換会談話会で生産農家の方の発言で「生産者と消費者が互いに着地点を見つけなければ、持続可能な農業にはならない」と話し、ここに答えがあるように強く感じた次第であります。そこで質問いたします。

第1点は、大仙市の水田台帳面積は、1万7,506ヘクタールであり、市内統一基準単収10アール当たり587キロといわれております。これを単純に計算された潜在的水稻生産数量は10万2,765トンとされておりますが、この数字の資料は令和7年3月発行の大仙農業再生協議会の発行資料を参考にしております。令和7年産米は、加工米、輸出用米、飼料米等の買入れ価格が主食用並みの価格設定された要因から、昨年より大幅なる米作付けが増加し、大豆作付面積の減少等が想定されます。地元紙秋田魁新報10月11日発行紙面より、9月15日時点の大仙市米作付面積速報値で、昨年比1,885ヘクタール増の主食用米作付面積県内第1位の1万2,900ヘクタールと報道されております。今、収穫終了後であり、生産量、品質、出荷数量等の確定は不確定要素を多分に含まれると思料されますが、総括的な大仙市としての今時点の状況確認をお尋ねいたします。

第2点は、近年、市内の中間山間地で水田耕作放棄地が増加傾向にあると認識しております。この要因として、生産農家の高齢化、深刻な人手不足、後継者問題、未整備水田の作業効率の低下が考えられ、地域づくりの困難性を含め重要視される現実と捉えます。

そこで質問いたします。今、市では、耕作放棄地と想定される水田面積を、どのように調査し、その対象面積をどのように認識し、確認している実態にあるのかお伺いいたします。その内容には、再生可能、不能との判断の可否、基盤整備事業との整合性を含め、有効活用等適切なる判断が求められます。ドローンやA I等のデジタル技術を駆使した選択も考慮しながら、本庁・支所の連携した対策を強く望みます。

第3点は、令和5年の県内市町村別農業産出額（推計）によると、米と野菜・果樹・畜産等の複合経営を続ける横手市が288億8,000万円で10年連続トップを維持し、総産出額204億円で県内2位の大仙市では、米の産出額が67.3パーセントを示し、137億3,000万円であり、米依存体質の実情にあります。ちなみに大豆類は2億6,000万円とされております。

近年、大仙市では、作業効率の向上と土地集積・集約化を目指し、水田の基盤整備事業が進行し、A I使用の農機具導入も進行し、高額なる2,000万円台のコンバインが登場する昨今であります。そうした状況下、補助事業は国の補助適用基準が厳しく、大半の農業補助対象事業は、経営面積がおおむね30ヘクタール以上であり、法人化要件が課せられ、一般生産農家では補助対象にならない実情にあります。市農林部調査で、今現在、大仙市の法人数は139組織体であり、集落営農31組織体との合計の経営面積は6,145ヘクタールとなり、大仙市の水田面積1万7,506ヘクタールの35.1パーセントしか該当せず、残りの認定農家7,360ヘクタール、個人経営3,999ヘクタールの総経営面積1万1,361ヘクタールには、国及び県の農業機械購入助成はないにも等しい現実にあります。

国が推進する農地の集積とほ場の大型化・効率化に否定するものではなく、先の魁新報で、令和7年の農林業センサスより、県内農家従事者が5年前より3割減少し、2万3,435人になった現実を直視し考慮するならば、大仙市農業の下支えをし、中核を成す個人経営体に行政の支援協力は至極当然と考えます。

先ほど来、歳出の削減を唱えた一人ではありますが、従来よりの市補助事業を検証し、将来とも持続可能な基幹産業である大仙市農業を見据えるならば、「生きた予算」「望む予算」を実行し、大仙市独自の農業補助事業体系を確立し、農家が必要とする政策として、創意と工夫を加え実行すべきであります。農林部において、その意にあるのかお尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の二つ目の発言通告であります「大仙市の農業の方向性」に関する質問につきましては、農林部長が答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 質問の、大仙市農業の行政としての方向性についてお答え申し上げます。

はじめに、令和7年産の大仙市の米収穫状況につきましては、秋田おぼこ農業協同組合管内では、12月3日現在、米買入れ数量は59万9,383俵であり、契約数量62万4,170俵に対し、96パーセントの集荷率となっております。1等米比率は98.5パーセントとなっており、夏の高温少雨、渇水等による品質低下が心配されておりましたが、特に影響はなく、収量、品質とも昨年よりも高水準と伺っております。

次に、耕作放棄地の現状認識につきましては、佐藤文子議員のご質問でも答弁申し上げましたが、毎年7月から9月に農業委員会が現地パトロールを行っており、農地の荒廃状況、荒廃期間の確認により「再生可能」から「再生困難」まで段階的に判断し、確認対象面積は令和6年度末で約45.5ヘクタール、うち再生可能が約11.6ヘクタール、再生困難が約6.8ヘクタールと認識しております。

また、耕作放棄地につきましては、農地としての利用により減少すると思われるものの、発生の未然防止や解消に向け、県農業公社の遊休農地解消対策事業や、併せて多面的機能支払交付金事業の活用による農地の保全を図ってまいります。

次に、市独自の農業機械購入等助成制度についてであります。現在策定中の第5次農業振興計画において、“持続的発展を目指す「力強い大仙農業」の実現”を基本理念とし、実現に向けた施策の検討を行っているところであります。

持続可能な力強い大仙農業の実現には、中山間地域や耕作不利地などのほ場や、有機農業や環境負荷低減、農福連携など意欲のある生産者に対し支援を行う必要があると考えております。

なお、市内2カ所に整備したRTK基地局については令和6年度より運用開始し、利用者が年々増加していることから、スマート農業による省力化・効率化生産に寄与しているものと考えております。今後はさらに、新たな生産体系や販路の拡大、農畜産物のブランディングや生産現場の整備など、魅力ある農業づくりに向けた事業展開にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、本間議員。

○17番（本間輝男） 農林部長にお願いです。言葉で羅列すると、そのとおりです。ただ、私としては、生産農家の一人として、数字的なものが出てこないことには、農家についてこないんです。どうかひとつ、そういう点では、現実を直視するような姿勢を強く持っていただくことをお願いします。

再質問で老松市長にお伺いします。

まず第1点目は、目まぐるしく変化する国の農業政策に生産農家が先行きが見えにくく、混迷する事態となり、営農継続に不安感が増大している現実にあります。農業従事者の高齢化と後継者不足等により、農地集積化が進行し、大規模農業が加速化しながら法人経営化に移行する方向性は確実と捉えますが、行政の長である大仙市の市長として、現状の農業をどのように認識し、行政と農業の関わり方、その方向性をどう考慮されて判断しておられるのか、お尋ねいたします。

第2点は、私も生産者の一人として強く感じることは、大仙市の上層部に位置される皆様が「農業の生産現場に下りていない」「足が遠のいている」のではないかと生産現場の皆様よりの指摘を受け、議員の立場からしても真摯^{しんし}に受け止め、努力していく覚悟であります。「持続可能な未来ある大仙農業の構築」に向かって、生産団体、生産農家との地に足が着いた話し合いと支援なくして達成はなく、今少し、政策の理解度の向上に努め、推進する力強い農業政策に期待をいたします。多忙なる市長職にある老松市長ではありますが、見解を求め質問を終わります。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の再質問についてお答え申し上げます。

はじめに、現状の農業に対する認識と今後の農業政策の方向性についてであります。農業を取り巻く状況につきましては、一時、米価の上昇により明るい兆しが見られたものの、既に米価の値下げ予想が強まるなど、懸念される状況にあると思っております。

政府の方針は「需要に応じた生産」「価格は市場で決まるもの」ということですが、生産者のコストに見合う価格を市場価格が下回った場合には、セーフティネットとしてその差額を、例えば直接支払いするような政策が必要になってくるものと考えて

おります。

議員ご指摘のとおり、農業者の高齢化や担い手不足など依然として厳しい状況が続いており、それらの課題の解決に向けた取り組みの重要性を認識しているところであります。現在策定中の第5次大仙市農業振興計画に基づき、持続的発展を目指す「力強いだいでん農業」を目指して、しっかりと取り組んでまいります。

特に、生産者と接する最も身近な自治体である市といたしましては、生産団体や生産農家の皆様の不安を払拭^{ふっしょく}し、将来にわたり安心して農業を続けていただくためにも、実効性のある各種施策を今後も積極的に展開していく必要性を強く感じているところであります。

次に、生産団体や生産農家の皆様との対話の機会などについてであります。市の担当者におきましては、これまでも生産現場での現地研修や各種講習会などにあわせて意見交換の場を設け、現場の皆様の声をお伺いするように努めてきたところであります。しかしながら、私や副市長の場合には、議員ご指摘のとおり、これまでそうした機会が比較的少なかったと思っておりますので、農業政策の重要な転換期を迎えるに当たり、これまで以上に現場へ赴き、真摯に皆様のお声やご意見を頂戴したいと考えております。そして、そのお声やご意見を大切にしながら、各種施策に反映させ、本市の基幹産業であります農業の持続的な発展に努めてまいります。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、本間議員。

○17番（本間輝男） 最後に、市長から力強い方向性が少し見えたという感触を持っています。どうか生産農家と、生産する方々と、直接話合いがやっぱり基本になると思いますので、市長、副市長の方々も、どうか忙しぶりこがないで、何とかひとつ現場に足運んでいただくことをお願い申し上げまして質問を終わります。

○議長（後藤 健） これにて17番本間輝男議員の質問を終わります。

【17番 本間輝男議員 降壇】

○議長（後藤 健） 日程第2、議案第129号から日程第16、議案第143号までの15件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第129号から議案第143号までの15件は議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(後藤 健) 日程第17、陳情第1号から日程第22、陳情第7号までの6件を一括して議題といたします。

本6件は、陳情文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたします。

○議長(後藤 健) お諮りいたします。各常任委員会審査のため、12月10日から12月17日まで8日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって、12月10日から12月17日まで8日間、休会することに決しました。

○議長(後藤 健) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来る12月18日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1時45分 散 会

令和7年12月18日（木曜日）

議事日程第4号

令和7年12月18日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議席の一部変更
- 第 2 議案第133号 財産の処分について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 議案第129号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 議案第130号 大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 議案第131号 大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第132号 大仙市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第134号 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第135号 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第136号 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第10 議案第137号 大仙市総合公園野球場及び大仙市総合公園テニスコートの指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第11 議案第138号 大仙市サン・スポーツランド協和野球場等の指定管理者の指定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第12 議案第139号 大仙市太田体育館等の指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第13 議案第140号 令和7年度大仙市一般会計補正予算(第9号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第14 議案第141号 令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第15 議案第142号 令和7年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第3号)
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第16 議案第143号 令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算(第2号)
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第17 陳情第1号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第18 陳情第2号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第19 陳情第3号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第20 陳情第5号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第21 陳情第7号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情 (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第22 意見書案第1号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第23 意見書案第2号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県から市町村へ財政支援を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第24 各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 第25 議員の派遣について

出席議員 (24人)

1番 大山利吉	2番 小須田逸子	3番 佐藤文子
4番 菊地伸	5番 小笠原昌作	6番 高橋智也
7番 挽野利恵	8番 秩父博樹	9番 佐藤芳則
10番 安達成年	11番 門脇智宏	12番 佐藤隆康
13番 青柳友哉	14番 石塚 柏	15番 古谷武美
16番 高橋徳久	17番 本間輝男	18番 佐藤育男
19番 橋本琢史	20番 山谷喜元	21番 佐藤芳雄
22番 橋村 誠	23番 高橋敏英	24番 後藤 健

欠席議員 (0人)

遅刻議員 (0人)

早退議員 (0人)

説明のため出席した者

市長 老松博行	副市長 今野功成
副市長 舩谷祐幸	教育長 伊藤雅己
総務部長 伊藤公晃	企画部長 佐々木英樹
市民部長 伊藤 敬	健康福祉部長 佐藤和博
子ども未来部長 田口美和子	農林部長 斎藤秋彦
経済産業部長 鎌田篤史	観光文化スポーツ部長 加賀貢規
建設部長 京野和明	病院事務長 藤原孝之

教育委員会事務局長 佐々木 泰 宏 上下水道局長 小 林 孝 至
総 務 課 長 三 浦 政 輝

議会事務局職員出席者

局	長	大 沼 利 樹	参	事	佐 藤 和 人
主	幹	佐々木 孝 子	主	幹	黒 田 貴 彦
主	査	藤 澤 正 信			

午前10時00分 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

21番佐藤芳雄議員から議席変更を求める申し出がありました。このため、12月16日開催の議会運営委員会でも承認をいただき、本日から当議員の議席を、ただ今着席の位置へ変更しております。

お諮りいたします。21番佐藤芳雄議員の席を現在の着席位置に変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、同議員の議席を当面の間、変更いたします。

○議長（後藤 健） 日程第2、議案第133号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長19番橋本琢史議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

【19番 橋本琢史議員 登壇】

○総務企画常任委員長（橋本琢史） おはようございます。

当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る12月10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第133号「財産の処分について」につきましては、当局の内容説明に対し、委員から「市有地を防災拠点（レジリエンスベース）用地として国へ売却するとのことだが、売却後、市や県の事業で発生した残土を当該地に搬入することは可能か。」との質疑があり、当局からは「譲渡後の使用については、都度、国との協議が必要であり、現時点で残土搬入を認めるような取り決めはない。」との答弁がありました。

当局の説明を了とし、その他、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【19番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第133号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第3、議案第129号から日程第7、議案第134号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長14番石塚柏議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、石塚議員。

【14番 石塚柏議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（石塚 柏） 当常任委員会に審査付託となりました事件についま

して、去る12月10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第129号から第132号及び第134号の5件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本5件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【14番 石塚柏議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第129号から議案第134号までの5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第8、議案第135号から日程第12、議案第139号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長10番安達成年議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

【10番 安達成年議員 登壇】

○産業建設常任委員長（安達成年） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る12月10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第135号「太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定について」、議案第136号「太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定

管理者の指定について」及び議案第137号「大仙市総合公園野球場及び大仙市総合公園テニスコートの指定管理者の指定について」の3件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第138号「大仙市サン・スポーツランド協和野球場等の指定管理者の指定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「サン・スポーツランド協和野球場やサン・スポーツランド協和のテニスコート、ゲートボール場の屋外施設の指定管理料が年々減額となっている。物価高騰や人件費等の高騰が続いている中、指定管理料が減額していく理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「屋外スポーツ施設、特に野球場については、人件費以外で経費が上昇していく要素が少なく、また、コロナ禍以降、利用実績が増えてきており、これに伴い料金収入の増加も見込まれることから、指定管理料を逡減する積算としたものである。一方、屋内スポーツ施設については、夜間利用や冬期間の暖房使用があり、物価高騰への対応が必要であることから、指定管理料を逡増する積算としており、こうした施設ごとの積算内容を踏まえ、期間内の指定管理料を設定している。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第139号「大仙市太田体育館等の指定管理者の指定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「指定管理期間について、他の施設では指定管理期間を5年に設定している例もあるが、2年で設定した理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「太田体育館等の指定管理には、人件費や食糧費などの物価高騰の影響を大きく受けやすい『クラブハウス』が含まれており、長期の指定管理期間とした場合には、物価高騰の影響がどの程度になるか見通せない部分が多分にあることから、他の施設よりも指定管理期間を短くし、2年で設定したものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第135号から議案第139号までの5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第13、議案第140号から日程第16、議案第143号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長19番橋本琢史議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

【19番 橋本琢史議員 登壇】

○総務企画常任委員長（橋本琢史） ご報告いたします。

議案第140号「令和7年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、はじめに、財産活用課所管の庁舎管理費の補正内容の説明に対し、委員から「神岡庁舎の照明LED化工事を実施することにより、電気料金の削減効果は幾らか。」との質疑があり、当局からは「年間、約50万円程度を見込んでいる。」との答弁がありました。

また、同課所管の財産管理費の補正内容の説明に対しては、委員から「旧大沢郷財産区の分収金に関連し、伐採後の植林計画や将来的な管理協定はどうなっているか。」との質疑があり、当局からは「植林の予定はなく、天然更新となる。契約終了後は市有林として管理していくこととしている。」との答弁がありました。

次に、総合防災課所管の水害対策費の補正内容の説明に対し、委員から、議案に関連して「防災ドローンの導入は考えられないか。獣害対策も含め、今後の活用を検討していくべきではないか。」との質疑があり、当局からは「現時点でドローンの導入予定はない。業務等への効率性が確認できれば、庁内で協議してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、移住定住促進課所管の補正内容の説明に対しては、当局の説明に対し、委員から「現在の返礼品の人気上位は何か。」との質疑があり、当局からは「1位は米、2位・3位は地元誘致企業の製品となっている。」との答弁がありました。

また、別の委員から「米の返礼品について、需要超過時の供給確保や返礼品提供事業者との契約形態はどうなっているか。公的機関として在庫管理や契約の在り方に懸念はないか。」との質疑があり、当局からは「新規の返礼品提供事業者を含め、十分な量を確保している。市と返礼品提供事業者との間で契約はないが、市がふるさと納税業務を委託している中間事業者を介して在庫確認及び管理を行っており、商品の在庫量を超える寄附の受け付けは行っていない。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【19番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、教育厚生常任委員長14番石塚柏議員。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、石塚議員。

【14番 石塚柏議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（石塚 柏） ご報告いたします。

議案第140号「令和7年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、子育て支援課所管の在宅保育すこやか応援事業費について、委員から「子どもを保育所に預けようとしたが、預けられなかった例はあるか。」との質疑があり、当局からは「施設を限定して申し込む家庭は、ほかの施設に空

きがあっても育児休業を延長して自宅で保育する場合がある。」との答弁がありました。

次に、子育て支援課所管の「病児・病後児保育事業費」について、委員から「ほかの自治体では保護者が仕事を休まなくても預けられるよう、送迎を行っている事例もあり、そのような仕組みを検討していただきたい。」との質疑があり、当局からは「現状、医師の診察を受けてから施設を利用することとなっており、保護者なしでの診察は難しいと思われる。他の市の事例を基に研究してまいりたい。」との答弁がありました。

また、ほかの委員から「利用者の市内在住者及び市外在住者の割合はどれくらいか。」との質疑があり、当局からは「令和6年度実績の732人のうち、市外在住者は46人であり、美郷町、仙北市在住の方が多い。」との答弁がありました。この答弁を受け「およそ70万円の事業費で市内在住者の利用料を無料にできるため、検討していただきたい。」との意見がありました。

そのほか質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第141号「令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第4号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、委員から「給食センターごとに精米の契約単価が違う理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「食材の納入に当たっては業者登録制となっており、センターによって登録業者が違うためである。」との答弁がありました。

そのほか質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は「原案のとおり可決すべきもの」と決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【14番 石塚柏議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、産業建設常任委員長10番安達成年議員。
（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

【10番 安達成年議員 登壇】

○産業建設常任委員長（安達成年） ご報告いたします。

議案第140号「令和7年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、農業振興課所管の「農業と食」活性化推進事業費について、委員から「1経営体が採択されたとのことだが、応募は何件あったのか。」との質疑があり、当局から「1経営体のみの応募であり、採択となった。」との答弁がありました。

農業振興課所管の水田渇水対策支援事業費補助金について、委員から「南外が深刻な状態であったようだが、措置したことにより改善は図られたのか。また、渇水の影響を受けた受益面積について伺う。」との質疑があり、当局からは「措置により用水も確保され改善が見られ、数量・品質等にも影響がなかったと報告を受けている。受益面積は約56ヘクタールである。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の蓄養殖施設等管理費について、委員から「譲渡先の今後の経営について心配しているが、どのような施設経営を行う予定か伺う。」との質疑があり、当局からは「現在、ニジマスやヤマメ、アユ等を飼育しているが、今後、アユの販売に主軸を置き販路拡大を目指している。また、隣接する広場をオートキャンプ場として活用する等、利用促進を検討していると伺っている。」との答弁がありました。

次に、観光施設課所管の市所有温泉施設管理費について、委員から「食堂・宴会での収入見込みはどれくらいか。また、食材費が高騰しているが、メニューの値上げについても検討が必要であると考えがいかがか。」との質疑があり、当局からは「市直営温泉施設の食堂等の利用は好調であり、柵の湯で約3,000万円、中里温泉で2,800万円の収入を見込んでいる。また、メニューの値上げについては、現在の食材費の高騰を受けて12月から一部メニューの料金改定を行っている。」との答弁がありました。

次に、道路河川課所管の補正予算につきましては、12月10日の午前中、議案等調査のため3カ所現地確認を行ってまいりました。

除雪対策費について、委員から「現地を確認したところ、附帯施設もかなり老朽化が進んでいるように感じた。今後、設計を組む段階で補償の範囲内にとらわれず、併せて補修した方が将来的に良いと考えるがいかがか。」との質疑があり、当局から「設置から35年が経過しており、老朽化は進んでいると思慮する。今回設計に当たって現地調

査を行い、効率の良い方法を考えてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、道路河川課所管の道路橋りょう災害復旧事業費（補助分）について、委員から「当該路線の除雪の有無と現場の奥には5ヘクタールほどの農地があり、農家の春作業に支障が出ないか伺う。」との質疑があり、当局からは「当該路線の除雪は実施しておらず、冬に工事を発注して実工事期間は1、2カ月である。遅くとも5月までには完成予定であり、農作業への影響はないものと考えている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第142号「令和7年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）」及び議案第143号「令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算（第2号）」の2件につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第140号から議案第143号までの4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第17、陳情第1号から日程第21、陳情第7号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長14番石塚柏議員。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、石塚議員。

【14番 石塚柏議員 登壇】

○教育厚生常任委員長(石塚 柏) ご報告いたします。

陳情第1号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情」につきましては、「労働環境の厳しい職種に関しては、成り手不足が深刻化しており、採択すべきである。」という意見と、「国において、臨時の報酬改定や補正予算により、本陳情の趣旨に沿った対応がとられつつあることを踏まえ、趣旨採択が適当である。」という意見がありました。

挙手による採決の結果、出席議員の賛成多数をもちまして、本件は趣旨採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第2号「ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情」につきましては、「国において、本陳情の趣旨に沿った対応がとられつつあることを踏まえ、趣旨採択が適当である。」という意見と「10パーセント以上の報酬引き上げは関係現場にとって極めて喜ばしいが、実現可能性の点でやや過大とも受け取れる数値であり、趣旨採択が適当である。」とする意見がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は趣旨採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第3号「『介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める』国への意見書提出を求める陳情書」につきましては、願意妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第5号「『小・中学校給食費の完全無償化』のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情」につきましては、願意妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第7号「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情」につきましては、「インボイス制度の廃止について言及しており、税の公平性の観点から採択することは難しい。」とする意見がありました。

挙手による採決の結果、出席議員の賛成少数をもちまして、本件は不採択すべきもの

と決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【14番 石塚柏議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。3番佐藤文子議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番（佐藤文子） 私は陳情第1号、陳情第2号が委員長報告では趣旨採択とされましたので、この2件とも陳情項目に記載のとおり、国の制度改正と関わる事項でありますので、ぜひとも国に意見書を提出するべく、趣旨採択ではなく採択するよう求める立場で討論をいたします。

陳情第1号は、看護師や介護士の深刻な離職や人材不足の要因となっております低賃金や過密・長時間労働を抜本的に改善するために、配置基準の見直しや大幅賃上げ、夜勤規制を求めているものでありますが、いずれも国による制度改正に関わるもので、現場の実態から制度上の問題に切り込んだ切実な内容であります。

また、配置基準見直しや賃上げなどは、報酬引き上げと切り離せない問題であり、そのことが患者や利用者の負担増とならないよう配慮された内容となっております。

ぜひ採択していただきたいものであります。

陳情第2号は、ケア労働者の労働環境、その中でも喫緊に改善が図られるべきこととして賃上げと人員増のための診療報酬・介護報酬改定、さらには物価高騰対策を含めて10パーセント以上の診療・介護報酬の改定を求めたものであります。

報酬引き上げ率の根拠を明確に示しており、採択が当然と考えます。

看護師や介護士は、人の命を預かり、夜勤は宿命の職種であります。介護、看護、看護師は救急、急変対応、検査、投薬、治療補助等、勤務中は緊張の連続で大変忙しい一日を送っております。国家資格に見合う賃金、心身の回復がしっかり得られる労働環境、ゆとりを持って患者や利用者に対応できるように、そして長く働き続けられる職場環境

となるよう、ぜひ陳情第1号、第2号を採択していただき、国に意見書を上げていただきますことを重ねてお願いをしまして討論といたします。

そして、次に、陳情第7号です。

インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に提出するよう求める陳情に、私は賛成し、採択していただくよう討論いたします。

令和5年10月から始まったインボイス制度は、それまで消費税の免税事業者であった売り上げ1,000万円以下の小規模事業者や個人事業主にインボイス発行事業者登録による課税事業者となることを迫り、納税義務を負わせるものであります。

納税負担増と手取りの減少、そして課税事業者にならなければ取引中止となるその不安、経理や実務負担の増大など、これらはインボイス制度実施前から懸念されておりました。だからこそ、政府も激変緩和策として経過措置を講じたものと思われま

す。今、依然として厳しい物価高や人手不足や後継者不足にインボイス制度が引き金となって、個人事業主や小規模事業者、フリーランスなどでの廃業や倒産に追い込まれるケースが全国で起こっています。飲食料品店、小売店や衣料品、お米や野菜の販売農家、建設業の一人親方、運輸業に携わる方などたくさんの小規模事業者や個人事業者が地域経済を支えています。こうした方々の経営が持続できるように、インボイス制度の廃止を目指して、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう国に求めていくのは当然のことだと考えます。

以上から、本陳情は採択すべきことと申し上げて討論といたします。

以上です。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（後藤 健） ほかに討論ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、8番秩父議員。

○8番（秩父博樹） 通告しておりませんが、発言させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（後藤 健） はい、どうぞ。

【8番 秩父博樹議員 登壇】

○8番（秩父博樹） 私は、陳情第7号、インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情につ

いて、反対の立場で討論させていただきます。

インボイス制度は、事業者間の取引の消費税額を正確に把握し、より公正な税制を実現するのが狙いであります。租税法にかなったものであります。この制度により、売り上げにかかる税額と仕入れにかかる税額が明確になりました。諸外国では、これは普通に行われている制度であります。

導入前、消費税の納税義務が免除されている売上高1,000万円以下の免税事業者がインボイスを発行することにより、課税事業者として扱われ、消費税の納税義務が生じるようになりました。これは本来、国に納めるべき消費税が事業者の手元に残る、いわゆる益税の解消につながるものであり、税の公平性から見ると、これはとても貴重なことであります。

また、インボイス制度導入に当たっては、2割特例及び8割控除といわれる経過措置が設けられ、現在、納税額が売り上げ時に受け取る消費税額の2割で済んでいる状況であります。

なお、国税庁が発表した令和6年分の確定申告における個人事業者の消費税、この2割特例の適応件数は83万7千件余りのようです。我々公明党は、この時限付きの制度をさらに今、延長するように国に要望しているところであります。

また、インボイスに記されている消費税額を足し合わせれば、税額控除の金額が導き出せるので、導入前よりも今、計算がしやすくなっております。国の方では、このインボイスに対応した企業に対し、会計ソフトや受注発注ソフトを導入するための補助率最大4分の3であるIT補助金制度も実施しており、さらには事業者の立場に立ったきめ細かい周知・広報やインボイスの記載不備を未然に防止するためのチェックシートの作成や周知も行っているところであります。そして、持続化補助金においては、課税転換した企業に対し50万円の上乗せ補助も行ってきております。

そもそも課税事業者になるかどうかは、これは各事業者の判断ということであります。公正取引委員会は企業間で不当な扱いを受けることがないように、監視・対応をしています。

私もインボイス導入以前から事業者の方から様々な声をいただけてきました。そこには耳を傾けるべき点が多くあるのも事実であります。それらのお声は、この制度の公正さというよりも、この今、事業者の負担に係る観点が大部分であるなというふうを受け取っているところであります。これが制度廃止となりますと、これまで長きにわたって

定着に向けてきたところから、一転して混乱を来してしまうのではないのでしょうか。廃止ではなく、もう一重、丁寧^{いちじゅう}にこの現場の声を聞きながら改善を求めていくべきというふうに考えます。

以上の観点から、教育厚生常任委員会で決したとおり、この陳情第7号は不採択とすべきと申し上げ、私の反対討論といたします。

【8番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（後藤 健） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、陳情第1号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護実現のため国に意見書提出を求める陳情を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままでお願いいたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。本件は、趣旨採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者21人 起立）

○議長（後藤 健） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、趣旨採択とすることに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、陳情第2号、ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままでお願いいたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。本件は、趣旨採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者21人 起立）

○議長（後藤 健） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、趣旨採択とすることに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、陳情第7号、インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままでお願いいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 2 人 起立)

○議長(後藤 健) ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、陳情第 3 号及び陳情第 5 号の 2 件を一括して採決いたします。本 2 件に対する委員長報告は採択であります。本 2 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本 2 件は、採択することに決しました。

○議長(後藤 健) 日程第 2 2、意見書案第 1 号及び日程第 2 3、意見書案第 2 号の 2 件を一括して議題といたします。

意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号の 2 件は教育厚生常任委員長から提出されております。

お諮りいたします。意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号の 2 件は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本 2 件は、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております本 2 件は、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 討論なしと認めます。

これより意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号の 2 件を一括して採決いたします。本 2 件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただ今、議決されました意見書案第1号及び意見書案第2号の2件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長（後藤 健） 日程第24、各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条並びに第110条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

○議長（後藤 健） 日程第25、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条の規定により、お手元に配付のとおり令和7年度秋田県南地域市議会議員研修会へ議員派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、令和7年度秋田県南地域市議会議員研修会へ議員派遣することに決しました。

○議長（後藤 健） 以上で、本定例会の日程は全部終了しました。

○議長（後藤 健） これにて令和7年第4回大仙市議会定例会を閉会いたします。
長期間にわたり大変お疲れさまでした。

午前10時52分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

令和 7 年 第 4 回 大 仙 市 議 会 定 例 会 日 程 表

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
第 1 日	1 1 月 2 8 日 (金)	本 会 議	1. 開 会 2. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 3. 会 期 の 決 定 (2 1 日 間) 4. 議 長 報 告 5. 市 政 報 告 6. 議 案 等 審 議 ・ 承 認 を 求 め る 件 1 件 (説 明 ・ 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 委 員 長 報 告 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 表 決) ・ 同 意 を 求 め る 件 1 件 (説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 表 決) ・ 条 例 案 3 件 (説 明 ・ 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 委 員 長 報 告 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 表 決) ・ 予 算 案 7 件 (同 上) 7. 議 案 等 上 程 ・ 条 例 案 4 件 (説 明) ・ 議 決 を 求 め る 件 7 件 (同 上) ・ 予 算 案 4 件 (同 上) 8. 散 会
	1 1 月 2 9 日 (土)	休 会	
	1 1 月 3 0 日 (日)	休 会	
	1 2 月 1 日 (月)	休 会	
	1 2 月 2 日 (火)	休 会	一 般 質 問 ・ 議 案 質 疑 通 告 締 切 (正 午 ま で)
	1 2 月 3 日 (水)	休 会	
	1 2 月 4 日 (木)	休 会	

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
	1 2 月 5 日 (金)	休 会	
	1 2 月 6 日 (土)	休 会	
	1 2 月 7 日 (日)	休 会	
第 2 日	1 2 月 8 日 (月)	本会議	1. 開 議 2. 一般質問 ※一般質問者 (6 人) 1. 菊地 伸 2. 門脇智宏 3. 秩父博樹 4. 小須田逸子 5. 佐藤芳則 6. 佐藤隆康 3. 散 会
第 3 日	1 2 月 9 日 (火)	本会議	1. 開 議 2. 一般質問 ※一般質問者 (5 人) 1. 高橋智也 2. 山谷喜元 3. 佐藤文子 4. 挽野利恵 5. 本間輝男 3. 議案等審議 ・ 条 例 案 4 件 (質疑・委員会付託) ・ 議決を求める件 7 件 (同 上) ・ 予 算 案 4 件 (同 上) ・ 陳 情 7 件 (委員会付託・議員配付) 4. 散 会
	1 2 月 1 0 日 (水)	休 会	各常任委員会審査
	1 2 月 1 1 日 (木)	休 会	各常任委員会審査
	1 2 月 1 2 日 (金)	休 会	事 務 整 理

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
	12月13日(土)	休 会	
	12月14日(日)	休 会	
	12月15日(月)	休 会	事 務 整 理
	12月16日(火)	休 会	事 務 整 理
	12月17日(水)	休 会	事 務 整 理
第4日	12月18日(木)	本会議	1. 開 議 2. 議席の一部変更 3. 議案等審議 ・ 条 例 案 4件 (委員長報告・質疑・討論・表決) ・ 議決を求める件 7件(同上) ・ 予 算 案 4件(同上) ・ 陳 情 5件(同上) ・ 意 見 書 案 2件 (質疑・討論・表決) 4. 閉 会

一般質問通告者

質 問 者	質 問 事 項
4番 菊 地 伸 議員	1. オーガニックビレッジ宣言について 2. 産後ケア事業について 3. アメリカシロヒトリの防除体制について
11番 門 脇 智 宏 議員	1. 充電式電池、リチウムイオンバッテリーの回収について 2. 大仙市災害時応援協定について
8番 秩 父 博 樹 議員	1. 予防医療の推進について 2. プラスチックごみリサイクルの更なる推進について
2番 小須田 逸 子 議員	1. 柏台太陽光発電所とその関連の問題について
9番 佐 藤 芳 則 議員	1. 体育館への空調設備の設置について 2. 農林業の振興について 3. 産業育成、企業誘致及び雇用の創出について
12番 佐 藤 隆 康 議員	1. 空き家対策について 2. 誘引樹木伐採事業補助金について
6番 高 橋 智 也 議員	1. 大仙市の観光について
20番 山 谷 喜 元 議員	1. クマ出没による市民の屋外活動の制限に対する取り組みについて 2. 国の大型補正予算に対する大仙市の対応について
3番 佐 藤 文 子 議員	1. 高校生への通学定期券購入助成について 2. 農業問題について <ol style="list-style-type: none"> 1) 農家の営農を継続でき、国民が安心して国産米を食べられるために 2) 耕作放棄地対策について 3) 若者農業者の育成について

質 問 者	質 問 事 項
7 番 挽 野 利 恵 議員	1. 認知症対策について 2. 子宮頸がんおよびHPV関連がんを予防する HPVワクチンについて
1 7 番 本 間 輝 男 議員	1. 令和7年度予算執行状況の確認と国の補正予 算への対応 2. 大仙市農業の行政としての方向性

議案等一覧

番号	件名	議決月日	審議結果
118	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	11月28日	同意
119	大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同上	原案可決
120	大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同上	同上
121	大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同上	同上
122	令和7年度大仙市一般会計補正予算（第8号）	同上	同上
123	令和7年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	同上	同上
124	令和7年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	同上	同上
125	令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）	同上	同上
126	令和7年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）	同上	同上
127	令和7年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）	同上	同上
128	令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）	同上	同上

番号	件名	議決月日	審議結果
129	大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	12月18日	原案可決
130	大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	同上	同上
131	大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同上	同上
132	大仙市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	同上	同上
133	財産の処分について	同上	同上
134	大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について	同上	同上
135	太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定について	同上	同上
136	太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について	同上	同上
137	大仙市総合公園野球場及び大仙市総合公園テニスコートの指定管理者の指定について	同上	同上
138	大仙市サン・スポーツランド協和野球場等の指定管理者の指定について	同上	同上
139	大仙市太田体育館等の指定管理者の指定について	同上	同上
140	令和7年度大仙市一般会計補正予算（第9号）	同上	同上

番号	件名	議決月日	審議結果
141	令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第4号)	12月18日	原案可決
142	令和7年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算 (第3号)	同上	同上
143	令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算(第2号)	同上	同上

《報告》

番号	件名	議決月日	審議結果
7	専決処分報告について(令和7年度大仙市一般会計補正予算(第7号))	11月28日	承認

《陳情》

番号	件名	議決月日	審議結果
1	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情	12月18日	趣旨採択
2	ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情	同上	趣旨採択
3	「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書	同上	採 択
5	「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情	同上	採 択
7	インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情	同上	不採 択

《意見書》

番号	件名	議決月日	審議結果
1	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書	12月18日	原案可決
2	「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県から市町村へ財政支援を求める意見書	同上	原案可決